UNFPA(国連人口基金)は、すべての女性、男性、そして子どもが健康な生活を送り、 平等な機会を享受できる世界を実現するために活動する国際開発機関です。 UNFPAは、

貧困を減らし、

望まれない妊娠をなくし、

すべての出産が安全に行われ、

すべての若者がHIV/エイズの脅威にさらされることなく生活し、

すべての女性と少女が尊重され、尊厳ある人生を送ることができるよう、

人口統計データを用いながら、さまざまな国の政策を支援しています。

すべての人に価値がある。 だから、UNFPAは活動を続けます。





共通の理解を求めて一文化・ジェンダー・人権



United Nations Population Fund 220 East 42nd Street, 23rd Fl. New York, NY 10017 U.S.A. www.unfpa.org



共通の理解を求めて 一文化・ジェンダー・人権

Copyright © UNFPA 2008

国連人口基金 事務局長 トラヤ・オベイド

● 世界人口白書 2008

概要	1
人権	2
女性のエンパワーメントと ジェンダーの平等	3
リプロダクティブ・ヘルス と リプロダクティブ・ライツ	
貧困、不平等、人口	5
戦争、ジェンダーの平等、 女性のエンパワーメント	7

結論

文化との対話: はじめに	9
なぜ文化か	9
背景	10
文化とは何か	12
文化の誤ったとらえ方	13
なぜ文化に配慮した アプローチが重要か	14
各章の概要	16

)	文化との対話: 人権に対する支援の 構築) 19
)	110210	
	人権をめぐる議論	20
)		
	人権は進化する	2
-		
	人権に対する文化的正論	当性
3	の構築	22
-		



19

20

21

22

文化との対話: ジェンダーの平等の 推進と女性の エンパワーメント	27
ジェンダーの平等、 女性のエンパワーメント 文化	29
権力がもつ様々な顔: アフリカの例	30
ラテンアメリカの ドメスティック・ バイオレンスに対する 文化闘争	31
文化、ジェンダー、人権	33
文化との対話: 経験から得られた7つの	

义

教訓

図1:文化、ジェンダー、 人権への理解 33

34



英文版表紙写真 サルバドルのストリートで踊る ダンサーたち (ブラジル)。

© Peter Adams/Getty Images

共通の理解を求めて 一文化・ジェンダー・人権

4	•	6		
文化との対話: リプロダクティブ・ ヘルスとリプロダク ティブ・ライツ 43	文化との対話: 貧困、不平等、人口 55 人口問題・貧困・ 不平等の文化的背景 56	文化との対話: 紛争下における ジェンダーとリプロダ クティブ・ヘルス 65	文化との対話: いくつかの結論	77
女性性器切除(FGM/C): 文化的知識の価値 44	文化と出生率の問題 56	文化、ジェンダー関係、 武力紛争 65		
文化を精査する 46	貧困とヘルスケアの提供 58	武力紛争下におけるジェンダ ーの関係に取り組む:		
文化と男らしさと セクシュアル/リプロダク ティブ・ヘルス 50	文化とリプロダクティブ・ ヘルスに関する問題 58	国連安全保障理事会決議 1325号(2000年) 66		
	人口移動・移民・文化の 多様性 61	文化に配慮したアプローチ、 ジェンダー関係、武力紛争 68		
	図	影響、分析、対応 71		
	図2:富裕層と貧困層 間の出生率の差 56	開発機関内での文化との	出典と指標	81
		対話 74	出典	82
	図3:家族計画の総需要と アンメット・ニーズの 中位レベル(地域およ		 指標 	86
	び収入の5分位階級別) 57		カイロ会議の目標の検証	E 86
	図4:産前ケア提供の有無 59		人口・社会・経済指標	90
	図5:専門技能者立ち会いの		人口の比較的少ない国・ 地域の指標	94
	下での出産 59 表		指標の注	96
	表1:妊産婦死亡率、 妊産婦死亡数、生涯に		テクニカル・ノート: 指標の解説	97
	わたる妊産婦死亡の リスクの推計値(国連 MDGの区分地域別・ 2005年) 58		編集チーム	100
			背景写真: 赤ちゃんを抱くキューバの女性 © I Royan/Still Pictures	Ė





概要

文化はこれまで常に開発の中心にあったが、それは今も変わらない。文化は人々 の生活の基本的かつ自然な側面として、開発政策とその計画の中に統合されなけれ ばならない。本白書ではこの過程が実際にどのように機能しているかを示していく。

本書は、国際的人権の枠組みが世界的に妥当性をもつということに出発点を置く。 したがって、文化に配慮したアプローチが人権一般、特に女性の権利の実現にとっ ていかに重要かを議論し、具体例を示すことに焦点を当てた。

本書では、開発に関する人々の経験を形成する日常の出来事に目をやりながら、 開発の概念的枠組みと実践を概観する。文化に配慮したアプローチは文化に精通し ていること(cultural fluency)を求める。つまり文化がどのように作用するか、また 文化とどう取り組むかについてよく知ることである。本書は文化に配慮した戦略の 課題と困難な問題のいくつかを提示し、他とパートナーを組むことでどうそれに取 り組めるかについて示唆を与える。

文化とは、人々の間で継承され共有される意味づけや共通理解の型であり、人々 の暮らしに影響を与え、人々が自分たちの社会を解釈するレンズになる。文化は 人々の思考と行動に影響を与えるが、思考や行動を画一にするものではない。

文化はより広い文脈で見る必要がある。文化は、外部状況に影響を及ぼしたり、 そこから影響を受けるなどして、それらに呼応しながら変化する。文化は静止して いるものではない。人々は絶えずそれを作り替えている。ただ、文化のある側面は 非常に長期にわたって人々の選択や生活形態に影響を与え続けている。

文化的慣習、規範、行動、態度は捉えにくく、動的で多様性に富んでいる。一般 化は危険である。一つの文化を他の文化の規範や価値観で判断するのは特に危険だ。 そのように単純化しすぎると、一つの文化に属する人々は全員同じように考えると いう思いこみにつながりかねない。これは間違った認識であるだけでなく、文化的 変革を推進する要素の一つを無視することになる。その要素とは、文化の内部にあ る抵抗の多様な表われ方であり、変動はそこから起こる。ジェンダーの平等に向け た運動は、この過程が現実に起こっている良い例である。

◀ ネパール人の家族。

© Peter Bruyneel

文化的配慮や取り組みを求めることが、時に有害な伝統的慣習を受容することとして、あるいは普遍的人権に従わないことに対する言い訳として、誤って解釈されることがある。これは本書の意図とはほど遠い。このような相対主義は行動の基礎とはならず、停滞と挫折を生むだけである。人権を侵害する価値観と慣行は、すべての文化の中に見られる。文化に配慮したアプローチでは、人々にとって意味があるのは何かを探り出し、その知識に沿って活動する。文化的現実を受け入れることで、有害な文化的慣習に立ち向かい、良いものを強化する最も有効な方法は何かを明らかにすることができる。

文化に配慮したアプローチは、

- 「何(what)」という問いを乗り越えて、物事が「どのようにして(how)」「なぜ(why)」今のようになったのかを見る。
- 対話と積極的変革の基礎となる現地の知識と人間関係を 探る。
- 一般化を避け、同じ文化内であっても価値観と目標に違いがあることを認める。
- 現地のコミュニティとともに活動する人々が謙虚である よう促す。
- 理論や想定でなく、文化を含めた人間社会の現実に対する深い理解が、政策の基礎となることを保障する。

文化に配慮したアプローチは論理的かつ実践的で、文化的発展は経済や社会の発展と同じように人々の権利であると認識している。文化の中には独創的解決策がたくさんあり、文化に配慮したアプローチは、その解決策を探しあて活用する。文化に配慮したアプローチは、法的・政治的・経済的・社会的権力関係を含む現地の状況と、それが開発にとってどういう意味をもつかを理解するのに重要である。

人権

世界人権宣言(1948年)に加えて、国連加盟諸国は、普遍性、不可分性、相互依存、平等、非差別の原則について詳述した広範囲にわたる条約を採択している。一旦これらの条約が発効すれば、加盟国はその規定に拘束されることに同意する。基本的な規定は、すべての国に対し拘束力をも

つ。これらの条約に、国際人口開発会議の行動計画 (1994年) と第4回世界女性会議の行動綱領 (1995年) のような合意 文書が加わる。

人権の普遍性についてはかなりの論議がなされてきたが、人権と諸文化との重要な相互関係については見過ごされることが多かった。人権の枠組みには、個人の権利と同様、集団的権利の保護も含まれる。これら権利の中にリプロダクティブ・ヘルスを含む健康に対する権利がある。権利の言語は、すべての文化に共通する剥奪や抑圧への抵抗の言語でもある。人々は自分自身の権利要求のために権利の言語を使い始めた。

普遍的権利は具体的な人々と集団によって、それぞれの 文化的状況の中で実現されているのであり、そのような理 解が必要である。この実現こそ、文化に配慮したアプロー チが達成しようと目指していることである。

文化に配慮したアプローチは以下のことを認識している。

- 異なる文化をもつ人々は権利について異なる理解をする。
- 同じ文化の中でも人々は権利に関する経験について異なる見方をする。
- 人々は自分たちの文化的状況に適した方法で権利を主張 する。
- 人権は「文化的正当性(cultural legitimacy)」を通して根づかせることができる。
- 文化的正当性を推進するには、文化的知識と文化的取り 組みが必要である。

文化に配慮したアプローチは、人権と文化が相互にどう 作用するかを理解する手段を提示することができる。人々 は文化的に正当性があると見る場合は人権を尊重するが、 そのような正当性を確保するには重要な予防策が必要であ る。

- 権利に関する特定の解釈を押しつけて文化の主体者意識 を傷つけるようなことを避ける。
- 権利の意味をめぐる葛藤を避けず、葛藤があることを認める。
- 現地の規範や慣習を真剣に考慮に入れることで政策に貢献する。
- 文化を地方、国、国際レベルで理解し、それらの相互関

係を理解する。

文化に配慮したアプローチはすべての社会を包含し、社 会から取り残された集団を含め、コミュニティに働きかけ ることを求める。この過程は早急にできることでも、予測 できることでもない。人権が全面的に実現された状態での 人間開発の成否は、敬意をもって文化と真剣に取り組むか 否かにかかっている。

女性のエンパワーメントとジェンダーの平等

1975年以降の様々な国際会議で、政府、市民社会、国連 機関は、具体的な目標と対象を掲げて、女性とともに女性 のために活動することを約束した。2000年のミレニアム開 発目標は最も新しい目標である。しかし、ジェンダーの不 平等は多くの文化圏で広くかつ根深く残っている。女性・ 女子は10億人に上る世界の貧困層の5分の3、読み書きので きない9億6000万の成人の3分の2を占め、女子は学校に行 っていない子ども1億3000万人の70%を占める。社会的・ 文化的規範や伝統の中にはジェンダーに基づく暴力を恒久 化させているものがあり、女性も男性も見て見ぬふりをす るか、それを受容することを学習することがある。実際、 女性が自分たちを抑圧する構造を擁護することもある。

文化の中で権力が強制的に行使されている。その強制は 目に見える形であるか、政府や法律の仕組みの中に隠され ているか、あるいは人々の意識の中に深く根を張っている かもしれない。したがって、権力関係はジェンダー関係を 維持し形成する粘着剤であり、その粘着剤はまた、文化が 相互に作用しその姿を現す理屈と方法を補強する。児童婚 (産科的フィスチュラと妊産婦死亡の主因)や女性性器切除 (深刻な後遺症につながる)などの慣習は、禁止する法律が あるにもかかわらず多くの国で続いている。これらの慣習 は自分の子どもや自分自身を守る一つの形であると信じ て、女性がその存続に加担していることもある。

文化との軋轢なしにジェンダーの平等が進んだというこ とは、いまだかつてない。例えばラテンアメリカの女性は、 ジェンダーに基づく暴力を顕在化させ、それを禁止する法 律を確保することに成功したものの、法律の施行にはいま だに問題がある。

女性のエンパワーメントとジェンダーの平等をプログラ ム化する際に国連人口基金(UNFPA)がとるアプローチは、 人権とジェンダーの主流化と文化的配慮を統合させ、内側 から変容させる力のある文化変革を奨励することである。 UNFPAは政府と協力するだけでなく、様々な国内の組 織・個人とも協働する。UNFPAはその多くを「変革の担 い手」とみなしている。

「文化のレンズ」は、UNFPAにとってジェンダーの不 平等に異議を唱え、同盟関係を打ち立てるための手段であ る。この手段は、より一層文化に精通することを助けるが、 そのことは文化的受容と主体者意識について対話し、説得 し、それを育成するために必要である。

文化に配慮したアプローチは、ニーズ、経験、文化の違 いに呼応しなくてはならない。また、人々が自分たちの置 かれた状況とどのように対話するかを理解しなくてはなら ず、さらに地元の抵抗から学ばなくてはならない。このア プローチは、思慮深く、批判的かつ包括的でなければなら ない。

リプロダクティブ・ヘルスとリプロダクティブ・ ライツ

リプロダクティブ・ヘルスとリプロダクティブ・ライツ の意味づけは、国民やコミュニティによって多様である。 また一つのコミュニティの中でも、人によってその理解は 異なる場合がある。文化に配慮するということは、これら 多様な意味づけを認識し理解することであり、予測できな い現実に対して心構えができているということである。例 えば男性によっては、一見利己的にみえても、ジェンダー の平等を求めて活動するかもしれず、女性によっては自分 にとって明らかに有害な慣習を支持するかもしれない。文 化に配慮したアプローチは、出産に関し男女がどのような 貢献をしているかについての現地のコミュニティの考えを 理解した上で活動することを求める。たとえば、女性ない しカップルが子どもを産まない時、それは何を意味するか、 女性の受胎能力に対する避妊の影響、「男らしさ」を構成 するのは何かについての男性の意見などについて理解する ことが、効果的な協力には必須である。

文化に配慮することは、出産の時期、出産間隔、家族の 人数を自主的に計画しようとするカップルや個人に対する 抵抗を軽減し、克服するのを助ける。それは、女性の能力、 特に妊娠・出産を調節する能力を強化する方法を準備す る。文化に配慮したアプローチは、セクシュアル/リプロ

ダクティブ・ヘルスの推進に関わる開発協力組織にとって 欠かせない手段である。

文化に配慮したアプローチは、ある種の有害な伝統的慣習、特に女性性器切除に反対する活動に地域住民を結集させ、彼らと連携を結ぶ際にも重要である。ほとんどの国の政府、地域社会、国際社会は、この慣習が人権侵害であり、心身の健康に危険を及ぼすとして、断固反対している。しかし、ある社会では伝統として広まっており、しかも深く根を張っている。時として、完全に歪められた宗教的教義の解釈がそれを支えていることもある。女性性器切除は、一人前の成人として社会の仲間入りをするのに必要と考えられたり、これを経ていない女性は醜くて非衛生的と見なされることがある。この慣習を止めさせるには、コミュニティとの密接な協力と話し合いに基づき、すべての異なる文化的意味づけを考慮に入れ、意味のある代替案を探す作業が必要となる。

われわれは文化的な課題に対応できるよう、われわれ の経験を見直している。文化的課題への対応とは、国、 コミュニティ、個人が世界共通の原則を解釈し、それを 文化に配慮した用語に翻訳し、それに基づいてプログラ ムを、それも人々がこれこそ自分たちのプログラムと感 じられるようなものを企画するのを手助けすることであ る。

われわれはこれを成功させることができる。それは、 もしわれわれが一人ひとりの命は独自の価値をもつもの であり、開発の権利とは、男性と女性が人間として最大 限自らを表現する権利であるという確信を自らの心に刻 んでいればである。

-トラヤ・オベイド UNFPA事務局長

地元の努力を認め支援するにあたって重要なことは、オピニオン・リーダーや指導者と協力関係を結ぶことである。また、この分野で広範囲な人々に働きかけ、大きな影響を及ぼす活動をしている人々と協力関係を結ぶことも重要である。最も劇的な変化のいくつかは、文化的規範や慣習の守護者、つまり「番人」が、女性の権利の擁護者となった時に起こる。カンボジアでは、仏教の尼僧と僧侶がHIVとの闘いにめざましい活躍をしている。ジンバブエで

は、地元のリーダーがその難題を取り上げた。この同盟関係がうまくいっている場合には、人権とジェンダーの平等という分野で幅広い協力関係が模索され、HIV予防とエイズの治療・ケアなど特定の分野に適用される基準が作られる。また、文化的配慮に必然的に必要となるのは、他の多くの地元の努力、例えば女性、若者、労働者の組織などによって行われている変革のための努力と、彼らの活動のやり方や相互に補強しあう方法を考慮に入れることである。

宗教は多くの人々の生活の中心にあり、文化の重要な一側面である。それは最も身近な事柄に関する決定や行動を左右する。「名誉」の名の下の殺人や「痴情殺人」など、露骨な人権侵害である文化的慣習を正当化するのに宗教が利用されることがあるかもしれない。文化的配慮は、社会の内側から慣習に反対する多くの女性と数少ない男性に対する支援を引き出せる。

文化に配慮したアプローチは、ミレニアム開発目標を達成する上で不可欠である。その目標の一つが目標5の妊産婦死亡率を75%減らすというものである。妊娠や出産が原因で死亡する女性の数は、1980年代以来、53万6000人と基本的に変わらない。その数字の何倍にもあたる1000万人から1500万人の女性が傷害や疾病に苦しんでいる。妊産婦死亡率の低下と、産科的フィスチュラのような傷害の予防は、妊娠と出産のケア、合併症の際の救急治療体制、家族計画の利用が、いかに改善されるかにかかっている。文化的配慮は、これら重要な計画を成功させる上で不可欠である。

例えば、プログラムの企画、実行、普及に男性を参加させることは、文化に配慮したアプローチの手段であり、結果であり、また行動と態度の変容を目指すいかなる開発プロセスにとっても必須要件である。ジェンダーの不平等と男性の否定的態度は、一般的に、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに対する異議申し立てと見なされる。ジェンダーとその不平等に関する男性の経験を詳しく観察することも、文化に配慮したアプローチを構築する一つの要素になる。

男らしさやセクシュアリティをめぐる文化構造ゆえに、 危険を顧みない行動が増え、他人に助けを求める男性が減 る可能性がある。女性と比べて男性は若い時期に性行動を 始め、相手の数も多い傾向がある。これは「真の」男をつ くるのは何かという社会の期待と関係している可能性があ り、それが危険な性行動を煽っている。中には自分の健康



▲ 誰でも教育とヘルスケアを受けられることがすべての人に役立つ。 © UNICEF/HQ06-1355/Claudio Versiani

よりも男らしさに関心がある男性もいるかもしれない。文 化構造のためにストレスとプレッシャーが増し、いやがる 女性に無理強いしてまで「男性」の権威を行使し男である ことを証明しようとする男性もいる。彼らの行動は女性の 健康を損なうだけでなく、社会的人格までも傷つけること になる。レイプされた女性が、その犯人との結婚を強制さ れたり、姦通のそしりを受けることさえある。

男性は、他人に助けを求めたり、情報を求めることさえ 弱さの表れとみなすことがある。女性と比べるとHIVのカ ウンセリングと抗体検査を自発的に受ける男性ははるかに 少ない。男性の無知と不安は女性と男性の双方を危険にさ らすが、男性は自分の行動が危険だとみていないことがあ る。社会・経済的要因も重要である。貧困、薬物、銃があ りふれた社会では、HIV/エイズが他の危険と同居している。 文化に配慮したアプローチは、男性の行動に関する標準 的説明を越えて、社会・政治・法律をめぐる状況の相互関 係を調べ、その結果としての文化規範、および男性と女性 がどのような条件下で規範に抵抗するかについても調査す る。この知識を土台に現地の事業計画を進めれば、目標の 定まったよく計画された開発支援が可能になる。

貧困、不平等、人口

国際人口開発会議(ICPD)行動計画は人口目標達成の基盤 であり、開発はこれに依存している。ICPDの目標はミレニ アム開発目標(MDGs)の中に取り込まれ、そこにはリプロ ダクティブ・ヘルスケアと教育を誰でも受けられるように すること、女性のエンパワーメントとジェンダーの平等を 達成することが含まれている。社会から取り残された人々 は開発政策の恩恵を受けることが最も少なく、貧困になる 可能性が高い。彼らの教育と保健ケアは恵まれた層ほど良 くはなく、寿命も短い。中でも貧しい女性ほど伝統と文化 の有害な側面に縛られており、妊産婦死亡、疾病、傷害の 危険も高い。

不平等な「開発」により、貧困の範囲と深刻度がますます拡大する。保健と教育のレベルが低いと、健康や福祉の向上に所得を回すことが難しく、個人としての人生目標を立てたり、それを達成するのがより困難になる。ジェンダーの関係と身体的能力によって、人々の機会と資源の利用が決定され、人権を享受する能力が左右される。したがって、地域の実態と条件の中で行われる人々の選択を分析することは、よりよい政策の前提条件となる。

人口問題は、人々が特定の文化状況の中で行う決定、例えば家族計画、教育、保健ケア、移住などに関する決定に行き着く。昔の農村社会と比べると、開発によって子どもの価値が再定義された。小家族にして一人あたりの子どもへの投資を多くすることが規範となり、リプロダクティブ・ヘルスその他のサービスの向上とあいまって、文化もそれに適応してきた。しかし貧しい人々の状況には変化が少ないため、彼らはいまだに大家族を望んでいる。彼らは小家族とよりよい健康、教育が自分たちにどのような恩恵をもたらすのかを、まだわからないでいる。

貧しい女性の中には少ない子どもを強く望んでいる人もいるが、文化的力に抑え込まれている。このことを考えると、家族計画プログラムはバングラデシュのように経済開発がほとんど進んでいない所でも成功する可能性がある。一方で、貧しい女性の中には、自分のリプロダクティブ・ヘルスを守るためというより、子どもを養えないために避妊を利用している人がいる。リプロダクティブ・ヘルスの鍵を握るのは、以下のことを通して妊娠・出産をより安全にすることである。(1)意図しない妊娠を減らし計画的に出産間隔をあけるための家族計画の利用、(2)すべての出産に対する専門家のケア、(3)出産時の合併症に対する時宜を得た産科治療、(4)産後の母子に対する専門家のケア。

専門技能者の立ち会いの下で出産した女性は、産後の経過がそれだけよくなる見込みがある。立ち会い出産の割合が低い貧しい女性、貧しい国の場合は、妊産婦の死亡率と罹病率が高くなる。女性によっては、専門技能者の立ち会いより伝統的産婆を選ぶことがあるかもしれない。なぜなら、伝統的産婆は産前産後にわたって広範囲なサービスを提供してくれるし、女性とその文化によく通じているから

である。リプロダクティブ・ヘルスサービスの課題は、女性と文化的つながりのある専門技能者を立ち会わせることと、文化的に受容される救急・産科ケアの効果的支援および専門医照会を整備することである。

移住の関係者はすべて複雑な経験を経てきている。国際 移住者は2005年に1億9100万人前後おり、少なくとも年間 2510億ドルを自国に送金し、家計と国の経済にかなりの効 果をもたらしている。彼らは経済面だけでなく文化面でも 貢献している。彼らは移住先と出身地で文化的メッセージ を取り上げ、それを伝えている。そこには人権やジェンダ ーの平等に対する態度も含まれている。

受け入れ国の移民政策は、しばしば移住者に対する誤解、 差別、敵愾心と闘わなければならない。送り出し国は、熟 練技能や資格をもつ労働者と家族やコミュニティの構成員 の喪失という問題に対処しなければならない。移住の闇の 側面である人身売買は、関連するコミュニティと個人に損 害を与える。移住政策が厳しくなっていることから、人身 売買は増加しつつあり、移住者は経済的搾取と身体的な虐 待や暴力にさらされている。このような状況は、対立する 文化論に豊富な材料を提供している。移住集団の中には生 まれ育った文化から遠く離れて疎外感を味わい、また移住 先の文化からはのけ者にされているものがある。その集団 の中では伝統の作り替え(中には女性性器切除のような有 害な慣習の温存につながるものもある)が起こることもあ る。

国内移動の場合は、幅広い危険と機会をもたらすが、その土地の住民と移動してきた人とを問わず、危険はより貧しい側に偏って起こる。都市にはリプロダクティブ・ヘルスを含むよりましな社会サービスがあっても、経費がまかなえず移住者側に社会的ネットワークがないため、利用できない状態にある。移住者の多くは、明らかにケアの質は劣っていても故郷に帰って出産する。

経済的・社会的変化の影響は累積され、それを受けて文化もまた変化を余儀なくされる。しかし、その過程は迅速とはいかないかもしれず、適応がうまくいくかどうかは、何が起きているかに対する理解にかかっている。文化的変化自体が、その変化を生み出した社会、政治、経済状況を変えることがあり、伝統と意味体系は多くの変化を生き抜くことがある。

戦争、ジェンダーの平等、女性のエンパワーメント

戦争では、女性が文化の保護者とみなされるため攻撃目 標にされる。レイプは女性を狙った暴力行為であるばかり でなく、女性の背後にある国や社会のアイデンティティを 構成する文化への暴力行為でもある。レイプされた女性は自 分の属するコミュニティから、堕落している、あるいは価値 がないと見なされ、その結果さらなる暴力に苦しむこともあ る。ジェンダーに基づく暴力に公然と取り組むコミュニテ ィはほとんどなく、女性はそのことを語らないことが多い。

文化の軍事化 (militarization of a culture) は、女性のエン パワーメントとジェンダーの平等に逆行する働きをする。 それは部分的には、暴力件数の増加と暴力の容認を通して 起こる。紛争は、男性不在の中で世帯主になるかもしれな い女性にさらなる責任と犠牲を押しつける。男性は家族を 守る責任を果たせないで無力感を覚えるかもしれない。こ のことが男性の怒りと暴力を引き起こすことがある。

女性の人権は国際的安全保障の問題でもある。このこと は国連安全保障理事会の決議1325号によって認められた が、同決議はさらに文化に取り組み、女性が平和プロセスの 一部であることを保障する必要があると認めている。この決 議には見落とされている点があり懸念されるものの、それは 政策に重要な欠陥があることを認め、変革を求めている。

文化的配慮は、開発援助と人道的支援に携わっている 人々が、武力闘争によるストレスと闘っている女性を対象 として活動する際にも必要である。文化に配慮したアプロ ーチは、ジェンダー間に起こり得る、あるいは現実に起き ている関係の悪化を対象とし、リプロダクティブ・ヘルス とライツを含め、ジェンダーの平等に向け女性によって成 し遂げられたいかなる進歩をも守ることを目指している。 文化に配慮したアプローチは、家族を守る男の責任といっ た、男らしさに対する文化的期待を阻害する武力紛争下で は、特に必要である。

戦時下の厳しい状況に直面した男性の欲求不満と無力感 は、往々にして女性に向けられるが、女性は犠牲者、男性 は加害者というありふれた認識は、女性が戦時下に世帯主 として、大黒柱として、家族の世話人として、さらに戦闘 員として果たしている数々の責任を言い表していない。こ の複雑さを理解した上で政策を立て、取り組み法を考えな ければならない。人々の回復力と機知に富む才能、さらに 紛争の結果として起きた変化を認識できないと、紛争後の 優先課題と開発戦略を設定する際に、女性と障害者などの 少数派を排除することになりかねない。

文化に配慮したアプローチは、トラウマと闘っている 人々、難民のセクシュアル/リプロダクティブ・ヘルスニ ーズに応えようとしている人々、地元組織との協調関係を 樹立しようとしている人々、戦争の荒廃の中で人々が自分 の文化的アイデンティティを維持または回復するのを助け ている人々にとっても必要である。

包括的・戦略的協調関係は、文化に配慮したアプローチ の基礎となる。こうした協調関係は、人権に関する創造的 介入には、コミュニティからの意味ある参加が必要という認 識の上に築かれる。意味ある参加とは、象徴、形、強力なコ ミュニケーションの手段を正しく理解した上で成り立つ。

結 論

- 国際開発の関係者は、危険を承知の上で、文化を無視ま たは隅に追いやる。人権を推進するには、地元にいる変 革の担い手を特定し、彼らと協調関係を作ることで、文 化の複雑さ、流動性、中心性を正当に評価する必要があ る。
- 文化的知識に基づいたアプローチは、政策立案に実行可 能性を与え、人権を推進するのに必要な「文化をめぐる 政治抗争 | を可能にする。
- ・文化に精通すると、意味体系、経済的・政治的反対、ま たは支持政策がどのようにして発生・展開するのか、ま た発生・展開させられるのかが判断できる。
- より一層文化に精通するために、UNFPAはプログラム策 定の手段として「文化のレンズ | を提案する。
- 文化に配慮したアプローチは、経済的地位、政治、法律、 階層、年齢、ジェンダー、宗教、民族性などの変異要素 がどのように相互に交わり、様々な理解と権力の表明に つながるのかを調査する。
- 文化に配慮したアプローチは、開発に携わる関係者の間 に、異なる分析の枠組みと作業枠組みを求め、内省を促す。





文化との対話:はじめに

国際人口開発会議(ICPD/カイロ会議)の行動計画に含まれる諸勧告は、 各国が国内の法および開発優先順位との一貫性を考慮し、自国民の様々な宗教的・倫理的価値観および文化的背景を十分に尊重し、また広く承認されている国際的人権との調和を図りながら、国の主権によって実施されるべきである。

-ICPD/カイロ会議 行動計画・原則¹

なぜ文化か

これまでの『世界人口白書』では、ジェンダーの平等、女性のエンパワーメント(能力強化)、リプロダクティブ・ヘルス、人口移動、都市化、貧困などの政策課題を取り上げてきた²。本白書ではこれらの課題を統合し、特に女性のエンパワーメントとジェンダーの平等を念頭に置き、同一の文化を共有するグループが少数民族に資する開発の側面に焦点を当てる。これは重要ながらも顧みられることがなかった領域である。

文化は、人々がお互いに共生する方法を築く一助となり、人々の開発に関する認識やアプローチに影響を及ぼす。国連人口基金(UNFPA)は、1994年のICPD行動計画の目標とミレニアム開発目標(MDGs)を達成する上で、文化に配慮した事業計画が欠かせないことを学んできた。文化に配慮したアプローチは、人権と調和した開発の実現のためにも不可欠である。このアプローチは、コミュニティにおいて人権の主体者意識を確立する助けとなる。

本白書の出発点は、国際的人権の枠組みの普遍的な正当性とその適用にある。文 化的な価値観は人権と調和しなければならない。実際、人権は普遍的な文化的価値 観、つまり、すべての文化が共有する価値観であると表現できるかもしれない。個 人の人権は、より広い社会全般の利益、つまりグループ全体の人権に相反するので はなく、それを高めるものである。伝統的に容認された慣習の中には、人権と対立 するものがある。これらの緊張関係を解決すれば、文化は強固なものになり、個人 の生活は豊かになる。

ここからわかるのは、人権は特定の文化のレンズを通して解釈すべきものではないという点である。つまり人権は、すべての文化によって解釈されるべきものなのである。

文化は変化する。文化は変化する状況に適応する。変化を促す推進力は外部の状

© Carina Wint

[◀] ポルトビエヨの郊外にある母子クリニックで、まもなく迎える出産を待つ若い女性とパートナー(エクアドル)。 文化の役割のひとつは、現在と未来の世代を育み、保護することである。

況からもたらされる場合もあ るが、ある文化に特有の原動 力を通して内部から生じる場 合もある。UNFPAのような 外部機関は人権に則して文化 的適応が進むよう支援するこ とができる。気候変動や経済

人間は社会的な生き物である。しかし開発に対す るアプローチは、社会環境における人間の活動の 姿ではなく、個人として活動する姿を強調する場 合が多い。人間開発は、個人が資産と機会に恵ま れるかどうかに左右される。しかし同時に、文化 に根ざした社会関係の質にも左右される³。

のグローバル化など、外部状況が急速に変化する環境では、 支援は特に重要である。

変化は、ある文化の一体性(integrity of the culture)を妨 げてはならない。文化は、時には外部状況の影響から自ら を守る必要がある。この場合も、外部機関は支援すること ができる。

ジェンダーの平等は人権の一つである4。すべての文化に おいて、女性のエンパワーメントとジェンダーの平等を促 進または阻害する圧力が見られる。本白書では、文化に配 慮したアプローチは人権と開発の実現に不可欠であるとい う最も重要な結論を導き出している。

背 黒

UNFPAの『世界人口白書 2008』は、以前に発表されたユ ネスコとUNDPの報告書(囲み 1参照)の理念を共有している。 社会関係における文化の多様 な役割と、文化が個人的・社

会的選択に及ぼす影響は概念的に分析し理解する必要があ る。しかし本書では、文化に配慮したアプローチの実践に 焦点を当てる。社会関係だけでなく開発に影響を与える 日々の文化的問題のいくつか、例えばジェンダーの不平等、 妊産婦保健、出生率、高齢化、貧困など人権に関わる問題 を取り上げる。

例えばUNFPAは、インドネシアで女性のエンパワーメ ント省と市民社会から選ばれた複数のパートナーと協力し て、女性に対する暴力の減少に取り組んできた。1988年の 反スハルトデモがあった間に、女性への暴力は増加した。

ユネスコ(UNESCO/国連教育科学文化機関)と国連開発計画(UNDP)の文献

1996年にユネスコは、『私たちの創 造的多様性』5という報告書を通して、 直線的な経済的アプローチによって創 造性のある文化的解決策が妨害され、 文化面で緊張と挫折が生じていると示 唆した。人間の開発には、文化的な表 現と実践を通した能力向上と生活の充 実が必要である。つまり「文化は人間 開発の本質的な構成部分である」。この 報告書は、新しいグローバルな倫理観、 多元性と芸術的創造性の促進の確約、 メディア表現における文化的な説明責 任、性と生殖に関する自由(リプロダク ティブ・フリーダム)や政治参加をはじ めとする女性の権利に対する関心、子

どもと若者の権利への取り組み、文化 遺産の保護、環境保護のための文化に 根ざした解決策を求めた。また、文化 的政策立案という概念を芸術や文化産 業の領域から拡大し、個人やコミュニ ティが自分の能力を培う自由を持ち、 自らの文化を表現し実践できるように することにまで広げようとした。

UNDPは、2004年に『人間開発報 告書:この多様な世界で文化の自由を』6 を通じて、文化の多様性をたたえ、文 化の共存(cultural inclusion)が重要で あると強調した。さらに人間開発には、 人権と民主主義の深まり、および人間 があるがままの自分、なりたい自分で

いられる多文化政策が必要であると繰 り返し表明した。この報告書は、文化 の多様さが必然的に衝突を引き起こす という考えや、文化的な権利は政治 的・経済的権利より本質的に優位にあ るという考えに反論した。さらに根深 い不正に対処するのに効果的であった 多文化民主主義の新しいモデルから学 んだり、緊張関係を解決するために権 力を分担しそれを実施するなど、文化 の多様性を受け入れるために国家が実 施できる活動について勧告を出した。

Source: UNFPA. 2008. Integrating Culture, Gender and Human Rights in Programming: A Training Manual. New York: UNFPA.

特に少数民族の女性に対するレイプなどの性的暴力は、以前にも増して目につくようになった。しかしそれは新しいことではなく、暴動が治まった後も続いた。性的暴力は、女性の価値を低くみる文化的な規範と慣習に根ざしていた。多くの女性は自分たちの地位に甘んじるようになっていた。「ジェンダーに基づく暴力」という概念、特にドメスティック・バイオレンス(家庭内暴力)は、インドネシア社会では共感を呼ぶことが少なく、多くの犠牲者自身でさえこの概念を容易には認識できない。暴力の犠牲になったことを認める女性でも沈黙を守ることが多い。なぜならこのタブーには不名誉が付きまとうからである」で

文化に対する意識と取り組みは重要だった。UNFPAは、変化を求めてすでに活動していた進歩的な宗教団体やその他の組織とパートナーを組んで、親しみやすく評判の高い文化メディアを通し人々が理解できる言語で住民に語りかけた。

この危機に対応して結成されたフェミニストのイスラム教徒と知識人のグループであるプアン・アマル・ハヤティ(Puan Amal Hayati)は、イスラムの教えと価値観を使いながら女性のエンパワーメントを図り、女性に対する暴力を防止し、サバイバー(訳注:暴力の被害に遭いそれを生き抜いてきた人)の女性にサービスを提供している。メンバーはイスラムの寄宿学校「プサントレン」と協力しているため、確実に幅広い聴衆を確保できる。プサントレンの指導者は男女ともコミュニティで非常に人気があり、より公平な男女関係のよい手本を示すのにふさわしい立場にある8。

このアプローチは、男性による女性の支配を正当化し、場合によっては女性に害のある力関係を彼女たちに容認させるような文化的認識(cultural perceptions)の根本にたどりつく。このアプローチの特徴は文化理解(cultural fluency)、つまりある文化に精通していることにある。す

なわち、文化の性質と、対立 と調和の時期にそれがどう機 能するかをよく知っているこ とである。文化理解は、文化

文化とは、無限の可能性と選択を生み出す母体である。同じ文化の母体から、人類の堕落と気高さ、 奴隷化と解放、潜在的生産能力の抑圧と向上に関わる様々な議論と戦略を引き出すことができる¹⁰。

2 UNFPA 文化に配慮したプログラム策定 のヒント

- これからプログラムを実施する地域の文化を知ることに時間を投資する。
- 地域の人たちの声を聞く。
- 敬意を態度で示す。
- ・粘り強さを示す。
- 地元の権力構造の支援を得る。
- 包括的である。
- 確かな証拠を提供する。
- 科学の客観性に依拠する。
- 価値判断を避ける。
- 言葉づかいを慎重にする。
- 地元の協力者を通して活動する。
- 物事を円滑に運ぶファシリテーターの役割を果たす。
- 義務意識を尊重する。
- ・敵対者について知る。
- 共通の理解を見つける。
- 積極的なことを引き立てる。
- 変化をもたらすように働きかける。
- 女性に向けた機会をつくる。
- コミュニティの能力を高める。
- 大衆文化を通して人々に接する。
- 人々に自分たちが最もうまくできると考えていることをやってもらう。
- 提携関係を育てる。
- 成果をほめる。
- 決してあきらめない。

Source: UNFPA. 2004. *Guide to Working from Within: 24 Tips for Culturally Sensitive Programming*. New York: UNFPA. http://www.unfpa.org/culture/24tips/cover.htm>.

の様々な側面、例えば意思疎通の仕方、対立に名を付け、 それを表現し、収める方法、意味づけへの方法、アイデン ティティと役割などを認識していることを意味する⁹。

人々が社会環境の中でどのように機能し、なぜ特定の選

択をするのかについて総合的 に把握するには、文化に配慮 したアプローチを、経済・政 治・社会、その他の説明に統 合させる必要があることを本白書は明らかにする。インド ネシアの例が示すように、文化に関する知識は、忍耐強い 確固たる取り組みを通し、内側からの行動変容を促すパー トナーシップや政策を展開することからもたらされる。外 部から指図して変化を引き起こそうとしても逆効果である ことが多い。同じ文化の中に、有害な風習に異議を唱え、 自分たちで解決策を見出そうとする人々がいる。また対話 や新しい考えを受け入れる人もいるかもしれない。開発の 優先課題と目標、特に人権への真剣な取り組みを共有する 人々を支援することは、社会関係において有意義で持続す る変化を引き起こす最も効果的な方法になる場合が多い。

本白書で強調しているのは、文化に配慮したアプローチ が、「国際的な開発目標の達成と人権の推進に向けた進展」11 において重要な役割を果たすという点である。白書は、慎 重な分析を推奨し、文化に配慮したアプローチの事例を紹 介する。また、文化に配慮した戦略を実践する上での課題 とジレンマも挙げ、開発機関がこのような問題に対処する ためパートナーと協力しながらどのように活動してきてい るかを、事例報告を通して説明する。

文化とは何か

文化は、人々が特定の環境において共有し、その環境で 受け継いできた様々な意味の構造(patterns of meanings) からなる12。社会化を通じて、人々は何が重要で何が重要 でないかについて共通認識を育む。このような共通認識は、 象徴、価値(観)、規範、信条、人間関係、および様々な形 態の創造的表現13に反映され、人々が「大小にかかわらず 日々の世界をやりくりする」14方法に影響を及ぼしている。 また、それは「物事の進め方と、なぜそのように進めるべ きかについての認識づくり」15。さらに、人々が社会を解釈

加盟190カ国が採択した「文化の多様性に関するユネスコ 世界宣言」(2001年)では、文化を「社会あるいは社会集団 固有の精神的・物質的・知的・情緒的特性の組み合わせ で、芸術・文学に加えて生活様式・共生の仕方・価値体 系・伝統・信念が含まれる」と定義している²⁰。



▲ エクアドルのクウィト近郊の村で、子どもを連れた女性。 © Ed Darack/Getty Images

するためのレンズとなる¹⁶。

しかし、だからといって、同じ文化を共有する人々が 日々の世界を同じやり方でやりくりしているわけではな い。文化は「広範にわたる事柄に対し人々がどのように結 束し、どう反応するかに影響を及ぼす」17ものの、画一的な 考えや行動を引き起こすわけではないからだ。「同じ文化 的背景で生活する個人が、異なる価値観に基づいて相反す る信念を持つ場合もある」18。しかし、このような多様な価 値観や交わり方もシステムの一環であり、文化は「[文化 の中での生き方に対する] 理解を可能にする言語を提供し ている 19。

文化の解釈では、二つの重要な観点をおさえる必要がある。

• 第1に、文化をその状況の中で検討することが重要であ る。文化は、資源の有無、技術・知識の水準と種類、生 産様式とそれを管理するために作られた権力の構造と関 係、宗教をはじめとする代々受け継がれてきた哲学、社会 と世界における自己と他者の人の場所と空間に関する人々 の認識、社会化の仕組みと種類、に結びついている。文化 はより広い全体像の一部である。文化はそれが置かれた 状況に影響を及ぼすとともに、そこから影響を受け、全体の状況とともに変化する。この「動的で相互作用的」²¹側面が、開発における文化の役割を理解する上で重要である。

• 第2に、文化は固定的なものではない。人々は互いに影 響しあうことで、常に文化を作り変えることに関わって いる。しかし、文化が変化する速度を過大評価しないこ とが大切である。文化のある側面は、人々の選択や生活 様式にかなり長期にわたって影響を及ぼし続ける22。例 えば、特に自分たちの文化的なアイデンティティや枠組 みが脅かされていると感じる時、人々は共有する生活様 式への愛着を持ち続ける場合がある。特に幼児期に体得 した規範、行動、信条、価値観は、その重要性に程度の 差があるとしても、長期にわたって影響を及ぼす可能性 がある。広範囲にわたる要因が文化の可動性を抑制し、 共通の理解、期待、規範の発展を制限することがある。 そのような例としては、身近な環境を越えた社会化の機 会が制限されている場合、情報へのアクセスがなかった り情報を利用する能力に欠けている場合、選択の幅を広 げるのに必要な経済・社会・政治・文化面での権利が与 えられていない場合が挙げられる。

文化の誤ったとらえ方

文化に対する様々な定義と活用法は、分析、コミュニケーション、行動面で重大な問題を引き起こしている。例えば、文化は習慣、規範、服装、食物の好み、芸術表現の形態によって定義されることが多い。これらの文化の表出は重要であるが、こればかりに注目すると文化の本質が見落とされやすい。

また、例えば「伝統的」と「現代的」、「先進国」と「現代的」、「先進国」と「第三世界」、「われわれ」と「彼ら」など、価値判断に基づく区別は危険を伴う²⁴。このような単純化された一般論は開発の複雑な様相を

UNFPAにとっての課題は、これまで各国に対し 常にやってきたように、自分たちだけで作り上げ た行動計画をもち込まず、相手社会の固有の文化 的価値観に配慮し、建設的な内容であれば何にで も取り組む意欲をもち、人々が普遍的な原則を具 体的な行動に移せるよう、決意をもって各国を支 援することである。

- トラヤ・オベイドUNFPA事務局長

自分たちの信条を信じて実践することと、助けを求めている人のところに行き、彼らのためにどうすればその信条を実際に活かせるか体験することは全く別である²³。

覆い隠し、事実をないがしろにしてしまう。例えば、多くの社会において伝統と現代性はしばしば明確な区別なく共存している。また、開発の構成要素に関する概念は多岐にわたる。さらに別々の社会に存在する一見して異質の価値観が相互に補完する場合もある。

上記のような決め付けをすると、観察者は自分の価値体系と規範を使って他の社会の生活様式を解釈するという落とし穴にはまってしまう。決め付けによって文化全体を見落としてしまう可能性もあり、これは劣っていたり遅れていると見なされている文化について特に言える。思い込みがあると、ごく一般の言葉でレッテルを貼り、文化の多様性にはほとんど注意を払わなくなる。例えば、女性はすべての非欧米社会で男性に抑圧されていると思い込む²⁵のは、理論的にとてつもない誤りであるばかりでない。実際問題としてそれは、ある文化的価値観の番人としての男性と、別の文化的価値観の番人である女性が行使していると思われる力と働きを見落とすことになる。

同様に大雑把な分類をすると、ある社会のすべての人々が彼らの社会の文化的価値観をすべて受け入れているという誤った危険な思い込みが生じる。同じ文化を共有する人々が、価値観、習慣、規範、目的、行動について意見を異にする可能性はあり、現にそのような実例がある。このような意見の不一致が内部から様々な形の抵抗を生み、それが契機となって内発的変化につながることもある。例え

ば、ジェンダーの不平等に反対 する運動が宗教団体で生じてい るが、この運動は団体内の男女 双方から発生した²⁶。ジェンダ 一の不平等に反対する男性の行 動は文化に変化をもたらす上で 効果的手段である。

「価値観」についての思い込みから始まる議論は、最後 には道徳的相対主義に行き着く可能性がある。文化的配慮 と取り組みを求めることは、すべての価値観と文化的慣習 が一様に重要であると容認することだと解釈する考え方であ る。道徳的相対主義は行動の基盤とはならない。なぜならあ らゆる現地の価値観と慣習は一様に価値があるとみなされる からだ。この結果は、開発の行き詰まりと挫折につながる。

文化に対する意識と配慮は道徳的相対主義を意味するも のではない。人々が信じ考えていることを見出し、人々に とって意味のあることは何かをつきとめ、その知識を持っ て活動する際に、すべての価値と慣習を一様に受け入れる 必要はない。人権を侵害する価値観と慣習はすべての文化 に見出すことができる。実践的な指針は、文化への取り組 みを避けるのではなく、取り組みを受け入れる姿勢を持つ ことである。文化に配慮したアプローチこそ、有害な文化 的慣習に問題を投げかけ、建設的な慣習を強化する最も有 効な手段になり得るのである。

なぜ文化に配慮したアプローチが重要か

文化に配慮したアプローチ は、人間開発に携わる組織と 人々にとって義務である。ま た「論理的、実践的な責務」 でもある27。

第1に、人々は自分たちの文 化的知識と関心が、自分たち に関わる開発政策やプログラ ムに含まれるよう求める人権 を有している。これは、1986 年12月4日の国連総会決議

善意の第三者が最善の支援を差し伸べようとして も、その優先順位が、支援を受ける人の優先順位 と全く一致していなかったり、また文化と政治・ 経済制度に対応していない場合は、第三者の善意 は無駄に終わる。支援が行われるずっと前から、 現地には福祉の仕組みがすでにあり、善意が実践 されていたことを、人間はすぐに忘れてしまいが ちである。また、外部の者に頼らずに、最も弱い 立場の人たちの面倒を見るよう人々を促す、他人 を思いやる価値体系があることも忘れられている のだ²⁹。

41/12828で採択された「開発の権利に関する宣言」と一致 している。その前文で、総会は以下のように表明している。

…開発に対する、また人類と人々の完全な充足に対する 深刻な障害、とりわけ市民、政治、経済、社会、文化

に関する権利の否定によってもたらされる障害が存在 することに鑑み、すべての人権と基本的自由は不可分 で相互依存していること、また開発を促すには市民的、 政治的、経済的、社会的、文化的権利の実現、促進、 保護に同等の注意と緊急の配慮を払う必要があり、結 果として、特定の人権と基本的自由を促進、尊重、享 有することが他の人権と基本的自由の否定を正当化で きるものではないことを考慮し、…

宣言の第1条は以下のように明記している:

開発の権利は奪うことのできない人権であって、この権 利に基づき、すべての人とすべての国民は、すべての人権 と基本的自由が完全に実現されうるような経済的・社会 的・文化的および政治的発展に参加し貢献する権利、なら びにかかる開発を享有する権利を有する。

第2条は以下のように明記している:

人は開発の中心的主体であり、それゆえ開発の権利の積 極的参加者、かつ受益者でなければならない。…すべての

> 人間は、人権と基本的自由を 十分に尊重する必要性を配慮 し、かつ共同体に対する義務 に留意して、個別的および集 団的に開発の責任を負う。こ のことだけで人間の自由意思 による完全な達成感を保証す ることができる。それゆえに 人間は開発に資するにふさわ しい政治的、社会的および経 済的秩序を促進し保護しなけ

ればならない。

第2に、文化に配慮したアプローチは、それぞれの文化 の中に満ちている創造的な解決策を明らかにしてくれる。 逆に文化が完全に無視されたり、文化に対する真剣な配慮 が欠落すると、「開発計画に積極的に貢献する可能性のある現地の…習慣や伝統的な慣習」30を見落としてしまう。

第3に、文化に配慮したアプローチは、現地の状況を理解するために不可欠である。この点が重要なのは、開発プログラムは対象地域の文化環境と関連性をもたない限り成功しないからだ³¹。

第4に、文化に対する知識は、文化的集団における権力 関係を理解し、それが開発政策に与える影響を把握する上 で欠かすことができない。文化に対するこの種の意識があ ればみだりに一般化はしなくなる。このような意識があれ ば、女性と男性、男児と女児が同質的な集団でないことが 認識できる。そして、いろいろな要素の中でも、人種、階 級、年齢、言語、民族性による階層化があり、それによっ て開発のプロセスや成果に違いが生じることがあると認識 できる。

第5に、文化に配慮したアプローチがあって初めて、開発において、かたくなで有害な自民族中心主義に取り組むことが可能になる。人々は主に自分の文化的枠組みに基づいて、必然的に他人を分類してしまう。開発に携わる機関と活動者が、文化をどのように理解しているかについて、自ら明らかにしない限り、活動にあたって文化への無批判で、おそらくは無益な思い込みをすることになるだろう。

自分たちを他人の目を通して見ることで、眼からう るこが落ちることがある。他人を自分たちと同じ性質 を共有する存在としてみることは、まったく当り前の こと(merest decency)である。だが、自分たちを他人 の立場において見ること、つまりそれぞれの地域での

ジェンダーの

公正・平等

地域の圧力倒存

3 文化のレンズ

文化のレンズは、ジェンダーの不平等を支える慣習について議論を巻き起こし、それを止めさせる過程を促し、事業の効果と主体者意識(オーナーシップ)を高めるための協調関係を築くために使われる、UNFPAのプログラム立案の道具である。また文化のレンズは、個人、グループ、コミュニティとの対話のために、また利害関係者とパートナーを説得するために、さらにジェンダーの公正、ジェンダーの平等、人権に対する文化的な受容と主体者意識を育むために必要な技能ーつまり文化の理解力ーを培うのを助ける。

文化のレンズの目的は以下の点で役立つ。

- 社会の主流から一番取り残された人たちも含めて、異なる集団のニーズと願望を理解する。
- 政治的・社会的・法的・経済的現状

と、変化に向けた可能性 を明確にするために調 査を実施する。

・地域住民の信条と 慣習を研究し、人 権、女性のエンパ ワーメント、ジェ ンダーの平等を最 も強く支援する人 たちを確認する。

たちを確認する。

・圧力団体・市民団体な
どの潜在的パートナーの
政治的傾向、さらにこれらの
組織との効果的な協力関係を築く
のに必要な政略を把握する。

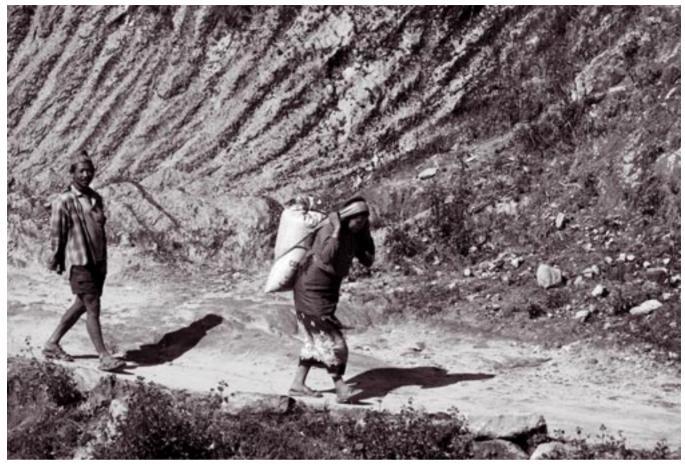
学習や対話や説得に必要となる文化 的言語を習得し、一文化の理解カー を養う。

- ・現地の文化的価値観と普遍的に認められた人権との結びつきを確立する。
- 信頼を築き、争いを解決し、人権と

ジェンダーの平等の権利の主体者意識 をもたせるのに必要な、伝達、疎通、 仲裁、対話、円滑推進の技術を育む。

特定の文化状况

Source: UNFPA. 2008. Integrating Culture, Gender and Human Rights in Programming: A Training Manual. New York. UNFPA.



ネパールの田舎道を、女性が重い荷物を運ぶ。 © Peter Bruyneel

人間の生活形態の一例として、数ある事例のうちの一 つとして、様々な世界の中の一つの世界として自分た ちを見るというはるかに難しいことをなし得なけれ ば、心の広さは生じてこない。そして心の広さがない 限り、客観性は自己満足にすぎず、寛大さも見せかけ にすぎない32。

各章の概要

本白書では、文化に配慮したアプローチが開発のプロセ スと成果にとって、なぜ、どのように重要であるのかを論 証する。各章はICPDとMDGsが掲げる優先課題を選び、そ れに焦点を当てている。具体的には、人権とジェンダーの 関係、ジェンダーの平等、リプロダクティブ・ライツ/へ ルス、人口変動、紛争である。

第2章 文化との対話:人権に対する支援の構築

この章では、人権の枠組みの普遍性に関する議論と、人 権と文化に内在する対立についての論争を再考する。また 「文化と人権を明確に区別することや、相対主義と普遍主 義を完全に対立する相容れない状況と見ることの難しさ」33 を述べる。この章で強調しているのは、文化に対する意識 や配慮は道徳的相対主義と同じではないという点である。 それどころか、文化に配慮したアプローチには、文化的慣 習と人権をより効果的に調整する方法について深い手がか りを与えてくれるという利点がある。文化に配慮したアプ ローチは、人権のための文化的支えを築くために不可欠で ある。「文化は、人権が具体化され、実現されなければな らない社会的背景である」34。文化に配慮したアプローチが、 人権に対し文化的正当性を確立するのにどのように役立つ

かをこの章で概説する。

第3章 文化との対話:ジェンダーの平等の推進と 女性のエンパワーメント

第3章では、文化に配慮したアプローチが、ジェンダー の平等の推進と女性をエンパワーするのに重要であること を論じる。事例を示しながら、異なる環境でも効果を上げ た分析方法とプログラム策定の戦略を詳述する。またジェ ンダー別アプローチが重要であることを強調する。このア プローチでは、異なる社会背景における男性と女性、男児 と女児の経験を研究し、同時に、階級、人種、民族性、信 条、年齢などの要素がどのようにジェンダーに影響を及ぼ し、権利と文化に関する人々の経験をどう左右するかにつ いて理解することに焦点を当てる。この章で強調している のは、文化に配慮したアプローチの関心事が、どのような 意味が重要かということだけにとどまるものではないとい う点である。多様性を理解するためには、なぜそれらの意 味が重要なのかを解明しなければならない。権力に敏感な 文化的アプローチでは、誰がこのような意味を共有してい るか、どのような過程を経て、どのような効果を生んでい るかに関心を向ける必要がある。このような知識の深さは、 パートナーシップを構築し、既存の現地の活動を基に計画 を進める上で重要である。

第4章 文化との対話:リプロダクティブ・ヘルス とリプロダクティブ・ライツ

この章では、第3章で取り上げたテーマをさらに掘り下 げる。各要素に分けた、政治的に慎重な文化的アプローチ が、リプロダクティブ・ヘルスとリプロダクティブ・ライ ツを扱う上で不可欠であることを論じる。この章では事例 を示しながら、社会背景への理解が重要であることを浮き 彫りにする。つまり文化的な洞察をすることによって、社 会背景が個人の性と生殖に関する選択にどのように影響を 及ぼすかを明らかにする。そうすることで、考え方や行動 パターンに適応するために必要な活動の種類が形成され

る。これが文化に配慮したアプローチの価値の一端である。 第3章と同様にこの章でも、階級、人種、民族性、信条、 年齢などの「複合的要因(intersectionalities)」に配慮した ジェンダー別アプローチが、様々な文化との交渉を進め、 リプロダクティブ・ヘルスとライツを保障する上で不可欠 であることを論じていく。

第5章 文化との対話:貧困、不平等、人口

この章では、貧困と不平等の状況での文化的問題を扱う。 開発戦略は一般的に7億5000万人に上る文化的少数派に配 慮していないことを指摘し、保健、福祉、女性のエンパワ ーメントおよびジェンダーの平等に対する影響について論 じ、さらに取り組みの成功例をいくつか紹介する。

第6章 文化との対話:紛争下におけるジェンダー の平等と女性のエンパワーメントの推進

この章では、文化に配慮したアプローチが紛争下でのジ ェンダーの平等と女性のエンパワーメントの推進になぜ不 可欠なのかを、事例を示しながら見ていく。ここでも、事 例を通して、ここまでの章で取り上げたテーマをさらに強 調していく。それは例えば、ジェンダー別アプローチの重 要性や「複合的要因」を意識する必要性などである。この 章では分析的アプローチを詳述し、文化に配慮したアプロ ーチを実践するための実際的戦略を提案する。

第7章 文化との対話:いくつかの結論

この章では本白書の主要テーマをまとめながら、行動の ための指針を提示する。





2 文化との対話: 人権に対する支援の構築

現地の文化と宗教的伝統の中で人権の正当性を示すことは、人権の枠組 み自体の存続とその将来発展にとってきわめて重要な事柄である¹。

1945年の国連憲章では、その主要な目的の中に人権の尊重が含まれた。

国際連合の目的は…経済的、社会的、文化的または人道的性質を有する国際問題を解決することについて、並びに人種、性、言語または宗教による差別なく、すべての者のために人権および基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること 2 。

国連の初期には、「人類の良心を踏みにじった野蛮行為」3に対し、すべての人によって分け隔てなく共有される基本的権利を目指した新たな声明が必要であるとの幅広い合意が形成された。これらの権利は単なる理論を越えたものでなければならなかった。その目的は、1930年代、40年代に見られた残忍な行為と苦難に終止符を打つことだった。

続いて採択された「世界人権宣言」(1948年)は、人権の枠組みの概要を示した。

世界人権宣言は、すべての人がもつ以下の権利を明らかにする。生命、自由および身体の安全に対する権利(第3条)、奴隷や苦役からの解放(第4条)、拷問または残虐な、非人道的な、もしくは屈辱的な取り扱い、もしくは刑罰からの解放(第5条)、法の下に人として認められ、平等である権利(第6条と第7条)、法の下で効果的で公正な救済を受ける権利(第8条 - 第12条)、移転の自由(第13条)、個人が非政治犯罪により訴追されている場合を除き、迫害を逃れるために他国に避難する権利(第14条)、国籍をもつ権利と国籍を変更する権利(第15条)、両当事者の自由かつ完全な合意によって婚姻し、かつ家庭をつくる権利(第16条)、財産を所有する個人の権利(第17条)、思想、良心および宗教の自由、宗教または信念を変更する自由、宗教の行事を行う自由(第18条)、干渉を受けることなく自己の意見および表現を伝える自由(第19条)、平和的集会の自由(第20条)、政治に参与する権利

[◆] 年配の女性がヘルスケア提供者と治療法について話し合う。健康の権利を含む人権は、年齢とジェンダーと文化を越えて普遍的で不可分のものである。

[©] Peter Bruyneel

(第21条)、社会保障を受ける権利、自己の尊厳に欠くこ とのできない経済的、社会的および文化的権利を実現で きる権利(第22条)、いかなる差別をも受けることなく、 同等の条件において自由に選択した職業で勤労する権利 (第23条)、定期的な有給休暇を含む休息および余暇をも つ権利(第24条)、健康および福祉に十分な生活水準を保 持する権利(第25条)、基礎的な段階では無償でなければ ならない、教育を受ける権利(第26条)、文化生活に参加 する権利(第27条)、「この宣言に掲げる権利および自由 が完全に実現される社会的および国際的秩序」に対する 権利(第28条)である4。

世界人権宣言は「すべての人民とすべての国が達成すべ き共通の基準」⁵である。宣言には倫理的および法的効力が ある。また国連加盟国は、人権の特定の側面に関する幅広 い条約を批准しており、一度発効されればこれらの条約は 国際法に基づいて法的拘束力をもつ。一部の規範は、批准 国か否かにかかわらずすべての国に適用される。そのよう な規範には、人道に対する犯罪、大量虐殺、戦争犯罪が含 まれる。

人権に関する様々な法律文書は、国際的な法基準を確立 してきた。その中には以下の問題に関する条約が含まれる。 大量虐殺(1948年)、奴隷(1956年)、労働の権利(1966年)、 子どもの権利(子どもの権利に関する条約・CRC、1989年)、 人種による差別の撤廃(1965年)、ジェンダーによる差別の 撤廃(女性差別撤廃条約・CEDAW、1979年)。 ジュネーブ 諸条約(1949年)と難民条約(1951年)は、紛争下で適用され る人道的原則を述べている。

これらの条約は普遍性、不可分性、相互依存性、平等性、 無差別性という人権の主たる原則を詳しく述べている。さ らに、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約 (1966年)と、世界人権会議(1993年)、国際人口開発会議 (ICPD/カイロ会議)行動計画(1994年)、第4回世界女性会議 (北京会議)行動綱領(1995年)などの主要な合意文書は、人 権の原則を明確に詳述している。

独立国が人権に関する法文書を批准することは、必ずし も全面的遵守を意味しない。また批准国の市民すべてが、 合意された原則を彼らに特有の文化背景の中で適用できる と納得しているわけでもない。それでもなお、加盟国は自 らが批准した人権に関する法文書の拘束を受けることに同 意する。法文書は一定数の加盟国が批准した時点で効力を 発する。

人権をめぐる議論

世界人権宣言をめぐり長く続いている論争の一つは、宣 言がうたった人権は実際のところどの程度普遍的なものか という問題である。人権の枠組みは普遍的地位を提示する ことはできないという主張がある。それには次のように 様々な理由がある。第1に、1948年に最初の宣言を批准し たのは、国連に加盟していた主に欧州諸国の選ばれた集団 であった。宣言の普遍性を主張したまさにそれらの国々の 一部は、当時まだ植民地をもっていた。第2に、これらの 国は、自分たちの文化的前提、憲法上の経験、政教分離な どの政治的闘いを基盤に宣言を起草した。この見方に従え ば、人権の枠組みは「西洋の」文化と価値観を反映したも のであり、他の文化の前提や経験をほとんど注視していな い。例えば、資産に対する個人の権利の強調は所有の概念 を反映しているが、この概念は植民地時代以前にはおよそ 普遍的なものではなかった。この見解は、人権の枠組みが 「コミュニティの重要性を軽視しており…非西洋社会の生 活様式とは相対立する個人の権利モデルを押し付けようと している」6と主張する。さらにまた、多くの開発途上国は、 欧米諸国で起きた「教会と国家」をめぐる政治的論争を経 験しておらず、宗教を個人的領域だけに位置づけることに 大きな抵抗を示す場合もある7。

このような論争は先進国、開発途上国の両方で起きてき た。例えば1947年、世界人権宣言の採択前にすでに、米国 人類学会は人権の枠組みの普遍性に疑義を唱えた。

提案された宣言を、西欧諸国と米国に行き渡る価値観だけで考えられた権利声明とせず、いかにしてすべての人に適用可能なものにするか? …文化から派生した基準と価値観は、その文化と相関関係にある。したがって、一つの文化の信念や道徳規範から基本原理を策定しようとするすべての試みは、その限りにおいて、人権宣言は、それがいかなるものであろうと、人類全体に適用される可能性を損ねてしまうに違いない。

普遍性を主張する立場に反対する人々の中には、こうし た懸念を考慮し、多文化的アプローチで人権の枠組みを構 築・適応することを求める声がある。この中にはおそらく 人権を裁定するために必要な過程も含まれる。世界人権宣 言は、欧州のモデルに見られるような公式な法的国家機構 に基づいているものの、一部の開発途上国は宗教に関する ものを含め自国の慣習的規範や手続きの効率性・有効性を 強調する(このアプローチの実用性を認識する法学者もい る。法体制を利用する費用は普通の男女にとって非常に高 い場合が多く、人権に適切に調和する慣習的手続きのほう がより身近だろうという論理からである)。また、文化的 理由から特定の人権条項を拒否する人々もいる。人権の枠 組みの普遍性をめぐる最も激しい議論の一部は、家族とジ エンダーの関係に関する文化的・宗教的規範を損なうと思 われている条約に関するものである。これ以外には、政治、 法律、憲法上の理由による留保が見られる。

「結局、普遍的人権はどこで始まるのですか?家庭に近い小さな場所で-それはあまりに身近であまりにも小さいので、どんな世界地図でもわかりません。でも、個人にとってはそのような場所こそ世界なのです。暮らしている隣近所、通っている学校、工場、働いている農場や事務所。このような場所こそ、男性、女性、子どもの一人ひとりが差別されることなく、平等の正義、平等の機会、平等の尊厳を求めている場所なのです。これらの権利がこのような場所で意味をもたないのであれば、どこにいっても意味はないに等しいのです」。

ーエリノア・ルーズベルト

人権は進化する

専門家は、過去60年にわたる人権の枠組みがどのように 発展してきたかについて、またその推進に果たした文化の 役割について記述してきた。国連加盟国は増加し、旧植民 地のほぼすべてが独立国として加盟している。1948年以降、 人権は少しずつ個人中心の要素を薄めてきた。国家内にお ける個人の保護を越えて、現在は先住民、少数者、新興国 家など、グループの集団的権利の保護まで含むようになっ ている。また、現在の枠組みには、経済的、社会的、文化 的権利のための規定も含まれている。リプロダクティブ・ ヘルスの権利やジェンダーに基づく暴力からの自由などの 権利も入念に考え出された。世界人権宣言採択後45年目、 および女性差別撤廃条約発効後12年目にあたる1993年にウ ィーンの世界人権会議に集まった171カ国は、女性の権利 が人権であることを確認した。1994年にはカイロのICPDに 参加した179カ国が、リプロダクティブ・ヘルスは健康に 対する包括的権利の一部であることを認めた。また国連は 1993年に「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択 し、その結果、ICPDと1995年の北京における世界女性会議 で、合意文書の中にジェンダーに基づく暴力の項目が含ま れることになった。この過程は、国際的人権の枠組みが文 化的変化をありのままに認める能力をもつことを実証して いる。

文化を固定的で均質で不変のものとみなすのは、現在のグローバリゼーションの影響と、過去における文化的信念・慣習の歴史的変遷を無視することである。文化は変化しつつ相互に関連するものであり、また権利は国・地域の活動者によって歴史的に創られ、国を越えて再定義されるものと考えれば、現在の状況をより的確に表現できる。また、文化と権利に明確な区別をつけるのは不可能であること、あるいは相対主義と普遍主義を全く正反対で相容れない状態とみなすのは不可能であることも言い表せる。。

人権の枠組みが進化するにつれ、人権に関する言語と政 治学は文化的な変容を受け入れてきた。人々は自分たちの 主張を掲げるのに権利という言葉を使っている。なぜなら 権利という言葉は剥奪と抑圧に対する抵抗の言葉であり、 それはすべての文化に共通している。「この観点からする と、人権は、普遍的でありかつ特殊である。普遍的である というのは、世界中の虐げられている集団が抑圧への抵抗 という経験を共有しているからであり、特殊でもあるのは、 抵抗が関連する社会環境の特殊性に応じて形づくられるか らである |10。ここから再確認できるのは、それぞれの社会 環境の中で権利を理解することの重要性であり、言い換え れば、人権を推進するうえで文化に配慮したアプローチが 必要なことである。

文化に配慮したアプローチは、以下の点を認識している。

- 多様な文化に応じて人々の権利に対する解釈は異なる。
- 同じ文化の中でも人々は権利に対して異なる視点と経験 をもつ。
- 人々は同じ文化の中で、また多様な文化にわたり、自分 のいる環境に適した形で権利を主張する。
- 人権は「文化的正当性(cultural legitimacy)」を通して根 付かせることができる。
- 文化的正当性を促進するには、文化的知識と文化への取 り組みが必要である。

社会の半分を占める女性は、女性を男性と同等に扱う私 たちの宗教によって付与される利益と権利を長い間無視 されてきた。そうした状況の中で、誰が進展と繁栄を成 就することを期待できるだろうか。これらの権利は女性 の崇高な使命を表明し、女性が教育と雇用で男性と同等 の成果を上げてきたという事実にもかかわらず降りかか る女性に対する不公正と暴力の上に正義をもたらす11。

文化は決してじっとしてはいない。文化を定常的と見 なすいかなる仮定も、それが明示的であれ暗示的であれ、 破滅的なまでに人を欺きかねない。例えばヒンドゥー文 化、さらに言うならインド文化について、時間が止まっ

人民のもとに行きなさい。彼らと共に生活し、彼らから 学び、彼らを愛しなさい。人民が知っていることから始 め、彼らが愛するものに沿って築きなさい。最良の指導 者がいて、仕事がなされ目標が達成された時、人民は 「私たち自身で成し遂げた!」と言うでしょう12。

ているという表現でよく定義されると語ることは、それ ぞれの分類の内部に存在する幅広い多様性を見逃すだけ でなく、時を経てその文化が発展し多様に変化すること を無視することにもなる13。

人権に対する文化的正当性の構築

文化に配慮したアプローチは、行動主義的である。この アプローチは人権と文化の相関関係を理解し、文化内部の 抑圧に取り組む効果的な道具になり得る。文化に配慮した アプローチが認識しているのは、「人々が、規範的提案は 自分たちの文化的伝統によって是認されていると信じれ ば、その規範を遵守する可能性は高くなる」ということで ある。このアプローチはまた、「人権の基準を遵守するか 否かは、その文化的正当性の有無に [かかっている]」14と 考えている。しかし、この文化的正当性を奨励するには、 その過程で重要な予防措置を施す必要がある。

• 文化に取り組むアプローチは、それ自体、人権の原則で ある無差別、平等、説明責任を指針としなければならな い。これらの原則に真剣に取り組めば、人々が尊重と尊 厳をもって扱われる見通しが高まる。人権の原則は、偏 狭な自民族中心主義を阻止する働きをする。自民族中心 主義は、「他の」文化はすべて劣っており、開発に関す る考えとその過程にほとんど、あるいはまったく貢献し ていないと見なす。権利に対する特定の解釈を押し付け ることの危険性は、そうした解釈が文化的主体者意識を 損ない、抵抗や怒りを招く結果になりかねない点にある。 「外部者が、支配され抑圧された集団や階級に同情し支 援したいと考えている場合でさえ、彼らがその社会の文 化の正当的考えを的確に把握している…と主張しても支



人権を推進するには、力強い市民社会が重要である。NGOの援助を受けて保健助手の訓練を受けている若い女性たち。 © LINFPA

援を効果的に成し遂げることはできないだろう」17。だか らと言って、すべての文化的規範と慣習を受け入れ、許 容しなければならないというわけではない。しかし、文 化に配慮したアプローチは「異文化の間で通じる道徳的

異文化間の関係においては、道徳と知識はある一部の文 化だけによる単独の産物で、それ以外のものではないと いうことはあり得ない15。

判断と行動」を促し、さらに「そのような判断を入念に 導き出し行動を起こす最善の方法 | をも示してくれる18。

• 人間開発に必要な権利と自由を構築するための現実的出 発点は、権利の意味をめぐる闘いを避けることではなく、 それを認識することである。つまり、その闘いが起きて いる場所と、さらに異なる活動者の視点と役割を探り当 てることである。文化に配慮したアプローチは次に、そ うした文化的環境の中でどこから対話を始めるかを見極 めなければならない。UNFPAが学んできたのは、現地 で始められた人権推進のための新規事業を支援するに は、変革に専心する現地の活動者を確認し連携を組むこ とが重要だということである。UNFPAは、「国会議員、 メディア、市民団体(人権と女性問題に取り組む団体を

含む)、影響力のある宗教・異教派間団体、部族長など の地域の権力構造」とパートナーシップを組んできた。 しかし一方で、注意が必要なことも認識している。 UNFPAは、パートナーシップを組むことによって文化 的変化を妨害したり、あまり組織化されていない勢力の 弱い活動者たちの集団行動を妨げないよう強く心がけて いる。例えばUNFPAはベニンで、女性の権利の向上に 取り組むイスラム教の組織を支援している。パレスチナ 自治区では、シャリーア(イスラム法)裁判所の家庭相 談・調停部(Department of Family Counselling and Reconciliation)と協力して、ジェンダーの不平等、ジェ ンダーに基づく暴力、リプロダクティブ・ヘルスとライ ツに取り組んでいる。タジキスタンでは、タジキスタン・ イスラム大学(The Islamic University of Tajikistan)、政 府の宗教委員会、母性保護NGOと協力し、リプロダクテ ィブ・ヘルスとライツやジェンダーの平等の問題に取り 組んでいる。また、ジャマイカにある西インド諸島連合神

世界のどこでも、人々は一般に自分たちが現実を認識し、 ある価値や文化にとらわれない、客観的かつ的確な方法 で問題解決に取り組んでいると考えている。だが実際に は、証拠をどう解釈するかは、私たちが属する個々の文 化環境に大きく依存している16。

世界各地の活動を通して分かってきたのは、宗教的伝統 に関わるメンバーと協力関係を構築し、彼らを参加させ ることが、実際にプログラムの成否を決定し得るという ことです19。

学校(the United Theological School of the West Indies) と連携し、ジェンダーに基づく暴力、HIVの予防と治療の 問題に対処している。UNFPAは、コミュニティの中で重 要な影響力をもつ組織との連携を発展させ、人々に働き かけて変化を促すことを可能にしている20。

• 文化に配慮したアプローチは、現地の規範と慣習を真剣に 受け止めることで政策に貢献しなければならない。これは、 人権など主要な目標と親和的な現地の規範と慣習に沿って 活動し、それを基盤にすること、またそのような目標と相 容れない規範と慣習を詳細な調査と議論の対象にすること を意味する。「現地で起きている状況に関心をもたない限 り、人権の実践は妥当性と正当性を失う危険がある |21。

例えば一部の専門家は、ジェンダーの不平等が文化的に 正当化されている状況に取り組む際に、女性の人権を擁護 する活動家が「人権の原則に矛盾する文化的慣習を廃止す るよう求める」アプローチを放棄すべきであると論じてい る。その議論によれば、このような「廃止論者」のアプロ ーチは、これら文化的態度の真の環境を理解しておらず、 現地の女性には自らの権利を実現する可能性や方法や資源 が全くないと想定している。このようなアプローチは、国 内のあるいは国際的な人権法で公式に提示された解決策だ けが実行可能な方法であるという立場から出発している。 しかし、国や地方の制度も文化の変化に確実に影響を及ぼ す。農村地域に住む人々にとって、地域の制度は一番利用 しやすく手ごろな頼みの綱だという場合がある。また慣習 による制度が、公式な法律では触れていない主張を認めて いることがある。文化的制度は、特に他の選択肢に関する 知識が欠けていたり、家庭内の男女の役割があまりに動か し難いものであったり、意思決定への女性の参加が制限さ

4 インド:性比のバランスを取り戻す

インドでは、家族と社会の中に息子を産むようにという 大きな圧力があり、女児に対する差別は広く浸透してい る。地域によっては女の嬰児殺しの慣習が続いているが、 現在では性選別の新しい技術が女児比率の低下により大 きく貢献していると思われる。

インドのマハラシュトラ州では、保健と人権擁護の活 動家による熱心なアドボカシー(政策提言)を受けて、出 生前診断技術を性選別に利用することを禁じる法律を 1986年に可決させた。その後国家的なキャンペーンが 実を結び、1994年出生前診断技術に関する法律(乱用の 規制と防止、Prenatal Diagnostics Techniques Act) が成立した。しかし性の選別は続き、2000年には保健 活動家が最高裁判所にこの法律の施行を要求した。一方、 UNFPA、ユニセフ、WHOなど様々な国連機関は国際的 NGOおよびインドの保健・家族福祉省と連携を組み、マ スコミを巻き込んでネットワークを構築し、性選別の根 絶に尽力する宗教組織を含め地域のグループに研修と支 援を提供した。このような総合的アプローチにより、意 識と態度が変わり始めた。この慣習は完全には根絶され ていないが、顕著な進展が見られる。有害な慣習を変え るには、法的行為以上の活動が求められる。変化は、 国・地方レベルの幅広い活動家による協力と統合的行動 にかかっている。

Source: Adapted from http://www.unfpa.org/culture/case_ studies/ india study htm. Accessed March 2008

れている場合は大きな障壁になりかねないが、文化の中に も多様性は認められるのだ。

• 文化に配慮したアプローチは、現地の意味体系を模索し それに取り組むだけでなく、国内、国際の両レベルから 文化を理解し、さらに各レベルの相関関係をも理解しな ければならない。国、地域、国際社会の活動者・機関の 間で進められる対話を深く理解することで、活動への道 筋と障壁の両方が明らかになり、また取り組みのための 適切な方法と戦略も見えてくる。UNFPA、国連児童基 金(UNICEF/ユニセフ)、世界保健機関(WHO)は、イン

ドにおける(胎児の)性の選別に取り組む中で、国際社会、 国、地域の人権擁護者と協力するためには複数方面から の戦略が重要であることに気づいた。

• 文化に配慮したアプローチには、ジェンダーの視点がなければならない。ジェンダー分析は、様々な種類の男性と女性、男子と女子がどのように権利を経験するかを理解するのに重要である。

ジェンダーの視点をもった権利へのアプローチは、権 利の理解の仕方を根本から変える。このアプローチでは、 権利を法的資格とだけ見るのではなく、社会変革の戦略 における政治的手段とみなすことが要求される。ジェン ダーと権利を結びつけることにより、価値観、行動、想 定、政策、プログラムの決定について検討する方法が得 られ、これらの要素が、ある人々を除外または差別し、 他の人々に有利に働く上でどのような役割を果たすのか を見極められる。それはジェンダーだけでなく、階級、 民族性、カースト、年齢などの要素による様々な種類の 支配従属関係を考察することである。ジェンダーの視点 による権利の分析は、本質的に、権利はある中立的個人 に適用されるのではないことをわれわれに気づかせてく れる。権利の適用と享有は、社会における個人のもつ権 力と地位に応じて、また個人の属性と考えられている役 割に応じて異なるのだ22。

この理解に立てば、人権とジェンダーの平等に向けた支援を、地方や国の環境に深く根付かせるためには、文化に配慮したアプローチが重要であることがある。文化に配慮したアプローチは、人権を維持するには人権を内面化する必要があるとの認識に基づき、人権が根差している身近で核心となる領域に焦点を当てる。

目的はコミュニティの中で人権に対する主体者意識を 確立することである。その目標は、人権とジェンダーの 一部の人の主張や恐れに反して、文化へのこうした取り 組みは現地の文化を損ねたり歪めるものではなく、その 差別的・抑圧的側面に挑むものである。もちろん、この ような取り組みは、現状維持によって既得権益を得る 人々の抵抗を招くかもしれない。人権に対する関心をも って文化と対話することは、本来、抑圧的な支配層に疑 問を呈し、[その正当性を否認し]、揺さぶり、裂け目を 入れ、長期的にはそれを壊すことである。それはまた、 地元の文化の建設的要素を活用し、人権とジェンダーの 平等を推進することにも貢献する。この過程は文化自体 の正当性を再度立証することでもある…24。

平等の達成である。その戦略は、コミュニティと文化の内側から活動し、人権とジェンダーの平等に向け広範な基盤を築くことである。UNFPAにとって、人権に基づいたアプローチ、ジェンダーの主流化、文化に配慮したアプローチは密接に連携し、成功を最大限可能にしてくれるものである²³。

人権の文化的正当性を確立するためには、文化に配慮したアプローチはすべての社会を対象とし、コミュニティの中に入って行かなければならない。この過程では、時間をかけて人権の主体者意識を確立しなければならない。文化に配慮したアプローチはさらに先に進み、コミュニティの中で取り残された集団に手を差し伸べ、これらの集団が彼らの文化の中で発言力を持ち、人権を完全に行使できるようにしなければならない。多くのコミュニティにおいて、主流から最も取り残され抑圧されている集団は女性と子どもである。特定の階級、民族グループ、宗教、文化といったある部類に属する人々が、さらにひどい形態の差別と抑圧に苦しんでいる可能性もある。

文化に配慮したアプローチは、即座に予測どおりの成果を約束するものではない。開発は複雑であり、文化の問題は中でも最も慎重を要する課題である。だが、人間開発の基本となる変化には人権の完全な実現が必要であり、その変化は真剣に敬意をもって文化に取り組むことにかかっている。





文化との対話: ジェンダーの平等の推進と 女性のエンパワーメント¹

文化は固定的なものでもなければ、一枚岩でもない…。文化は新しい機会と課題に、また進展する現実に適応する。「文化」と思われているものも、実際は少数のエリート集団がその権力と地位にしがみついて掲げている一つの見解であるかもしれない。あらゆる文化に内在する緊張関係と異なる目標が、国連人口基金(UNFPA)にとって人権とジェンダーの平等を推進する機会となる。そのような機会は、特にUNFPAが現地にいる社会変革の担い手と連携し、支配的な見解に対して同じ文化の枠組みから異議申し立てをすることができる場合に生まれる。

1975年にメキシコ・シティで開催された第1回国連世界女性会議では、各国政府、市民社会、国連機関が、女性とともに女性のために活動することを決意した。活動は、1976年から1985年までの国連女性の10年にわたって続いた。国連総会は1979年に女性差別撤廃条約(CEDAW)を採択した。CEDAWは、男女間の差別をなくし、男女平等を推進するための国家行動計画を確立した。この条約では、差別を「性に基づく区別、排除または制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、婚姻の有無にかかわらず女性が男女の平等を基礎として人権および基本的自由を認識し、享有し、または行使することを阻害または無効にする効果または目的を有するもの…」と定義している。

男女の平等は、それ以降の世界女性会議の主要なテーマの一つであった。1995年の北京宣言と行動綱領は、ジェンダーの平等と女性のエンパワーメント(能力強化)を明確に結びつけた。

女性のエンパワーメントおよび意思決定の過程への参加と権力へのアクセス (参入)を含む、社会のあらゆる分野で平等を基礎にした完全な参加は、平等、開発および平和の達成にとっての基本である(北京宣言パラグラフ13)。

◆ 文化が変わると、ジェンダーの役割、責任、関係も変わる。 コートジボワールのこの若者は男女混合のクラスで裁縫を学ぶ。

© Jane Hahn/Panos

北京行動綱領は、男女の類似性と相違性を認識しそれら を平等に評価すべきこと、また男性と女性は、平等な地位、 認識と配慮、「可能性と願望を最大限に実現するための」 平等な条件、「社会の資源と開発に参加し、貢献し、そこ から利益を得る機会」の平等、「自由と生活の質」の平等、 「生活のすべての側面における結果 | の平等を享有すべき であると主張している(DAC、1998年:8)3。

ジェンダーの平等は、何よりもまず人権である。女性に は、貧困と恐怖から解放され、自由に尊厳をもって生き る権利がある。女性のエンパワーメントはまた、開発の 推進と貧困削減のために欠かせない手段である4。

北京+5(ニューヨーク、2000年)に向け、各国政府は国 連、NGO、地域組織を交えて、1995年以降の女性のエンパ ワーメントとジェンダーの平等における進展を総括した。 各国の報告書では、1976年以降女性の地位に大きな変化が あったことが認められた。例えば、女性の就労者が増え、 市民社会に積極的に参加する女性も増加した。各国政府は、 女性とジェンダーの平等への関心が高まったのは、NGOと 女性団体の功績であると評価した。しかし同時に、どの地 域の報告書も、暴力と貧困がジェンダーの平等を危うくし ていると強調した。グローバリゼーションがもたらす新た な課題として、増大する「女性と女児の人身売買、武力紛 争の質の変化、国家間・男女間で広がる格差、社会的保護 の問題とマクロ経済政策の乖離」が挙げられた。また、国 内的にも国際的にも、政治機構における女性の存在と権限 は限られていた。「経済力を伴うこの種の地位への女性の 対等な参加を確保するには、進展をより注意深く監視する ことが重要とされた5。

北京+5は、将来の行動計画について以下のように要約 した。

- すべての分野とレベルにおけるジェンダーの主流化、お よび女性を対象とした特別活動と主流化の間の相互補完 を図る。
- 以下のような問題における教育・社会サービス・セクシ ュアル・リプロダクティブ・ヘルスを含む保健を重視する。
- HIV/エイズの蔓延。

5 ジェンダーの平等に関するデータ

- ・世界の最貧困層10億人のうち、5分の3が女性と女児 である。
- ・ 識字能力がない世界の成人9億6000万人のうち、3分 の2は女性である。
- 就学していない子ども1億3000万人のうち、70%が 女児である。
- ルワンダや北欧諸国のような顕著な例外はあるものの、 女性は国会の場では目立って少なく、平均して議員の 16%を占めるにすぎない。
- 世界中で女性の収入は一般に男性より少ない。それは、 女性が低賃金の仕事に集中しているためと、同じ仕事 をしても女性のほうが賃金が少ないためである。
- ・女性は無報酬の時間の約70%を家族の世話にあててい るが、世界経済に対するこの貢献はいまだに統計に表
- 成人女性の半分までが、親密なパートナーからの暴力 を経験している。
- 女性に対する組織的な性的暴力は、最近ほとんどすべ ての武力紛争の特徴となっており、テロと「民族浄化」 の手段として使われている。
- サハラ以南のアフリカでは、ヒト免疫不全ウイルス (HIV)とともに生きる人たちの57%が女性であり、 15-24歳の若い女性がHIVに感染する可能性は同じ 年齢の男性の少なくとも3倍になる。
- 毎年、妊娠と出産に起因する予防可能な合併症によっ て50万人の女性が死亡し、1800万人の女性が慢性的 障害に苦しんでいる。

Source: UNDP. 2006. Taking Gender Equality Seriously: Making Progress, Meeting New Challenges. New York. UNDP: 2006. http://www.undp.org.pl/publikacje/ TakingGenderEqualitySeriously.pdf, accessed June 2008.

- 女性と女児に対する暴力。
- 女性に執拗にのしかかる増大する貧困の重荷。
- 搾取や人身売買を含む移住女性の脆弱さ。
- 自然災害や環境対策。
- 女性の地位の向上に向けた、強力で効果的かつ利用しや すい国の仕組みを整備する。

- 女性と男性が、調和して仕事と家庭の責任を平等に分担できるようにするための戦略を策定する。
- 意思決定、特に平和維持過程における意思決定への女性 の参入を図る。

以下のように特定の目標が確立され、その他の目標も確認された。

- 2005年までに初等・中等教育におけるジェンダーの格差をなくす。2015年までにすべての女児と男児のための、 無料の初等義務教育を普及させる。
- 2015年までに、成人、特に女性の識字率水準を50%改善する。
- ・できる限り迅速に、できれば2005年までに差別的な規定を取り除くという観点から法律を見直し、差別のない、ジェンダーに配慮した法律環境を創り、維持する。

遅くとも2015年までに、あ

らゆる人がセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスを はじめとする高水準のプライマリー・ヘルスケアを、生 涯を通して利用できるようにする⁶。

北京+10(ニューヨーク、2005年)は、ジェンダーの平等に対する意識の向上という点で、政府の間にも一般国民の間にも大きな進展が見られたことを認めた。そこには、グローバリゼーション、市場開放、民営化、人口移動、新しい技術の利用が、女性にどのような影響を及ぼすかについての知識の増大も含まれた。また、子どもと妊産婦の死亡率、女性と女児の教育と識字についても改善が認められた。HIV/エイズ、人身売買、ジェンダーに基づく暴力が女児・女性に与える影響などについての関心も一層高まった。政策レベルでは、ジェンダーの主流化の重要性と、政策・法律・プログラムを効果的に連携・相互補完させることの重要性に対する認識が定着しつつあった。しかし、政策と実践のギャップを埋めるような多次元の戦略が依然として必要だった。さらに、政策と制度の変化にもかかわらず、ジェンダーに関する固定観念は依然として浸透しており、差

別的な慣習につながっていた⁷。

北京行動綱領とその後の北京+5および北京+10での修正が、ミレニアム開発目標(MDGs、2000年)の枠組みとなり、MDGsの「ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントの推進が、貧困、飢餓、疾病の根絶と、真に持続可能な開発の達成には不可欠である」という認識につながった8。MDGsの3番目の目標は、ジェンダーの平等の推進と女性のエンパワーメントに充てられている。また、他のすべての目標にもジェンダーの視点が必要で、MDGsの実施全体にジェンダーの視点を導入することが求められている。北京行動綱領はまた、リプロダクティブ・ヘルスケア、教育と

識字、避妊薬(具)のアンメット・ニーズ(満たされないニーズ)、妊産婦死亡率の低下、HIV/エイズといった課題に対してジェンダーの平等を目指したプログラムを提示し、1994年の国際人口開発会議(ICPD/カイロ会議)行動計画

女性に安全な妊娠出産の権利を認めない文化が、 文化という名に値するだろうか? 少しでも知識 があれば命が助かるかもしれないのに、青少年を 無知のまま世界に送り出そうとするとはどんな価 値体系なのだろうか?

> ーナフィス・サディックUNFPA事務局長 (1987年-2000年)

> > を実施する際の枠組みを提供している。

ジェンダーの平等、女性のエンパワーメント、文化

「異なる開発領域への参加という点で男女の間に見られる差異の背後には、文化の問題がある」と、アジアにおける文化プログラムの計画立案を取り上げたUNFPA報告書は述べている⁹。北京+5と北京+10の報告書は、制度や政策の変化にもかかわらず、女性に対する文化的固定観念が根強く存在することを強調した。

根深い文化的信条が、ジェンダーの不平等を存続させている。ラテンアメリカでは、ドメスティック・バイオレンスに反対するフェミニストの運動によって、家父長による暴力を援護する文化的伝統が主要な障壁となって変化を阻んでいるとわかった。例えば、フランス人・スペイン人・ポルトガル人の移民はナポレオン法典に従っていたが、この法典では父親や夫は家族を完全に支配する力を持ち、彼らを自分の意のままに扱うことができるとされた10。この伝統はブラジルに見られるように、独立後もまた最近まで、異議を唱えられることなく継続してきた(32ページ参照)。

権力の種類:

明白で強制的な権力:

より権力の強い者が自分たちの地位を利用して、他者 が好まないような行為を強制できる。

• 隠れた強制的な権力:

より権力の強い者が、女性を差別する社会規範を強要 したり、それに女性たちを従わせる法制度などを通し て、事実上背後から権力を操ることができる。

明白で非強制的な権力:

望ましい結果を得るために合意を形成しながら、軋轢 のない非強制的な形で権力が行使される場合がある。

• 隠れた非強制的な権力:

暗黙の合意があるところでは、故意でなく、まさに無 意識のうちに力関係が維持される。例えば、自分たち にとって不利益な上下関係のあり方を受け入れるだけで なく、積極的にその関係を守り、是認する集団がある。

Source: Moncrieffe, J. 2005. "Beyond Categories: Power, Recognition and the Conditions for Equity." Background paper for the World Development Report 2006: Equity And Development, New York: The World Bank.

ジェンダーに基づく暴力は「社会・文化規範と伝統を通 して永続し、男性優位の権力構造を強化する」11。女性は乳 児期のはじめから、次のように教えられる。「女性は男性 より劣っており、暴力を加えられるのは多くの場合自分たち が悪いせいである。女性は妻やパートナーとして、どんな犠 牲を払っても家族をまとめなければならない。女性も男性も、 ジェンダーに基づく暴力を見て見ぬふりをするか、受け入れ ることを覚える」。このような状況では、ドメスティック・バ イオレンスは「当然視」され、見えない問題とされる。

同様に、ウガンダからの報告書を読むと、文化が不平等 なジェンダーの関係を継続させている仕組みが明らかにな る。多くの男性は、女性は金を所有するものではないと頑 として譲らなかった。「トウモロコシを売った後、夫は妻 に服やスカーフ(レソ)を買ってやるかもしれない。女性が 資産をもつことを許されたら、男性より優位に立つだろ う」。女性の側も、自分たちが資産をもつことを「許され た」場合に生じる問題の事例を多数挙げた。特に「夫を支 えることと経済的に自立することは難しく、どちらかを諦 めなくてはならない」¹²。

若い女性の間では考え方が変わりつつあるかもしれない が、高齢の女性の中には従来の考えに固執し、それを強制 しようとする人もいる。カセンセロ(Kasensero)では、女 性は湖に入ることを禁じられている。ある若い女性が湖で 泳ぐのは何も悪いことではないと主張したのに対し、年配 の女性が反論した。「女性は絶対に湖に行くべきではない。 女性は常に汚れているからだ」。この若い女性は慣習に従 わなかったため、この場所をつかさどる「神」はもはやそ こを守らなくなるだろう。

ドメスティック・バイオレンスは蔓延している。「庭仕事 を熱心にやらない、夫の衣類を洗っていない(石けんがない 場合でさえ)などの些細なことですら、夫たちは妻にけんか を仕掛けてくる |。カママ・セントラル (Kamama Central) で は不満のたまった男性たちが「妻たちを死にそうなほど殴っ ている」と報告された。ここでも女性によっては、こうした 扱いを受け入れていた。男性が女性を殴るのは、私たち女性 のせいなのです。男性が湖に行ってしまうと、女性はお金欲 しさに他のパートナーを見つけます。特に若い女性は、一人 のパートナーに縛られるのを嫌がります。ダンスがあると、 (女性が)寝た男性全員が集団で彼女を殴るのです¹³。

権力がもつ様々な顔:アフリカの例

権力は文化の中で様々な形で行使される。それは例えば、 目に見える強制という形をとったり、法的規範・政策・統 治機構に隠されていたり14、人々の自意識の中に深くしみ 込んでいる。人々は、自分自身に対する肯定的・否定的意 識をどちらも内面化させ、それを表現する場合がある。女 性に否定的意識が内在する場合、彼女たちは故意ではなく まさに無意識のうちに有害な権力関係を是認する可能性が ある。女性は自分たちにとって不利益な上下関係のあり方 を受け入れるだけでなく、積極的にそれを守り是認するか もしれない。このような意識、信念、意味の体系は文化の 中で培われ、内在化し、維持される。しかしながら望まし い成果を得るための論争と合意形成を通して権力関係が変 化するのも、文化の中においてである。

上記のような文化面の課題は、西洋と非西洋諸国、先進 国と開発途上国に共通するものである。例えばエチオピア

3つの次元の権力の中で、おそらく最も油断ならない目に見えない権力が、社会参画の心理的・観念的境界を形づくる。 重大な問題と事柄が意思決定の場に上げられないだけでなく、様々な関係者の心と意識からも隔離される。その問題によって直接影響を受ける関係者でさえ例外ではない。この次元の権力は、世界の中の自分の居場所に関する個人の考え方に影響を及ぼし、そうすることで、人々の信念、自意識を形づくり、現状や自分自身の優位性と劣等性までをも受け入れるよう仕向ける¹⁶。

のメッソボ(Messobo)では、児童婚という伝統的慣習のせいで、分娩時に発生する腟のろう孔(フィスチュラ)や妊産婦死亡など、リプロダクティブ・ヘルス関連の合併症が複数生じている。「この慣習はエチオピア社会が、女性を国の社会・経済開発における対等な担い手と見なしたときに、初めて変化するだろう」¹⁵。

多くの社会で、大衆文化とメディアは女性を性の対象として扱い、女性への暴力を普通のこととして描いている。 国によっては、「エキゾチックな女性」の表現が特定の民族に深刻な影響を及ぼしている。ジェンダーの不平等は、 西洋、非西洋社会を問わず、特にあるカテゴリーの女性と 男性に対しいまだに存在している。

ラテンアメリカのドメスティック・バイオレンス に対する文化闘争

ジェンダーの平等の前進は、目に見える次元と見えない次元の権力に対し、またジェンダーの不平等を支え、女性から力を奪う慣習に対し立ち向かう文化闘争がなければ、決して実現されなかった。

ドメスティック・バイオレンスを撲滅する文化闘争は、

7 マイマナとモジフルの話

マイマナとモジフルは、バングラデ シュの中央部から少し外れた村に住ん でいる。マイマナの話によると、 1990年初頭までは彼女と夫のハフィ ーズ、それに3人の子どもたちは、ほん の時おり生活に困る程度だった。彼ら にはささやかな収入と、3台の人力車、 1エーカーの水田を含めいくらかの資産 があった。しかし、ハフィーズが病気 になった。彼が地元の薬剤師を訪ねる と、薬はくれたものの病気は診断して もらえなかった。政府の保健センター では、職員は賄賂を要求したが手当て はしてくれなかった。地域の医者は彼 に特別な薬が必要だと伝えた。医療費 をまかなうには人力車を売らなければ ならなかった。家族は消費を抑えて、 ちょっとした生活用品を買うのもやめ た。

ハフィーズは次第に症状が悪化して 結局亡くなり、後にはマイマナと当時 12歳だった息子のモジフルだけが残された(それまでに2人の娘は結婚していた)。現地の習慣に従い、土地の所有権はマイマナの義父が握るようになり、マイマナは物を借りたり、物乞いせざるを得なくなった。モジフルは何とか臨時の仕事にありついたが、彼には障害があり、地元の不名誉とみなされていた。

マイマナは警告や脅しを受けたにもかかわらず、法的な救済措置を求めることを決意し、現地の村の裁判所で義父に対する訴訟を起こした。バングラデシュの法律によれば彼女には土地の所有権があったが、予想されたとおり彼女の主張は認められなかった。裁判所が女性を差別する伝統的慣習に従い、義父が所有権を保持することを認めたからだ。その結果、マイマナとモジフル(2人とも読み書きができず病気もある)は、生き延びるために社会のネット

ワークに依存している。

コミュニティはマイマナを、施しを受ける必要はあるが、女性グループに入るための十分な資格がない「経済的援助に値する貧困者」(困窮女性)とみなしている。彼女とモジフルは、施しや借金、モジフルのわずかな稼ぎによって極貧状態は免れているが、慢性的な貧困の中で生きながらえている。社会的に付与されたアイデンティティは、例えば障害・老い・女性・病気・不運に対する人々の態度に反映されており、それによってマイマナとモジフルはいくらかの支援を受けている。だが同時に、そのアイデンティティが可能な逃げ道をふさいでいるとも言える。

Source: From Hulme, D. 2003. "Thinking 'Small' and the Understanding of Poverty: Maymana And Mofizul's Story". Working Paper No 22. Manchester: Institute for Development Policy and Management.

ラテンアメリカ全体で続いている。フェミニストたちは、 政府による法制化と効果的な公共政策を求めて絶えず地道 に活動してきた。また、ジェンダーに基づく暴力を支える 家父長的価値観の撲滅にも全力を尽くしている。それによ り個人的領域での暴力を白目のもとにさらし、「当たり前 のことではない」と認識させようとしている。1994年に米 州機構(OAS)は、「女性に対する暴力の防止、処罰および 根絶に関する米州条約」を採択した。チリとアルゼンチン は1994年に、ボリビア、エクアドル、パナマは1995年に、 コロンビア、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、 ニカラグア、ペルーも1996年に、同様の条約を採り入れた。 またドミニカ共和国は1997年に、刑法を修正してドメステ ィック・バイオレンスを罰する法律を入れた18。

ブラジルでは、「暴力を受けた女性のための特別な派出所 (delegacias especiais de atendimento às mulheres, DEAMs) | が創設され、それとともに変化が起こり始めた。派出所には 女性警官が駐在するのが望ましいとされた。この種の派出所 第1号は1985年にサンパウロに創設され、現在では全国で300 カ所を超える。多くの州で、虐待された女性のための問い合 わせセンターとシェルター(一時緊急避難所)が設置され、暴 力の犠牲となった女性を支援するサービス網が作られた。し かし、ドメスティック・バイオレンスに対抗する重要な手段 はごく最近確立されたばかりである。2006年8月7日、(20年前、 前の伴侶に撃たれ生涯にわたる障害を負った女性の名を取っ て)「マリア・デ・ペーニャ法(Lei Maria da Penha)」と名づ けられて採択された法律11.340号は、このような暴力行為に 対する刑期を(1年から3年に)延ばしたばかりでなく、予防的

西洋におけるジェンダーの平等…の達成には、職場、労 働組合、教会、職業、家庭、政党、学校など多くの組織 の文化を変える必要があったし、今でもその必要がある。 その速度と方法はみな異なっている。ジェンダーの平等 は、…非西洋文化だけでなく、西洋文化にとっても同じ ようになじみのないものとして扱われてきた。例えば、 主要なキリスト教派では、ジェンダーの平等は否定され た (そして今でも重要な側面では否定され続けている)。 ジェンダーの平等は強力な政治闘争と文化活動の産物で あり、元々内在していたものではない。…ジェンダーの 平等について「西洋」と「非西洋」の間に大きな格差が 開いたのは、ほんのここ20-30年のことである¹⁷。

な逮捕や目に余る行為による逮捕も可能にした。さらに、こ の法律には女性を保護する措置が多数含まれた。ここ20年に わたって、ドメスティック・バイオレンスを世間に知らせ、 それを当たり前のこととしないスローガンが、ラテンアメリ カのフェミニスト運動の文化的ポリティクスにおいて重要な 手段となってきた。

しかし、ドメスティック・バイオレンスを犯罪とする法 律は、いつも十分だとは言えなかった。ブラジルには、マ リア・デ・ペーニャ法は男性を「差別している」ため、 「憲法に違反している」と主張する裁判官が何人かいる。 従来通りに、女性の服従を求める声もあった。フェミニス トたちは、ドメスティック・バイオレンスの撲滅には文化 への取り組みが不可欠であり、「文化的要因を活用して… 事態を改善させることができる」と認識している19 20。



▲ グアテマラの少女。変化の時代には、慣習と伝統が安心の源となる。 © James Nelson/Getty Images

文化、ジェンダー、人権

UNFPAは、各国の政府²¹や市民団体と協力し、ジェンダ ーの平等と女性のエンパワーメントに関する国連の会議文 書で述べられた原則に基づいて活動している。これらの原 則では、ジェンダーの平等を人権とみなし、女性のエンパ ワーメントを人間開発の推進に不可欠な要素とみている。 UNFPAのプログラム立案アプローチは、確固としてICPD 行動計画に基づいている。ICPD行動計画では「様々な宗教 および倫理的価値観と文化的背景を十分に尊重しつつ、共 通の基盤を確立 |22することを求めている。文化に配慮した プログラム作成は、この共通の基盤を構築する鍵である。 このアプローチは、多くの社会においてジェンダーの不平 等の根底には文化的な信条と認識があるため、ジェンダー の平等と女性のエンパワーメントは文化に根ざさない限り 達成されないという見方に実践的かつ戦略的に対応したも のである。

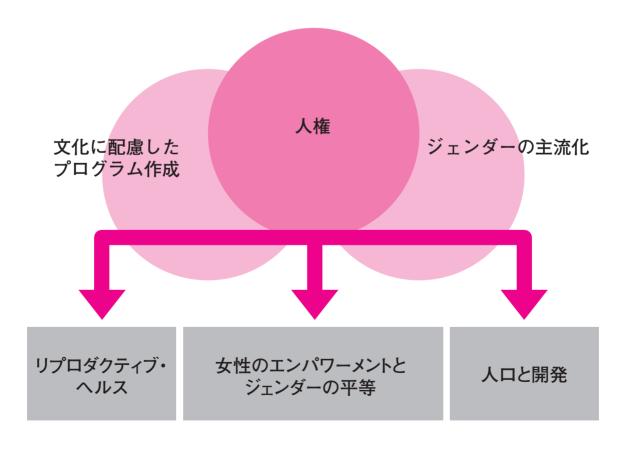
ジェンダーの平等の推進と女性のエンパワ ーメント:文化のレンズの価値

UNFPAのプログラム立案アプローチでは3つの要素を 統合している。その要素とは、人権、ジェンダーの主流 化、文化に対する配慮である。このような統合的アプロ ーチは、以下の前提に基づいている。

- すべての人間は平等な権利と保護を享受する資格をも
- ジェンダーの主流化は、広範囲に見られる女性の人権 の否定に立ち向かう戦略的対応である。
- 文化に配慮したアプローチは、多くの文化環境でコミ ュニティを巻き込み、人権を支援する。

Source: UNFPA. "Understanding Culture, Gender and Human Rights." http://unfpa.org/rights/main_presentation_3.swf, accessed June 2008. New York: UNFPA.

図1:文化、ジェンダー、人権への理解



文化に配慮したプログラム策定のための24のヒント(第1 章の囲み2参照)では、内部からの変革を促すという方法で 文化に取り組むための有益な指針を提示している。変革に は、必然的に文化的ポリティクスを伴う場合が多い。

文化的ポリティクスは「…異なる文化的意味づけと慣 習によって規定され、それを体現する一連の行為者が互 いに衝突する場合に生じる過程…運動が、女性、自然、 人種、経済、民主主義、市民権について新たな概念を効 果的に駆使し、支配的な文化的意味づけを揺るがすとき、 そこでは文化的ポリティクスが起こる」23。

文化的ポリティクスが前提にしているのは、意味づけの 体系には境界があるわけではなく、体系を討論・議論した り、異議を唱えたり、変えることさえもできるということ である。しかし、議論・討論の導入の仕方は重要である。 効果的な変化をもたらすには、以下のことが要求される。

- 人々がもつ文化的枠組みを学んだり、理解しようとする 意欲。
- 組織自体がもつ枠組みに対する考察。
- •特定のグループの女性と男性、男児と女児に見られる具 体的なニーズ、経験、文化を理解したり、それに対処す るための効果的方法の開発。
- 人権、ジェンダーの平等、女性のエンパワーメントを推 進するために独自の戦略を開発した男女との協力。
- 地域レベルから国際レベルに至るまで、様々な戦略を通 して行う意味づけの体系の問い直し。
- コミュニティ、国、国際レベルでの法、政治、経済の状 況把握。

文化との対話:経験から得られた7つの教訓

1. ジェンダーの不平等を支える権力関係を弱めるために、 文化に配慮したアプローチが不可欠である。

権力は多元的である。文化に配慮したアプローチは、目 に見える権力の力学を越え、女性の生活の中で相互に作用 する3つのレベル、すなわち公的(public)、私的(private)、 個人的(intimate)領域において、権力がどのように形成さ れるかを理解し、それに対処しようとする。

開発新規プログラムはジェンダー的に中立 であり得るか

ある新規プログラムを計画する際に行われる決定によ って、文化に対する影響の種類が変わってくる。例えば、

- ・農村の地域密着型新規給水プログラムでは、問題を特 定し管理する際に、女性も男性も参加させるよう努力 することが可能である。…そうでない場合、この新規 プログラムによって意思決定は男性の役割であるとい う固定観念が強化され、男性からみた優先順位と彼ら の認識しか反映されない決定につながってしまう。
- 行政サービスの改革にかかわる統治的アプローチでは、 婚姻・離婚・結婚における資産・相続などの規定を、 ジェンダー平等という点から調査し、公開諮問を行う ことが可能である。…そうでない場合、多くの国で民 法が女性に対する差別を制度化しているという側面を 見落とすことになる。
- 国営電話会社の交換局、機器、労働力を再構築するイ ンフラ整備プログラムでは、新しい体制に必要な人材 の再編・再訓練にあたりジェンダーの側面を検討する ことが可能である。**そうでない場合**、重要な雇用主の 将来の労働力におけるジェンダー平等を促進する機会 を見逃すことになる。

計画立案の際に行われる決定は、ジェンダーの平等と いう点では中立ではなく、たとえジェンダーの問題を扱 っていない場合でも、中立ではない。

Source: Schalkwyk, J. 2001. "Questions About Culture, Gender, Equality and Development Cooperation," pp 5-6. Prepared for and produced by the Canadian International Development Agency, Quebec (CIDA), Quebec.

• 権力の**公的領域**とは、仕事、雇用、社会生活、法的権利 などにおいて、女性と男性に影響を与える目に見える権

ジェンダーの視点の主流化とは、法律・政策・プログラ ムなどにおける行動計画が女性と男性に与える影響を、 あらゆる分野とすべてのレベルで評価するプロセスであ る。これは、政治・経済・社会などあらゆる分野の政策 と事業を立案・実施・監視・評価するうえで、男性と女 性双方の関心や経験を不可欠な要素とする戦略であり、 そうすることで女性と男性が同等の利益を得、不平等が 永続しないようにすることを目指す24。

力の顔を指す。

- 権力の**私的領域**とは、家族、友達、性的パートナー、結婚における関係と役割を指す。
- 権力の**個人的領域**とは、本人の自己意識、自信、心理、 体と健康との関わりに関係する。

力ある者とない者の間の争いから手を引くのは、力ある者に加担することであり、中立な立場ではない。

- パウル・フレイレー、ブラジル人教育者

人種、階級、年齢に応じて、個々の女性がもつ権力と無力さをめぐる経験は異なってくる。同じ人でも生活の様々な領域において、経験が矛盾する場合さえあるだろう。例えば、公の場では自信に満ちて見える女性政治家が、家庭では従属的な役割に甘んじているかもしれない。また個人的な関係では虐待を切り抜けながら、その一方で公的な責務をこなしている可能性さえある²⁵。

10 社会的地位とジェンダーの差別

5人の男性が、インドの村の開発従事者でダリット(不可触民)の女性であるデビをレイプした。警察は当初女性の申し立てを記録するのを拒否したが、民衆の抗議によって取調べが行われ、事件は裁判にかけられた。下級裁判所は、告訴と医学的証拠の入手が遅れたことから、女性が嘘をついているとの判決を下した。裁判所は、高いカーストの男性がダリットの女性をレイプする可能性は低いと判断したのである。

男性も女性もダリットの人々は誰もが差別を経験している。女性たちはすでに自分たちが受けた暴力を報告したがらない状況にあるが、デビの事件への対応を見て、おそらく一層消極的になるだろう。また、訴えられる可能性がないと加害者たちが認識することで、レイブがさらに増えかねない。ダリットの女性たちはますます社会から取り残され、ジェンダーが原因で虐待されやすくなり、カーストを理由に保護に値しないとみなされることになるだろう。

Source: Banda, F. and C. Chinkin. 2004. "Gender, Minorities and Indigenous Peoples," p. 15. London: Minority Rights Groups International.

2. 文化に配慮したアプローチは、状況に応じ、かつ状況 の内側でニーズ、経験、文化の多様性に対応しなけれ ばならない。

特定のグループが、他の人より深刻な形の差別に苦しんでいる場合がある。そのようなグループが経験する不平等は、「異なる差別が交差し重なり合って」構成される。1990年代の旧ユーゴスラビアで起きたように、多くの紛争において少数民族の女性に対する性的暴力は民族浄化の儀式の一部になってきた²⁶。1994年のルワンダ大虐殺では、ツチ族の女性が標的にされ、性的虐待を受けてから殺害された。インドのグジャラートでは、イスラム教徒の女性が性的虐待を受け、コミュニティの服従と屈辱のシンボルとして扱われた²⁷。少数民族の女性、先住民の女性、異なるカースト・人種・文化・宗教に属する女性は、複数の差別に苦しむ場合があるが、そのことはジェンダーの不平等に対し異なるアプローチを模索するのに役立つ。文化に配慮したアプローチは、こういった「複合的要因」(intersectionalities)に敏感でなければならない。

複合的要因については、道路の交差点になぞらえて説 明されてきた。「人種、ジェンダー、階級、その他様々 な形の差別や従属は、社会的・経済的・政治的領域を構 築する道路である。このような道路を通して、無力化の 力学が旅をする(行使される)」。こうした道路は離れて いて接続していないように見えるが、実際は接続し交差 し重なり合い、複雑な交差点を形づくっている。性別・ 人種・民族性・その他様々な要因「見落とされる場合が 多いが、ここに文化と宗教/信条を含めることが重要で ある] により主流から外された女性たちは、このような 交差点に置かれている。交差点は女性にとって危険な場 所であり、けがをしないように、ひっきりなしの往来を かわして普段の生活に必要な糧を得なければならない。 人種、ジェンダー、階級による支配体制が一点に集まる 場所では…同じ階級や人種の背景をもたない女性の経験 だけに基づいた介入は、人種や階級が原因で異なる障壁 に直面している女性たちにとって限られた支援にしかな らない28。

概念的知識を異なる状況に適用するには大きな困難が伴 う。開発従事者を含め、人々は一般に自分の経験、受け 継いだ文化的枠組み、目的、期待に基づいて状況を解釈 しがちだからである29。

3. 人々が自分のおかれた状況とどのように折り合ってい るかを把握しないかぎり、善意による政策転換も利益 より多くの損失をもたらしかねない。

文化に配慮したアプローチでは、「ジェンダー」、「自由」、 「平等」の社会的解釈は文化が異なれば違った意味づけを もつと認識される。これらの意味づけが、人々がどう関わ り合うか、何を重要と思うか、どのようにそれを重視する かの土台となっている。文化によっては、社会生活の特定 の領域に女性が参加し、別の領域に男性が参加することは、 不平等ではなく責任と役割の違いであるとみなされてい る。いまは、広く行き渡っていればどんな意味づけでもグ ローバル化してしまう傾向があり、特に西洋文化にその傾 向が強い。しかしこのようなアプローチでは、異なる背景 の微妙な違いを理解できない。

どこにでもあてはまるような介入活動は、非生産的な争 いを引き起こしかねない。それは例えば、すべての男性を 攻撃者や圧制者、女性を受身で無知で有害な権力関係を変 える力のない存在と見なす場合である。このような大雑把 な単純化は、家庭とコミュニティを混乱させ、介入への反 発を招きかねず、結局、女性のエンパワーメントとジェン ダーの平等に反対する人たちの思うつぼになる。様々な文 化と対話するには、異なる状況の中での文化的解釈を認識 し、そこを基点に活動する必要がある。

ある状況との関連の中で意味づけられた常識についての 無知が政府や開発機関の政策決定者の間に広く浸透して いる。…これ「常識」を無視することで、政策決定者は 体系的で型にはまった一連の介入活動を社会に押し付け、 住民の暮らしの向上という目的を損ねてしまう。文化と いう体系の一部と見なされる常識は、人々が自分を理解 し、互いの交流を安定させる知識の基盤を提供する一つ の手段である30。

11 ジェンダーの平等と開発における文化的規範

外国人の開発従事者からよく質問されることがある。 それは、自分たちは女性のために介入活動を進めている のだが、現地の文化に固有のジェンダーの役割や関係を 混乱させているのではないか、ということである。いい かえれば、ジェンダーの関係に影響を及ぼすプロジェク トを始めることで、プロジェクト地域の文化に対し自分 たちの文化を押し付けているのではないか、女性に対し 文化的に決められた役割や関係から踏み出すよう促すこ とで、以前よりも女性を弱い存在にしてはいないか、と いう懸念である。

このような疑問の背後にある想定は、綿密に検討する 必要がある。第1に、開発の実践者が活動するコミュニテ ィの文化は、ひびが全くなく継ぎ目もない完全体である との思い込みである。第2に、不平等なジェンダーの関係 がこのような文化の特徴であり、不平等に対する内部か らの異議申し立てはないという想定だ。実際、このよう な文化における女性の存在は、受動的・従属的で奴隷の ようだと思われている。こうして、受身で従属的で、し かも犠牲者というのが、このような文化の女性のタイプ として固定されていく。

開発活動の中でジェンダーの公正を推進するよう主張 し、それが自分たちの文化的価値観の押し付けになって いるかもしれないという不安は、現実のものである。し かしそれが現実の問題であるのは、私たちが文化帝国主 義への懸念をもっているからではない。それは、女性に 対し自分たちの文化に基づいた思い込みをすることで、 ジェンダーの平等に対する異なるビジョンの受け止め方 がゆがめられるからだ。私たちは、開発途上国の女性は 受身で従順であり、そこにおけるジェンダーの役割、規 範、慣習に関する私たちの見方がすべての人にあてはま ると思い込んでいる。また、従属的なグループが日々抵 抗していることに気づかないでいる。なぜなら、抵抗の 方法が私たちの経験と一致しないことがあるからだ。

Source: Mukhopadhyay, M. 1995. "Gender Relations, Development Practice and 'Culture'." Gender and Development 3 (1):13-18, Oxford: Routledge, part of the Taylor & Francis Group.

4. 文化に配慮したアプローチは、地域の抵抗を認識しそ こから学ぶ必要がある。

権力をもち、自分に都合がいいような意味づけを押し付

けようとする人々は、ジェンダーの平等に反対することがある。彼らは、ジェンダーの平等を推進しようとする政策や具体的施策を「文化的な干渉」と称したり、自分たちの文化を守る権利を認めず「西洋的」価値観を押し付けようとする試みだとみなす。こうした議論の底流にあるのは、第1に文化が固定的なものであるという決め付け、第2に不平等に対して内部には抵抗がないという思い込みである。このような思い込みは、女性の歴史、意見、行動を誤って伝えることになる。また、家父長制への異議申し立てにおける男性の役割をあいまいにすることにもなる。

例えば、アルゼンチンの「5月広場(Plaza de Mayo)の母たち」は、最近30年にわたる活動を終えた。このグループは、軍事独裁政権下(1976年 - 1983年)で令状もなく逮捕され姿を消した「行方不明者」の母親や、女性の親族によって1977年に結成された。女性たちは子どものために正義を求めて結集し、ブエノスアイレスの政府機関が集まる5月広場を白いスカーフを巻いて行進した。スカーフは子どもたちのおむつと、母親たちの状況の象徴だった。「これまで『政治とは無関係の』平凡な女性たちが拷問や殺人を非難する姿は、深い衝撃を与えた。なぜなら、文化的な常識

12 私たちの一番の擁護者は私たち自身

コンゴ民主共和国全国労働組合 (UNTC)の副会長、マリー・ジョゼ・ロコンゴ・ボシコ (Marie Josée Lokongo Bosiko)に対するインタビューからの抜粋を読むと、人々が実生活に対処する上で、文化的または宗教的規範と公式の権利の両方をどう戦略的に利用しているかがわかる。

労働組合員になる [なりたいと思う] コンゴ人女性が直面する主な問題は何 ですか? 第1の障壁は男性に受け入れ てもらうことです。男性は、女性の居 場所は家庭であって労働組合ではない と考えているからです。私はとても若 いときに労働組合運動に参加するよう になりました。当時は男性を恐れてい ました。でも私たちは力を合わせて、 女性が組合で正当な地位を築けるよう にする必要がありました。女性のメン バーが多い組合は強力な組合であると 人々は理解すべきです。なぜなら、女 性が組合活動に参加して他の女性を勧 誘するのは大きな資産だからです。労 働組合の教育と訓練の機会が不平等で あるのも、女性労働者が抱えるもう一 つの問題です。訓練の機会は、女性に 優先的に割り当てられる30%の枠がな

かったら、ほとんどが男性に与えられ てしまいます。また既婚女性は、国外 でのコースに参加する場合、事前に夫 の許可を得る必要があります。これは コンゴの家族法第448条で規定されて います。実際に家族法は、女性は何を 行うにも夫の許可を得なければならな いと明記しています。私たちはこのよ うな問題を回避する方法を女性に教え る必要があります。きちんと態勢を整 えることが重要です。なぜなら、女性 が組合の会議を終えて家に帰ると、夫 は子どもたちを放置していたと思い、 次の会議には女性を行かせなくなるか らです。そこで女性に妻、母、労働者 としての役割を調和させるよう伝えま す。一介の組合員から始めて副会長の 座まで登りつめた一人の労働組合員と して言えることは、これらの役割を調 和させるのは可能だという点です。私 たちはもちろん、女性の権利に反する あらゆる法的措置の修正に向けて闘っ ています。

あなたの夫と家族は、あなたの組合 員活動を支持していますか? もちろんです。女性が誠実で、自分の仕事をよくこなしていると認められれば、女 性が活動家であるのを辞めさせる理由 はありません。なぜなら、女性の夫も 家族もコミュニティも、組合員として の女性の活動の成果を一緒に享受して いるからです…。

セクシュアル・ハラスメントについ **てはどうですか?** 大きな問題の一つ です。女性にはその種の事件をすべて 報告するよう促しています。実際、今 年の国際女性デー・キャンペーンのテ ーマにもなっていました。「女性に対す る性的暴力にノー」です。男性が女性 へのいやがらせを始めたら即座に通報 されることになれば、男性は二の足を 踏むようになるでしょう。そしてそれ は正しくない行為だと理解するでしょ う。ハラスメントの加害者は罰せられ るべきだし、一度罰せられれば問題は おそらく減少するでしょう。ただ女性 がセクハラの加害者になる場合もあり ます。女性にはセクハラに直面したと きどう対応したらいいかをアドバイス しています。

Source: Interview conducted by Samuel Grumiau, 28 August 2007. For the Resisting Women Network, Brussels. www.resistingwomen.net/spip.php?article157, accessed September 2008.

では、献身的な母親たちが政治運動に参加するはずがない と考えられていたからだ [31]。

子どもたちが失踪する前は、これらの女性たちは伝統的 な主婦であり母であり、家の安全から家族の健康や幸せに まで気を配っていた。公の場に出て抗議し正義を求める中 で、母親たちは目に見えないもう一つの敷居を越えた。母 親としての責務と懸念を国家的な場、さらには国際的な領 域にまで広げ、私的領域を政治化して母性に革命を起こし たのだ32。彼女たちにとって、「母親であることは、政府に よって声なき存在とされた子どもたちの権利のために闘う ことを意味し、子どもたちが不在のところでその活動と記 憶を継続していくことでもあった |33。また、自分たちを危 険にさらし、自分たちの活動の意味を当局者と論争するこ とでもあった。

女性たちは、活動に参加することによって自分たちの能 力が強化されたと証言した。マリア・デル・ロサリオ・ド ゥ・セルッティは説明する。「今私が絶対にしないことの 一つは、口をふさぐことです。ラテンアメリカの同世代の 女性は、男性が常に管理していて、女性はたとえ不正に直 面しても口を出さないものだと教えられてきました。…で も今は、不正について公然と声を上げるべきだと知りまし た。そうしなければ、私たちは共犯者になります。不正が あったら恐れることなく公然と非難します。これが私の学 んだことです」。

5. 文化に配慮したアプローチは、実際の協力関係とその 可能性を探るのに必要である。

「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等の権利 は、世界の宗教的伝統が確認し、世界人権宣言、北京行動 綱領、MDGsに正式にうたわれている。MDGsでは各国政 府と援助機関が女性の権利を支持することを再度誓約し、 女性のエンパワーメントが貧困撲滅と持続可能な開発の達 成に不可欠な要素であることを認めた」34。しかし、宗教的 論説と伝統的慣習の中には女性も男性も傷つけるものがあ り、ジェンダーの不平等と人権侵害を永続させるものもあ る。ここに、行動変容に対する影響力をもち、こうした現 実を変えるために共に活動できる人たちとの協力関係を求 める重要性がある。信仰、人権、ジェンダーの平等を網羅

私たちは文化と開発を論じることになるだろうが、認識 しなければならないのは私たちの中にもまた・・・開発活動 のやり方について一つの文化が存在しているということ である。決定を下すのが誰かによって、決定の内容が決 まることが多い。しかし、組織内での意思決定がどのよ うに進められるかもまた、決定の内容を制約する。例え ば男性が常に意思決定者である場合、確実に女性の声が 聞き入れられ、女性の関心事が取り上げられると言える だろうか?³⁶。

する協力関係は、先頭に立って世界、地域、国の変容を促 す。このような重要かつ分野を横断する協力関係を実現さ せるには、それぞれの視点、権限、コミュニケーション、 さらには活動家たちのそれぞれのペースが異なることを理 解する必要がある。これがすなわち文化に配慮したアプロ ーチである。例えば、「女性・信仰・開発同盟(Women, Faith, and Development Alliance: WFDA)」は、特定の信 仰に基づく宗教団体、また異教徒間の宗教連合、若者、女 性の権利団体、企業、国際開発組織を結びつけて、力を合 わせジェンダーの平等を推進している。異なる構成組織を 結びつけているものは、人間の尊厳を構成するのは何かに ついて考えを共有しているということだが、一緒に活動す ることを可能にするのは、出身母体であり責任も担ってい るそれぞれの状況背景に対し、現実的に対応することだろ う。WFDAを支えるために、UNFPAは文化に配慮したア プローチを採用しており、多様な目的と組織的背景をもつ 人々の間で建設的な対話と協力を促進している。

6. 文化をめぐっては様々な議論がある。価値観と規範の 違いがジェンダーの平等を援護することも、援護しな いこともあり得る。

このような内部的な論争の一部は、「ジェンダーの平等 を求める男たち(Men for Gender Equality)」などのプロジ ェクトを通して男性から起きている。このプロジェクトは 「アフリカ女性発展・連絡ネットワーク(FEMNET)」の一 環であり、ケニアにあるジェンダーに基づく暴力に取り組 む男性の協議会から始まった。2001年以降、この男性ネッ トワークは拡大し、現在では様々な国の男性とも協力して 活動している。このプロジェクトの主な目的は以下の通り

13 ジェンダーの公正と平等への闘いに男性と 女性が手を結ぶ

すべての男性が攻撃的な者であるわけではなく、多くの男性は攻撃や暴力に反対しているという事実を世論が明らかに[する]のは、いいことである。人権の確立や、暴力や拷問に反対する…といった世界で一番重要な闘いは、一つの社会グループだけに任せてはおけないと考える。…女性のための闘いを女性だけに任せることはできない。男性は連帯を示す必要がある。なぜなら彼らは生きた証人だからだ。すなわち、暴力を拒絶する男性がいること、また、残念ながら世界中のあらゆる階層で頻繁に見られる暴力をふるう者を、男女の民主的反対によって確実に減らそうと全力を尽くす男性がいることを示す証人だからだ。

Source: Boaventura de Souza Santas. 2002. Quoted by Medrado, B. and J. Lyra. in "Men, Masculinities and Gender Violence" at the Expert Group Meeting on The Role of Men and Boys in Achieving Gender Equality, Papai Institute, Brasilia, 21-24 October, 2003.

である。

- ジェンダーの概念に対する理解を促進し、ジェンダーの 平等を実践・推進すること。
- HIV/エイズと人権の関係について意識を高め、その情報・経験を共有すること。
- ・ジェンダーに基づく暴力(GBV)のサバイバー(訳注:暴力の被害に遭いそれを生き抜いてきた人)を当該施設に緊急照会し、フォローアップ・サービスを提供して支援すること。
- GBVとHIV/エイズにかかわるほかの活動家たちとのネットワークと協力関係を築くこと。
- GBVの蔓延に関する調査を実施すること。
- プロジェクトメンバーの能力を強化し、人間関係やコミュニティの中でジェンダーの平等の原則とアプローチを理解し、促進し、適用できるようにすること。
- 政府や援助機関の支援を求めるロビー活動など、様々な活動を支えるために必要な資源を確保すること³⁵。

ジェンダーの平等には男性を取り込む必要があるという 認識が現在広まっている。 文化に配慮したアプローチでは、男性も決して一様ではなく、ジェンダーの平等は人によって異なる意味をもつと認識されている。同時に、このアプローチがはっきりと提唱するのは、ジェンダーの平等に関する議論と活動にいかに男性を参加させるかである。それはジェンダーの関係を変え、妊産婦死亡率の低減やジェンダーに基づく暴力の根絶など、より具体的な目標に沿って変化をもたらすことになる。

MDGsの核ともなっているこれらの具体的目標は、根本的には、女性と女児の権利の侵害につながる家庭、社会、国家内の権力関係に取り組むことにある。有害な関係に対処するには、その関係に関わっている、あるいはこれから関わる大人の男女・若者・男女児と共に、また彼らの態度と行動に影響を及ぼす人たちと共に活動することが必須である。さらに、ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントに向けて男性が他の男性や男児と共に活動した場合は、最も永続性のある変化がもたらされることがある。

1995年以降、開発にかかわる国内・国際機関は、「開発における女性」から「ジェンダーと開発(GAD)」にパラダイムを移行させてきた。この変化は次のような認識を反映している。すなわち、ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントは、男性が家父長的構造に積極的に挑み、個人的

14 リプロダクティブ・ヘルスとジェンダーの 平等のパートナーとして男性を勇気づける

男女双方の知識、態度、および行動の変化は、男女の調和のとれたパートナーシップを達成するための必要条件である。ほとんどの社会で、男性は家族の規模に関する個人的決定から、政府のあらゆるレベルで行われる政策・プログラムの決定にいたるまで、生活のほとんどすべての局面で、圧倒的な権力を行使しているので、両性間の平等の実現において、男性は重要な役割を果たしていると言える。公的・私的生活において男女が対等なパートナーとなるためには、セクシュアリティおよびリプロダクティブ・ヘルスについての男女間のコミュニケーションの改善、および男女の共同責任に対する理解の向上が不可欠である。

Source: ICPD Programme of Action, para 4.24



▲ 伝統は現代的環境でも存続することがある。しかし時には、注意を喚起す る必要がある。

© Sven Torfinn

には彼ら自身と女性との力関係を変革の対象とすることで 初めて達成されるという認識である37。GADの枠組みは、 男性もジェンダーの平等に対して様々なアプローチと経験 をもっていること、また、ジェンダーの関係を変革させる ことに関心のある、それは女性のためばかりでなく自分自 身のためにもだが、そうした男性グループがあることを明 らかにしてきた。GADの枠組みはまた、男性同士の間に存 在する力関係をあぶり出すのにも役立っている。男性は女 性が直面するような支配に苦しんではいないが、紋切り型 のジェンダー関係に同調しない男性には、男らしさの規律 が悪影響を及ぼしかねないからである。

2007年10月の「マスキュリニティ(男らしさ)を政治化す る:個人的領域を越えて | という会議に出席した学者、政

策決定者、活動家たちは、GAD枠組みにもかかわらず、男 性と女性がいまだに役に立たない方法で分類されているこ とを確認した。「『男性は問題の種、女性は犠牲者』とする 論法がいまだに幅をきかせている。…どちら「の見解」も めったに疑問視されることのない本質主義に則っている。 さらに、男性と男らしさに取り組む現在の活動は、男性が 個人的領域で取る行動にとどまらず、権力関係と核心的な 公正の問題という幅広い問題にまで拡大される必要があ る。それらの問題には、平等な賃金と権利、政治の場にお ける代表、ジェンダーの規律を維持する制度の変革などが 含まれる。これらの活動が必要なのは、個々の男性が意欲 をもっているとしても、制度的な環境や仲間集団の文化が 反対方向に推し進めてしまうからだ |38。

実践者たちは、制度に挑む自分たちの取り組みについて 話をした。

貧困地域において男性の批判意識を高めようとする働きか け(南アフリカ共和国)

ムブイセロ・ボタ:「男性と接触するのに画期的で創造的 な方法があります…もぐりの酒場「現地の酒場」に行くの です。酒場はとても重要な場所で、そこで男らしさの問題 が固定化されるのです。まず酒場の所有者から了解を得ま す。…それから男性たちに、男であるということは何を意 味するかについて話しかけていいか聞きます。様々な答え が返ってきます。あるときは若い男性が『女はみな魔女だ』 と言いました。私が彼に『あなたのお母さんさえ、魔女の 一人だというのですか?』と聞くと、彼はそうだと言いま した。ところがこれが全国ネットのテレビで放映されたた め、家に帰ると彼は母親に追い出されました」。

ジェンダーと男らしさについての政治的意識を育む(ニカ ラグア)

パトリック・ウォルシュ:「私たちは、コミュニティの環 境の中で男性と共に活動するというコミュニティ介入戦略 を展開してきました。男性はコミュニティで生活し、女性 と共に家族の中で暮らしています。つまり男性は隔離され た存在ではないのです。活動の一環として、地域の20-25

人の男性を対象に訓練コースを実施しています。男性たち は1年に10回、1日だけのワークショップに出席し、自分の 視点と経験から考え分析する時間を与えられます。ワーク ショップはテーマに沿って理論立てされており、はじめに 男性、女性であることの意味、ニカラグア社会における男 性らしさと女性らしさの特徴に取り組みます。それから、 男性の仕事、女性の仕事、それらに付与された価値を扱い、 次に力と暴力、そしてセクシュアリティに移ります。…最 後には男性の個人としての発展・成長を促します。それは ジェンダーの分析からはじめ…女性らしい特性と呼ばれて いるものを見つめ、これらが人間としての特徴、価値、可 能性であり、男性も男性らしさの一部として身につけるこ とができる特性だと理解させるのです |39。

7. ジェンダーの平等、女性のエンパワーメント、人権の ために文化と対話するには、内省的・批判的・包括的 アプローチが必要である。

ICPDでの国際的合意に則って、UNFPAは、公的・私 的・個人的領域で最も広く浸透しているジェンダー差別の 形態のいくつかを根絶するよう全力で取り組んでいる。具 体的には、リプロダクティブ・ヘルスにおける不公正、ジ エンダーに基づく暴力、経済的差別、有害な伝統的慣習で ある。UNFPAのプログラム戦略にとって、政府だけでな く、変革を提唱してきた現地の組織や個人と協力すること は重要である。例えばモーリタニアでは、レイプに関して 長い沈黙の文化があり、そのためしばしばレイプの犠牲者 が監禁され、加害者は自由のままにされてきたが、この沈 黙を現地の助産師たちが打ち破った。UNFPAは性的暴力 に関する統計の収集と、サバイバーのニーズに応えるセン ターの設立を支援してきた。UNFPAはこれらの問題を私 的領域から公の場へ持ち込み、女性を性的暴力から守らな ければならないという合意を、地域のイマーム(宗教的指 導者)、裁判官、警察、政府高官、一般市民の間で打ち立 てた。この活動によりレイプ件数が著しく減り、レイプに 対する態度とレイプに関する質の高い情報収集に変化が見 られた⁴⁰。

エチオピアでは、UNFPAは「ベルハネ・ヘワン・プロ ジェクト」を支援している。これは思春期の女子に教育を 施し、結婚を遅らせるプロジェクトである。エチオピアの 法律では18歳未満の結婚を禁じているが、早婚が長い間の 文化的習慣になっていて、その結果フィスチュラや妊産婦 死亡などリプロダクティブ・ヘルスの問題に至ることが多 い。教育の機会は重要である。なぜなら、それを通して自 分自身や自分の可能性に対する女児たちの意識が変わるか らだ。また家族が教育プロジェクトの計画・実施に参加す るため、地域住民の意識の変化にもつながる41。

文化的ポリティクスには賛否両論あり、合意を得るのは 難しい。したがって、ニカラグア、チャド、ベトナム、ラ オスのような多様な国々での女性のエンパワーメントを支 援するにあたって、UNFPAは現地の様々な文化の担い手 と共に活動してきた。その中には、信仰組織(ニジェール の人口と開発問題に関するイスラム教協会グループ(Group of Islamic Associations for Questions of Population and Development)、伝統的協会(アフリカ伝統的指導者協会 (Association of African Traditional Leaders)、先住民のネ ットワーク (Enlace Continental de Mujeres Indigenas de las Américas, Region Surなど。ペルーのチラパク (Chirapag)という先住民組織がこれらの組織との連絡調整 をしている)があり、UNFPAは文化のレンズを使って、地 元社会がジェンダーの平等とリプロダクティブ・ヘルスな どの問題を確実に受け入れ、それに取り組むよう努めてい る。こうしたタイプの介入法は長続きのする変化を生んで おり、開発プログラムにはそれぞれ異なる文化的アプロー チが必要である。





文化との対話: リプロダクティブ・ヘルスと リプロダクティブ・ライツ

リプロダクティブ・ライツは、すべての個人とカップルが差別、強 制、暴力を受けることなく、妊娠や出産について決定することを基本 的権利として認めることに由来する。その中には最高水準の健康を享 受し、子どもの数と出産の時期、出産間隔を決める権利も含まれる。 リプロダクティブ・ライツを構成するものには、安全な出産の権利と、 すべての個人がHIVその他の性感染症から自分を守る権利がある¹。

文化に配慮したアプローチが目指しているのは、人々が各種の権利、妊娠・出産、 健康に対して多様な意味づけをしていることを理解し、社会の集団が様々な方法で、 妊娠・出産の機能をもつ身体、性、出産に対し要求することを理解することである。 これらの問題については広範な論議と論争がある。ある文化に属している人がすべ て同じ理論的根拠で行動する、あるいは一見同じに見える文化的規範と慣習が同じ

意味をもつと思い込む のは間違いである。

文化に配慮したアプ ローチは、予想外のこ とにも門戸を閉ざして はならない。男性と女 性はどちらも、予測も つかない多様な方法

他の文化圏で起こっていることを理解するために は、自己の文化の枠組みの重さと影響を認識し、 同時に同じ状況をまったく異なるレンズを使って 解釈する人もいるということを認める必要があ る。異文化の言語を理解することは、その言語の 意味を受容するということではなく、理解するこ とによって対話と行動に役立つ基盤ができるとい うことである。

で、ジェンダーの秩序と男性と女性の身体に関する社会的期待の形成に参加してい る。例えば、女性を支援する立場から変革を提唱する男性たちがいる。ケニアの 「ジェンダーの平等を求める男たち(Men for Gender Equality Now)」は、「男性のネ ットワークで、ジェンダーに基づく暴力の根絶とHIV/エイズの拡大防止を目指し、 予防や感染者・被害者へのサービス提供、変革の担い手としての男性の役割に焦点 をあてた意識啓発などの活動をしている」。

逆に、自分たちに有害な慣習について、男性と同じ見方をする女性がいる。調査 コンサルタントのアイテマド・ムハンナによれば、「ガザでは女性に対する暴力は基 本的にはドメスティック・バイオレンス(家庭内暴力)のことである | 「女性たちは夫 から殴られ、父親から殴られ、自分の兄弟からさえも殴られる。こうした暴力はほ とんど表沙汰にならない。記録されることもなければ、議論されることもない」。ほ とんどの女性は、夫が自分を虐待することがあったとしても、自分が暴力の犠牲者 であるとは思わない。そうしたことは「夫の権利」だと思っているからである。そ れは男性の姿勢と同じである4。

すべての人は健康を守るための情報とサービスを得る権利をもつ。青少年たちがHIV/エイズについて学ぶこと は、彼らの命を救うことになるにちがいない(ベリーズ)。

© Carina Wint

文化的意味の多様性を理解することは、変革への効果的 な協力関係を文化的文脈の中で考案し実施する上で不可欠 である。例えば、どの社会でも子どもを大切にし、子ども がいないことは、程度の差はあれ、しばしば社会的汚名と される。この汚名は、男性の父親としてのアイデンティテ ィよりも女性の母親としてのアイデンティティを深く傷つ ける。妊娠し母親となることが女性の第一のアイデンティ ティであり、それによって女性が経済的手段を得る場合は 特にそうである。子どもを産むことに対する男性と女性の 役割をめぐる文化的認識も、女性に汚名を着せる可能性が ある。エジプトとインドの一部地域では、男性は完全な形 をした胎児を提供し、女性の子宮と経血の質が胎児の成長 を決定すると信じられている5。アジアとアフリカの一部に は、女性が男児を産めないことを不妊と定義する文化があ る。不妊女性を呪われた者と見なす社会もある。ほとんど すべての文化は「子どもを産めない女性」をマイナスのイ メージで捉えている。こうした見方が家父長制を強め、子 どもを産めるかどうかで女性の価値が決まるという状況を

不妊の社会的不名誉

医学的には夫婦生活を始めてから1年たっても子どもが できない場合を原発性不妊(primary infertility)と定義す る。出産後に、生殖器系感染症(RTI)によって続発性不妊 (secondary infertility)になる可能性もある。不妊症は 女性と男性のどちらにもあるが、続発性不妊の恐怖と社 会的代価のほとんどは女性が経験することになる。不妊 はリプロダクティブ・ライツの問題としてまだ認知され ていない。サハラ以南のアフリカ諸国など世界の貧困地 域の多くでは、不妊の発生率が高いにもかかわらず*、そ れが公衆保健政策の問題として考慮されていない。高出 生率と不妊は関連性があるのに、政策担当者は出生率を 下げることに腐心し、不妊の問題を軽視している**。個 人、特に女性と、子どもが産めないカップルにとって、 不妊による社会的代価は高い。

*Source: Feldman-Savelsburg, P. 2002. "Is Infertility an Unrecognised Public Health Problem: The View from the Cameroon Grassfields," Infertility Around the Globe: New Thinking on Childlessness, Gender, and Reproductive Technologies, edited by M. Inhron and F. Van Balen. Berkeley: University of California Press.

**Source: Inhorn, M. and Van Balen, F. 2002. Infertility Around the Globe: New Thinking on Childlessness, Gender, and Reproductive Technologies. Berkeley: University of California Press.

存続させている。女性自身も子どもを産めるか否かで、自 分と他の女性の価値を評価することがある。

途上国では、リプロダクティブ・ヘルスを推進する手段 として避妊法が広く用いられているが、不妊を恐れる女性 は避妊しないことが多い。インドで行われた避妊行動に関 する質的・人口学的調査によれば、女性は、妊娠間隔を調 整する手段としてよりも、望んだ数の子どもを出産した後 に避妊法(特に不妊手術など復元できない方法)を用いるこ とが圧倒的に多い6。女性たちは、出産によって「消費」さ れる妊娠と出産の潜在能力が避妊法によって保持されると 思っている7。この種の文化的知識は、こうした背景の中で どのような介入を行うかを決める際に重要である。

女性性器切除(FGM/C):文化的知識の価値

文化的知識は、男性と女性が、例えば避妊法などを具体的 に選択するのを手助けする際に非常に役立つ。こうした知識 は、特に難しい状況下での戦略的指針になる。国連人口基金 (UNFPA)は文化的知識の助けを借りて、協力者たちと女性 性器切除(FGM/C)などの有害な慣習に取り組んできた。

1994年に開催された国際人口開発会議(ICPD)の行動計画 は、女性性器切除を「女性のセクシュアリティを管理する ことを意図した有害な慣習」であり、「基本的権利の侵害 であり、女性の健康にとっては生涯にわたる大きな危険と なる」と述べている(第7章7.35)。合意されたのは「政府と 地域社会はこの慣習をなくすための手段を緊急に講じなけ ればならない」(第7章7.40)ということだ。

歴史的・文化的調査により女性性器切除の文化的意味が 明らかになっている。例えば一部のアフリカ社会では、女 性の性器切除は集団の一員となるのに非常に重要だと考え られている。それは女性が成人になる儀式だからである。 切除を受けていない女性は普通でないと見なす社会もあ る。クリトリス(陰核)と陰唇は男性の器官であり、女性は これらの器官が除去されて初めて女らしくなると考えられ ている8。この慣習は衛生、清潔感、美容の点からも重要で あると考えられている。切除を行わないと出産の時に生ま れてくる子どもを傷つけ、性交時に男性のペニスを傷つけ ると信じている文化もある。性器切除は出生力を増すと信 じている文化もある。

こうした様々な意味を理解することは、この慣習の正当 性を認めるためでなく、その根源について知識を深め、対

16 女性性器切除(FGM/C)の文化的背景

女性の性器切除が実施されているアフリカの社会の多くは、その慣習に対する地域の呼び名があるが(エジプトのtahara、スーダンのtahur、マリ・バムバラのsili-jiなど)、いずれも純潔あるいは浄化を意味する言葉である。これらの社会では、切除を受けない女性は純潔でないと見なされる。切除を受けない女性は非常に少ないが、そうした女性は食べ物や水を扱うことが許されない。性器切除が慣習となっている社会では、切除を受けていない女性の性器はサイズが大きすぎて見苦しいとされる。こうした社会では、切除されない女性性器は成長して長くなり、足の間に醜く垂れ下がるようになるだろうと一般に信じられている。

Source: Njoh, A. 2006. *Tradition, Culture and Development in Africa*, p. 97. Hampshire: Burlington. Ashgate Publishing Company.

話と行動の基盤づくりをするのに重要である。UNFPAは、 この文化的知識が、文化的に受け入れられる代替案を見つ 文化的な洞察をすることによって、文化背景が妊娠・出産に関する個人の選択にどのような影響を及ぼすかが明らかになる。その結果、考え方や行動様式に適応するためにどのような種類の介入が必要かが体系化される。これは文化に配慮したアプローチのもつ価値の一部である。

ける協調戦略(cooperative strategy)にとって不可欠である ことに気付いた。

例えば、最新の指標(2006年)によると、ギニア・ビサウではまだ女性性器切除が広範に行われており、15-49歳の女性の44.5%がこの処置を受けさせられている。ユニセフ(国連児童基金)とUNFPAは、これまでこの慣習を廃止させる活動で何回も失敗してきたが、セネガル、ギニア、ガンビア、ブルキナファソ、モーリタニアでは、NGOのトスタン(Tostan)と協力し実績を上げた。トスタンは、尊敬の念をもって人権に関する議論を進めながらコミュニティに入っていく方法をとった。また人々に、地域内の問題について話し合いを行い、問題の解決法を検討するよう促した。こうした取り組みのプロセスが、女性性器切除を廃止するという集団的決定にしばしばつながった。コミュニティの

17 ケニアで女性性器切除と児童婚を逃れる少女を支援する

ソマリア族、キシイ族、マサイ族など、ケニアのある集団では、結婚を控えた若い女性に対する慣習として女性性器切除が行われる(ケニアの人口保健調査2003年)。通常この慣習は14歳になる前に行われ、これによって少女は「浄化」され、大人の仲間入りができるとされる。それは外性器のすべての部分を麻酔もせずに切除するという危険な方法である。これによる健康へのリスクはトラウマと出血であり、後になっては出産が困難になり、HIVを含む性感染症に罹るリスクが高くなる。精神的なダメージははかり知れない。

UNFPAが協力する地域に根ざしたプロジェクト、タサル・ヌトモノク (*Tasaru Ntomonok*)イニシアティブ (TNI)は、女性性器切除の通過儀礼とし

ての重要性を認めながら、この慣習の 文化的価値を他のものと置き換えるこ とに成功した。この取り組みの強みの 一つは、少女から大人の女性に移行す る一部として、女性性器切除に代わる ものを、文化的に受け入れやすい方法 で提供している点である。年長の女性 は引き続き、少女たちが成人になると きの教母(godmother)を務めている。 少女たちは慣習に従って一定期間隔離 され、その期間にセックスと妊娠・出 産について教えられ、さらに現在はセ クシュアル/リプロダクティブ・ヘルス の重要性について学習する。代替の儀 式は、伝統的に女性性器切除が行われ ていた時期に行われ、切除を担当して きた女性たちは別の収入源を得ている。 男性の参加は非常に重要である。父親

たちには、彼らの娘が将来結婚でき、 収入源になる可能性もあると安心させ る必要がある。また若い男性たちは、 将来自分にふさわしい妻がもてること を理解する必要がある。

コミュニティが、何らかの理由で女性性器切除に代わる儀礼を受けつけない場合、TNIは保護を希望する少女に避難施設を提供する。このプロジェクトは女性性器切除と早婚を禁じた2001年の子ども法(Children's Act)によって国家的支援を受けている。この法律に違反した場合には最高12カ月の禁固刑と最高735ドルの罰金が科せられる。

Source: UNFPA. 2007. "Kenya: Creating a Safe Haven, and a Better Future, for Maasai Girls Escaping Violence." Chapter 6 in *Programming to Address Violence Against Women: Ten Case Studies.* New York. UNFPA.

容認があれば、個々の家族と女子は社会的プレッシャーを 受けないですむ⁹。 もし文化が[HIVの]伝染と影響の一要因なら、その予防と ケアには文化的アプローチが必要ということになる¹³。

文化を精査する

「もし文化が、ある面で対話と論争であるとしても-その対象にはリプロダクティブ・ヘルス/ライツなどの問題

も含まれる - ある人たちの意見には他の人の意見よりも特権が与えられる」¹⁰。大多数の人々は文化的規範を受け入れ、いやおうなく期待される行動様式に従う。

18 信仰者集団内部における文化との葛藤

アニー・カセケティ・ムワバは夫と4 人の子どもの遺骸を一人ずつ埋葬した。 その後、2003年には自分自身が病に 倒れた。数カ月後、彼女はHIVの検査を して欲しいと医者に頼んだ。最初、医 者は検査を断った。ザンビア人のほと んどが、どうあろうとエイズは不道徳 な行為の結果だと見ている。しかもア ニーはキリスト教の伝道師だった。し かし、医者は最終的に態度を和らげ、 アニーは再び生きるための長い旅を歩 み始めた。「エイズは教会に行かない人 が罹るのだと思っていました」とアニ ーは言う。「私は心底エイズを拒否して いたのだと思います。HIVというものに 向き合いたくなかったのです。ある日 の夜までは。その日聖書を読んでいた ら、誰かがそこに光をあてたような気 がしました。あなたがHIVに感染してい たとしても、あなたの命はウイルスの 中にあるのではなく、キリストの中に あるのですし。

翌年、アニーに残された当時9歳の子どもは結核の治療を受けた。彼女は息子にHIVの検査を受けさせることにした。彼も陽性だった。しかも、彼の免疫システムは彼女自身も経験したことがないほど弱っていた。アニーと息子は現在快方に向かっており、彼女はザンビアにおけるエイズ撲滅運動の熱心な活動家となった。エイズを口にすることがタブーとされた国で、アニーは

声を上げ、自らの苦しい体験を中心に、人々の心と考えを変える努力をした。 43歳のエレガントな女性アニーは、エイズは邪悪な行為から感染するのだから、感染した人が死ぬのはしかたがないと説教する宗教指導者に立ち向かっている。彼女は「神が私の困窮した状態をいかに活かし、そこからメッセージを発して下さっているか、それはすばらしいことです」と高らかに言う。

アニーは宗教指導者向けのワークシ ョップに参加した時の話をする。そこ で彼女は、夫と子どもをエイズで亡く し、自分も検査で陽性と判明した友人 の聖職者「グレース」のことを話した。 聞いていた人たちの反応は厳しく、容 赦のないものであった。ある指導者は 「彼女は自分の子どもを殺した!彼女は 売春婦だ!彼女に死を!」と叫んだ。そ の男性は続けて、自分がもし統治者だ ったら、エイズ患者が死ぬよう抗レト ロウイルス薬に毒を入れるだろうと言 った。「そこで私は、この話は私のこと だと言ったのです」とアニーは穏やか に言う。「私は彼のところに歩いて行っ て、『私は死ぬべきでしょうか?』と尋 ねました。彼は言いました。『いや、君 は死ぬ必要はない川。

彼女は教会の信者にも手を差し伸べた。アニーがHIVとともに生きているとわかってから間もなく、彼女の教会のある女性信者が、自分はHIV陽性だと彼

女に打ち明けた。アニーは「私は夫の ことを思いました。彼は陽性だったか もしれない、でも私たちはずっと秘密 にしてきたから、彼は死んでしまいま した。これまで何人の聖職者を埋葬し たでしょう?」という。「私は『教会に も信者の中にも多くのHIV感染者がい る。だから沈黙を破らなければならな い』と思ったのです。それで次の日曜 日私は説教台に立ち、自分のことを包 み隠さず打ち明けることにしました」。 彼女はそれを実行し、水門は開かれた。 アニーのもとには自分もHIV感染者であ ることを打ち明ける信者が殺到した。 アニーは「自分が打ち明けたことで、 他の人たちに経験を共有する気を起こ させたのだと思いました」と言う。現 在アニーは専任でキリスト教とイスラ ム教の信者たちを動員し、エイズ問題 に対処し、子どものHIV感染予防に取り 組んでいる。彼女はこの病気と闘うた めのコミュニティ主導の活動を推進し、 感染しやすい状況に置かれた家庭と子 ども (その多くは孤児) を見出し、彼 らを支援している。アニーは、信仰者 の集団はHIVとエイズを「彼らの問題で はなく自分たちの問題」として捉える ようになっていると言う。

Source: The Centre for Development and Population Activities (CEDPA). 2007. "Changing Hearts and Minds From the Pulpit in Zambia: Annie Kaseketi Mwaba." Washington, D.C.: CEDPA. http://www.cedpa.org/content/news/detail/1713, accessed June 2008.

最も劇的な変化のいくつかは、文化的規範と慣習の保護 者が変化を求めた時に起こる。カンボジアでは、仏教の尼 僧と僧侶がHIV撲滅にめざましい活躍をしている¹¹。ジン バブエでは、先住民のリーダーが先頭に立っている。これ らのリーダーの中には、かつて一夫多妻制や児童婚を奨励 し、避妊薬(具)の禁止に動いていた人たちもいる。しかし 現在は、その一人が認めたように、「われわれが住民にと ってふさわしい存在でありたいなら、エイズ予防の説教を しなければならない」。リーダ

ーたちの新しい教義はコミュ ニティの中で影響力をもち、 人々の態度や実践に変化をも たらしている12。

人権、ジェンダーの平等、 またHIV予防などの目的に献 身的な、有望で有力なリーダ ーたちと同盟関係を築くこと が大切である。しかし、彼ら は自分たちの権限と権威を強

固なものにするためにその同盟を使うこともありうる。一 つの目標に向けて活動しながら、一方では他の分野での変 革を阻止するかもしれない。したがって、同盟は人権やジ エンダーの平等など、より広範な目標を目指す必要がある。 このような大きな原則は文化的取り組みの基準を設定する うえで重要である。

基準は、地域住民との対話のための空間も確保する必要 がある。それは変革を推し進めようとする努力が見落とさ れないようにするためだ。中国では、UNFPAは運輸関連 の従業員が、出稼ぎ労働で旅をする人たちにHIV/エイズ教 育をするのを支援している。ベリーズでは、UNFPAは4H クラブ、コーナーストーン財団、学生軍事教練団、ベリー ズ合同政策提言運動、キリスト教女子青年会(YWCA)など 現地の地域団体とともに、できる限り多くの人たち、特に 学校に通う子どもたちに働きかけ、HIV予防に関する重要 なメッセージを伝えている。ベリーズでは理髪店主がHIV について客に話しており、UNFPAはこの日常活動に関心 をもっている14。

HIV予防には包括的で文化に配慮したアプローチが必要 である。ヘルスリンク・ワールドワイドは、脆弱な状態に ある途上国のコミュニティで保健と開発を目標に活動して

いるNGOだが、世界のHIV/エイズ戦略の一環として、な ぜ文化に配慮したアプローチが必要なのかを4つの理由を 挙げて説明している。

- HIV/エイズに対する文化的アプローチは、コミュニティ の信頼と関与を高め、その結果予防の可能性が増す。
- HIV/エイズに対する文化的アプローチは、人々に広く受 け入れられつつある。なぜなら、このアプローチは、価 値観、信仰、伝統、社会構造など、人々が暮らしている

社会の「重要なネット」と相 互に交流しているからである。

• HIV/エイズの情報伝達に文 化的アプローチを活用した 場合、人々の意識と態度に より広範な影響が見られ、 社会的汚名が軽減され、 HIV/エイズとともに生きる 人々がより社会に受け入れ られる、などの変化が実証 されている。

名誉とは、われわれの宗教が命令するように生き ることだ。名誉の境界を越えてはならない。つま り、名誉とは神が禁じている場所から自分を遠ざ け、その境界を越えないようにすることだ。例え ば、男にとっては自分の妻だけでなく、母親や姉 妹、それに隣人も、名誉なのだ。男は自分自身の 名誉を守るように、他の人の名誉も守るよう気を つけなければならない。

> -アダナ、男性 30歳、イマーム (イスラム教の指導者)15

> > ・文化を、HIV/エイズ予防と生物医学的取り組みの障壁と して見るのではなく、コミュニティでの行動と取り組み につながるきっかけをつくるものとして見直すならば、 文化はHIV/エイズに対する世界戦略に真の利益をもたら すことができる。

> > 宗教は幅広い文化の中で優位を占め、人々は宗教の信仰 体系を積極的に受け入れるか、少なくともそれを遵守して いる。宗教は多くの人々の生活の中心を占め、最も身近な 決断と行動に影響を及ぼす。

> > 妊娠・出産やリプロダクティブ・ヘルスに対する宗教的 意味は、同じ宗教の中でも解釈する人によって異なる。例 えばある文化は、子どもを産み、地に満てよと奨励する聖 書の言葉を、女性は身体が許す限りたくさんの子どもを産 むべきだと解釈する。他の文化の解釈では、その教えは、 個人またはカップルが子どもの数や出産間隔を選択するこ とを妨げるものではない。宗教に関する議論を理解するこ となく、文化に取り組むのは難しい。

> > 人々はしばしば宗教を権威あるものと見なすため、有害 な慣習、時には犯罪すらも正当化しようという不純な訴え に、宗教を利用することがある。社会によっては「名誉」 犯罪や痴情による犯罪は、宗教の戒律により是認されてい



エル・アルトの病院にいる母と子(ボリビア)。多くの女性は自宅での出 産を好む。しかし、技能者の介助と、必要な時には病院への照会を必要 としている。

© Tim Weller

産科ろう孔の社会的・個人的代価

産科ろう孔(フィスチュラ)のある女性は、主には恥ず かしさからだが、それだけでなく嫌がらせやからかいを 受けるのを恐れ、あるいは歩くのもままならない身体的 弱さから孤立を経験しており、そのことは家族の大半が 確認していた。それら家族のうちのわずかなメンバーが、 フィスチュラを抱えて生きることの悲しさについて明ら かにした。例えば、ある夫婦は自分たちの娘が悲嘆と孤 独を体験したと言い、他の夫婦も彼らの娘がまともに歩 けず、恥ずかしさから親戚も友人も訪ねられず、常に不 幸だったと言った。

Source: Women's Dignity Project and EngenderHealth. 2006. "Living With Obstetric Fistula: The Devastating Impacts of the Condition and Ways of Coping." New York: EngenderHealth. http://www.engenderhealth.org/files/ pubs/maternal-health/Obstetric_Fistula_Brief_3_Impacts_and_Coping.pdf, accessed June 2008.

ると見なされる。

国連事務総長の報告書『女性に対するあらゆる形態の暴 力に関する詳細な調査』(In-depth Study on all Forms of Violence Against Women) 16は次のように述べている。 「"名誉"の名のもとに行われる女性に対する犯罪は、家族 またはコミュニティの中で発生することがある。例えば、 クルド社会の中では、「名誉犯罪は、"名誉殺人"、強制結 婚、レイプ容疑者との結婚の強要、不法監禁、女性の移動 の厳しい制限などの形をとる」17ことがある。

これらの慣習がごく普通に行われている社会でも、「名 誉」がどのような意味をもつかについては意見が一致しな いかもしれない。しかし、自分の主張を強めるためすぐ暴 力を行使し最強の力をふるう人たちは、女性を特に性的に 支配できるか否かで男性の名誉は決まるという見解をもっ ている。女性は様々な状況のもとで不名誉のそしりを受け る。それは例えば、婚外交渉をもつ、別居または離婚を言 い出す、未婚の少女が許可なしに関係をもつ、レイプや拉 致の被害に遭うなどの場合である。このような行為はすべ て、女性に対する親族の男性からの暴力的懲罰につながり かねず、時に親族の中の女性もそれを支持する。

女性差別撤廃条約の条項とICPDの世界的合意に沿って、 国連は「名誉殺人」を明らかな人権侵害とし、文化的に正 当化できるものではないと見なしている。国連総会は2000 年12月4日に決議55/66号、「名誉の名のもとに女性に対して行われる犯罪の撤廃に向けて行動する」を採択した。この決議の中で、国連総会は「名誉の名のもとに、様々な形で行われる犯罪を含め」、世界各地で女性に対する暴力が引き続き発生していることに懸念を表明している。また、「そのような犯罪を起こすことには正当性があると考えている犯罪者がいる」ことに懸念を表明している。

ここで暗に言及しているのは文化的正当性である。この 決議は、文化と文化の担い手の重要性を明確に認めたうえ で、すべての加盟国に「名誉の名のもとに女性に対して行 われる様々な形態の犯罪を予防し根絶する努力を強化する よう」呼びかけている。そのために、「法律、教育、社会、 その他情報伝達を含む様々な手段を活用し、特にオピニオ ン・リーダー、教育者、宗教指導者、首長、伝統的指導者、 マスコミを意識啓発運動に参加させること」に言及してい る。このイタリック体の部分は、UNFPAが特に「文化的 変革者」(cultural agents of change)と呼んでいる人たちの リストである。

2000年12月4日に採択された総会決議55/68号は、名誉犯罪をさらに広い文脈の中でとらえている。

女子と女性に対する暴力、特にあらゆる形態の商業的な性の搾取と経済搾取の根絶に対する呼びかけを再確認する。これらの搾取に含まれるのは、女性と子どもの人身売買、女の嬰児殺し、名誉の名のもとの犯罪、痴情の名のもとの犯罪、人種的動機による犯罪、子どもの拉致と人身売買、ダウリー(結婚持参金)関連の暴力と死亡、硫酸を使った攻撃、女性の性器切除や若年・強制結婚などの有害な伝統的慣習である。

UNFPAが国レベルで行っている活動の多くは、地域に根ざした努力を結集し支援することで、宗教、さらに広くいうなら文化がこのような慣習を正当化しているとする主張を是正することを目指している。

文化に配慮したアプローチは、他の重要な目標、例えば ミレニアム開発目標(MDGs)の5番目の目標である1990年から2015年の間に妊産婦死亡を75%削減することなどを達成 する上でも重要である。途上諸国における妊産婦死亡率削減の長年の努力にもかかわらず、妊産婦死亡数は年間約53 万6000人で基本的に変わらない。妊産婦死亡の99%は途上

20 母子保健と女性の社会的地位

- 伝統的に男性が家計を握っている社会では、女性の保健にかかる費用が優先されることはほとんどない。
- 女性は多くの場合、妊娠するか否か、妊娠するならい つ、誰との子どもを妊娠するかを決めたり、子どもの 数、出産間隔、時期について決定する立場にない。
- 経済発展が同程度の国々では、妊産婦死亡率は女性の 地位と反比例している。
- 世帯が貧しければ貧しいほど、妊産婦死亡の危険は高い。
- 早婚、女性性器切除、多産、暴力は、自分の身体に関する女性の決定権を侵害している現れである。

Source: UNFPA. n.d. "Facts About Safe Motherhood." New York: UNFPA. http://www.unfpa.org/mothers/facts.htm. Accessed March 2008.

国が占め、その大半はサハラ以南のアフリカと南アジアで起きている。費用効果の高い保健対策で多くの妊産婦死亡を予防できるのだが、貧困層の女性のほとんどはそれを利用することができない。5番目の目標の達成は疑わしい。世界的にみると、1990年と2005年の間の妊産婦死亡率減少は毎年1%に満たない。5番目の目標の達成には毎年5.5%の減少が必要なのだ。1990年以降、妊産婦死亡率が相当程度減ったのは、中国、キューバ、エジプト、ジャマイカ、マレーシア、スリランカ、タイ、チュニジアと数少ない。

最貧困国の女性の多くは、妊娠と出産をなんとか生き延びたとしても、深刻な後遺症に苦しんでいる。その中には産科フィスチュラ、貧血、不妊、骨盤組織の損傷、慢性的感染症、うつ病、出産能力の損傷がある¹⁸。

何百万人もの女性が、いまだに出産間隔や妊娠回数を自分で管理することができず、効果的避妊法も利用できないでいる。これは保健体制が効果的でないことの結果であるが、その他に社会的・文化的要因もある。多くの文化圏で、家父長制の枠組みが男らしさと女らしさの概念を、またセクシュアリティや妊娠出産、権利の意味を規定している。その結果、女性のニーズや権利に注意が向けられることは

世界保健機関(WHO)の推定では、フィスチュラを患っている女性と少女は約200万人で、毎年5万人から10万人が新たに加わっている¹⁹。

ほとんどない。女性の健康を社会的・文化的状況の中に位 置づけ、文化に配慮した対応を開発することが重要である。

UNFPAは長い間、妊産婦保健施設を支援し、避妊薬(具) や緊急産科治療用機材など重要な物資を提供してきてい る。UNFPAはまた、妊産婦保健を改善するため、国内 的・国際的に政府や議員への働きかけを行い、コミュニテ ィと共同で活動している。例えばナイジェリアでは、地元 の指導者が、家族計画の価値と家族や地域のリプロダクテ ィブ・ヘルス・ニーズを重視することの価値について、地 域の男性を説得している。保健省はUNFPAの支援を得て 指導者を養成し、メッセージの普及に努めている。「研修 を受ける前は、避妊薬(具)の重要性について男性を説得す るのは難しかった」とオグン州アジェングルのバーレ(伝 統的指導者)であるアブドゥライ・アブカヨデは言う。「し かし、一旦わかると、それからは変わるものだ。今では、 人々は子どもは少ない方がいいと考えている。その方が子 どもの面倒をよくみられるからだ」。オグンでの避妊薬(具) 普及率は劇的に高まった20。

同じように、UNFPAはパートナー組織とともに産科フ ィスチュラの予防と治療、さらにはフィスチュラを患って いる少女と大人の女性を社会に再統合させるための活動を 行っている。フィスチュラは貧しい遠隔地で特に多く、出 産できるほどに身体が成長しきっていない、ごく若い女性 の間で多く発生する。それは、長時間にわたる出産や分娩 停止の間に組織が大きく損傷し、腟と直腸の間、または腟 と膀胱の間に穴があくことから起こる。子どもは死亡する ことが多く、母親は失禁状態になる。フィスチュラは強い 羞恥心の原因となる。夫も家族もコミュニティもフィスチ ュラを患う女性には寄りつかず、孤立して暮らすよう強い ることがある。しかし、フィスチュラは予防可能で、質の 高い妊産婦保健ケアを受けられる豊かな地域ではあまりみ られない。

産科フィスチュラは、当該コミュニティと密接に関わる ことがなかったため、これまで見逃されてきており、その 犠牲者も無視されていた。効果的対策としては、文化に配 慮したアプローチが必要で、予防と治療について少女と大 人の女性に伝えるだけでなく、社会的汚名を減らし、フィ スチュラを政策課題として取り上げなければならない。 UNFPAは、フィスチュラを予防し、それを患う少女と女 性を治療し社会復帰させる活動を支援している。例えばス

ーダンでは、エルファシャーにあるサウディ病院を支援し ており、そこでは少女と大人の女性が再生手術を受けるこ とができる²¹。エリトリアでは、UNFPAはスタンフォード 大学から来た外科医と提携して、国がフィスチュラ治療の 能力を強化できるよう努めている22。コンゴ民主共和国で は、UNFPAは保健省と合同で全国キャンペーンを実施し、 その中にフィスチュラ治療も含めた23。

文化と男らしさとセクシュアル/リプロダクティ ブ・ヘルス

リプロダクティブ・ヘルス/ライツは文化の核心に関わ る問題であるため、これに取り組むには文化に配慮したア プローチが必要である。ジェンダーの関係と男性に焦点を あてる必要もある。1975年のメキシコシティにおける国連 世界女性会議と1976-85年の国連女性の10年に続き、1994 年のカイロ国際人口開発会議(ICPD)行動計画は、リプロダ クティブ・ヘルスおよび人口と開発という枠組の中でジェ ンダーの平等を求めるという闘いに、男性が十分な役割を 果たすよう迫った。北京で開かれた1995年第4回世界女性 会議の行動綱領は、女性と男性による責任の分担の原則を 再確認し、男性との協力によって初めて女性の問題に取り 組めることを主張した24。また育児、家事を平等に分担し て女性を助けるよう男性に要請し、HIVその他の性感染症 (STI) 予防にも男性が責任をとるよう求めた。

2001年の第26回国連特別総会では、少年と大人の男性を 積極的に巻き込み、HIV/エイズと関わりのあるジェンダー の不平等とジェンダー意識の強い姿勢に立ち向かう必要性 を認めた。特別総会での「HIV/エイズに関するコミットメ ント宣言」は、HIV/エイズの蔓延と影響を減少させること に関連して男性の役割と責任を取り上げ、特に男性がこの 大規模感染に拍車をかけているジェンダーの不平等に取り 組む必要を強調した25。カイロ会議から10年後の2004年に 開かれた第48回国連女性の地位委員会では、加盟各国政府、 国連組織、その他の関係者に特に以下のことを求めた。少 年と大人の男性を積極的に巻き込んでジェンダーの固定観 念を排除していくことを促し、HIV/エイズの予防と治療に 男性を参加させることを奨励し、男性が安全で責任ある性 行動をとれるようなプログラムを実施し、少年と大人の男 性がジェンダーに基づく暴力を防止するのを支援し、学校 におけるジェンダーの平等を促進させるプログラムを実施



産科フィスチュラから縁を切る次善の方法は、修復手術を受けることである。フィスチュラキャンプで母親に付き添われているルプバハルは、「運のよい」 人のひとりだ(バングラデシュ)

© UNFPA

すること。

男性の権力 - 家父長制 - が多くの文化圏で依然として続 いている。研究者によっては26、「リプロダクティブ・ヘル スの枠組みにおける課題は、男性から受ける可能性のある 影響力をどのように特徴づけ、それが女性と子どもの健康 をどう左右するか査定することである」と認識している。 しかしながら、男性もまた文化に従っているのであり、ジ ェンダーおよびジェンダーの不平等に関する男性の経験 と、それに対する男性の責任について一層の注意を払うこ とが要求される。

立証された調査報告によると、ジェンダーにまつわる文 化的圧力は、男性をますます性的に不健康な状態に陥りや すくしている。男らしさとセクシュアリティをめぐって形 成された社会慣習のために、男性はますます危険な行動に 走り、助けを求めなくなっている可能性がある。過去10年 間に15-54歳の男性を対象とし39カ国で実施された調査に よると、男性の方が女性よりも早く性的関係をもつ傾向が あり、婚姻関係内外でのセックスの相手も多い27。調査し たほとんどすべての国で、20-24歳の男性の大半は20歳以 前に初体験をしたと報告している。これには地域による差 が大きいが、国によっては15歳になる前に初体験をしたと 答えた人が35%にも上るところがある。ただし、このデー タはすべての地域のすべてのグループを網羅しているわけ ではなく、先進諸国や未婚男性、服役中の男性、軍隊、移 住者または避難民などの主要グループが、その多くは性的 に活発であるにもかかわらず除かれている。多くの文化は、 セックス・パートナーが多いことは男の男たる本質として 重要であり、その結果男性は性的欲望を解放するため複数 の相手を求めるとみている28。世界的な性行動調査は、異 性愛の男性は既婚・独身を問わず、また同性愛、両性愛の 男性も同様に、女性より相手を変える割合が高いと報告し ている29。

この行動をジェンダーの視点から理解することに関心が 高まっている。共通のテーマを求めて行われたいくつかの

21 ジェンダーの推進に男性を巻き込む

「プログラムH」は男女平等の規範と行動を低所得層の 若い男性に広めることを目的に、昔ながらの「男らしさ」 の規範について考えさせ、疑問をもたせる活動をしてい る。このプログラムはブラジルのリオ・デ・ジャネイロ に本部のあるインスティテュート・プロムンド (Instituto Promundo) と、ブラジルとメキシコの3つの NGOが考案したもので、ジェンダーの平等を実践する男 性の役割モデルとピア・グループ(仲間集団)という2つ の要因に着目し、あわせて暴力のもたらす結果について の考察も行う。

プログラムのスタッフは、ジェンダー、セクシュア ル・ヘルス、暴力、男女関係に関する活動マニュアルを 作成した。マニュアルは性差別主義や同性愛恐怖症も取 り上げ、そのメッセージは男性優位主義者でない男性や 自立した女性にも向けられた。同時にソーシャルマーケ ティング運動では、ラジオ、掲示板、ハガキ、ダンスな どを通して、男女平等は流行の先端を行くかっこいい行 動だと表現した。ブラジルでは、活動開始6カ月と12カ 月でジェンダーの規範に大きな変化が見られた。平等規 節の強い若い男性がSTIの症状を報告する割合は4倍から 8倍も低くなり、活動開始12カ月後ではそれはさらに改 善された。

プログラムH(ポルトガル語で"H"はhomens「男性」 という意味)は調査を通して、対象集団のジェンダーに関 する態度や慣習に多様性があることを理解し、若者文化 から引き出した彼らにアピールする媒体を使って情報伝 達を行っている。

Source: Pulerwitz, J.; G. Barker, and M. Segundo. 2004. "Promoting Healthy Relationships and HIV/STI Prevention for Young Men: Positive Findings from an Intervention Study in Brazil". Washington, D,C.: Population Council/Horizons Communications Unit.

調査は、伝統的な男らしさの概念は、あえて危険を犯す広 範囲な行動と強く結びついていること、また「…文化的・ 社会的期待や規範が、危険を受け入れる、あるいは『本当 の』男に対し危険を奨励しさえするような環境をつくって いる | ことを示唆している30。ラテンアメリカ9カ国での質 的調査プロジェクトによると、10-24歳の男性は自分の健 康よりも男らしくなること、それを維持することの方にず っと関心があることがわかった31。

性的能力を証明したいという男性のニーズに油を注ぐよ うな男らしさにまつわる文化的プレッシャーが、複数の相 手を求め、女性に対して権威的に振る舞うよう男性を仕向 けることもあり得る。このことは、例えば男であることを 証明する必要があると考えた結果、いやがる相手に男性がセ ックスを強要するといったことにつながる可能性がある32。 ある若い男性が言ったように、「セックスをしている時に 女性が泣き叫ばないと、男らしさは証明できない |。男ら しさにまつわるプレッシャーは、抑圧された性的欲望とあ いまって、レイプやその他の女性に対する様々な暴力を増 やす結果を生んでいる。このことは、女性の健康を害する だけでなく、女性を受け入れる社会の姿勢にも害を及ぼす。 レイプされた女性は、処女を奪われたという醜聞を避ける ため、加害者と結婚することを勧められることさえある。 既婚女性がレイプされたと訴え出たところ、姦通罪で禁固 刑に科せられたという例もいくつかある。

多くの文化が、男らしさと弱みがないことを結びつけて おり、社会に通用する男性とは自立していて、感情を出さ ず、必要な時でも他人の助けを求めないものだと見なして いる33。南アフリカ共和国のデータをみると、HIVに関し、 男性が自発的に受けるカウンセリングと抗体検査(VCT)サ ービスを利用する頻度は女性と比べてかなり低い。男性は VCT利用者の21%34、治療を受けている人の30%を占める にすぎない35。症状が進行してからも、男性が坑レトロウ イルス療法(ART)を受け始めるのは女性よりも遅く、その 時は免疫系がかなり損なわれており、公衆保健体制にかか るコストも高くなる36。これらの差は、女性の感染率が高 いからというより、保健サービスを受けるのは弱さを見せる ことだという男性の考えを反映しているようである37。

男らしさにまつわる文化的プレッシャーが、自分のセク シュアリティに対する男性の不安感を高めることもある。 男性はSTIやHIVの心配よりも、自分の性的機能について の懸念を口にする傾向がある。これは家族、教師、その他 の人たちから、「自分の身体や思春期の変化などを話題に するものではない」とたしなめられている若い男性の場合、 特に言えるかもしれない38。少年たちは自分の身体のこと より女性の身体についてよく知っているかもしれない。少 年期に正しい知識を得ないと、性について話したり事実を 知ることが生涯にわたって難しくなるだろう。

文化的プレッシャーと周囲の期待、無知、不安から少年

も大人の男性も危険な行動をとるようになり、その結果、 本人だけでなくセックスの相手をセクシュアル/リプロダ クティブ・ヘルス関連の疾病の危険にさらすことになる。 しかし、男性の多くは自分たちの行動が危険だとは考えて いない。彼らはセクシュアリティが自然な衝動で、セック スは生物的に必要なことと理解しているかもしれない。こ のため、危険だという感覚がなくなってしまう。

危険の概念を社会的・経済的状況においてみることも重 要である。例えばサンパウロ市はブラジルでHIV感染率が 最も高い都市であるが、ここに住む低所得層の若い男性は、 エイズよりもおそらく事故や暴力、麻薬のほうを恐れてい ると思われる。

文化に配慮したアプローチは、少年と大人の男性が行動 している状況について承知しておく必要がある。従来の説 明で示唆されるのは、若い男性は男性優位の不平等なジェ ンダー関係から自分たちには女性を支配する権利があると いう考えを得、そうした男性の力によってジェンダーの暴 力が普通のこととされるということである。文化に配慮し たアプローチはこの説明をさらに越えて、社会的・政治的 状況とその結果としての文化的規範との関係、またどのよ うな状況下で男性と女性が文化的規範に抵抗するかについ て調べる。例えば、アパルトヘイト下の南アフリカ共和国 で、若い男性の性的暴力をアパルトヘイト制度のもつ政治 的強要と結びつけることは可能である。同じように、ジェ ンダーの規範について、リオ・デ・ジャネイロに住む低所 得の若い男性に働きかけるには、彼らの多くが成長する過 程で体験する暴力やトラウマを理解する必要がある。それ は、人種差別、経済的不平等、国家による暴力と関連があ る。ブラジルは世界でも殺人の発生率が最も高い国の一つ で、男性の殺人件数は女性の12倍もある。アフリカ系の男 性の殺人件数は、ヨーロッパ系の男性のそれより73%も多 い。文化に配慮したアプローチは、文化を政治から切り離 そうとする傾向を避け、その代わりにそれらが相互にどう 作用するかを考慮する。そうすることで、異なる状況下で の異なる男性のニーズに、より効果的に対応できるように なる。

文化に配慮したアプローチは、少年・少女、大人の男 性・女性、グループ、コミュニティについて一般化するこ とが、重要な多様性を覆い隠してしまうと認識している。 文化に配慮したアプローチはこのような多様性と個人やコ

ミュニティが導き出す多様な解決法に関心がある。不妊、 妊娠・出産、妊産婦保健などの問題に対処する文化に配慮 したアプローチは、社会的・文化的状況の中で人々が行う 選択がなぜそうなされるのか、大衆の間にはどのような対 策がすでにあるのか、どのような同盟関係が利用できるか、 どのような種類の介入が適当か、どのように伝達したら最 大の影響を与えられるか、前もって決められた解決策を押 しつけるのではなく、その知識をどのようにプログラムづ くりに情報として活かすかを正しく理解する。





文化との対話: 貧困、不平等、人口

持続可能な開発は貧困と不平等を減らし、すべての集団の社会経済を包括的に促 進する。経済成長の成果が不平等に分配されれば、貧困の範囲が広がるとともにそ の深刻さが増す。貧困と不平等は資源と機会へのアクセスを阻むものである。この ような現実において、家族関係、人間の行動パターン、対処方法、守るべき行動、 してはならない行動などの文化的要素は、一貫して現実を特徴づけるものとして重 要である。健康状態が悪く教育水準も低ければ、追加の収入を得て暮らし向きをよ くすることが難しくなり、個人としての目標の設定や達成が阻まれてしまう1。

およそ7億5000万の人々が、文化的なアイデンティティが原因で社会経済上の差別 や不利益に直面している2。政策が意図的にこのような人々を排除している場合もあ れば、サービスや資金を受ける機会を制限することで貧困に追いやっている場合も ある。差別や不利益にさらされている少数民族は貧困に陥る可能性が高い。貧困層 は富裕層に比べて健康状態が悪く、保健サービスの利用が少なく、不健康な習慣を 避けて健康な習慣を採り入れる可能性が低い。また健康状態を決定づけるほかの分 野でも不利益を被っている3。平均寿命は短く、妊産婦死亡率、罹病率は高い。特に 貧困層の女性は、伝統や文化の中にある健康と福祉に有害な要素に縛られている。

最近の分析では、人々を貧困にしばりつける構造と過程を支えているのは不平等 な関係であることが強調されている。ただし経済的・政治的分析は文化的背景の中 で行われるべきであり、選択の種類だけでなく、その選択が行われる現地の状況や、 その周辺の社会状況をも検討しなければならない。これは、分析の結果としてもた らされる政策助言を具体化し改善するための要件である。

家内営業。多くの文化の中で、洗濯屋は、典型的な貧 困層の仕事である(ネパールのカトマンズ)。

[©] Peter Bruvneel

人口問題・貧困・不平等の文化的背景

高い出生率は、経済成長を鈍らせ、消費分布を貧困層に 不利な形にゆがめてしまうことで貧困を増加させる。死亡 率の低下、教育水準の向上、サービスへのアクセス、特に リプロダクティブ・ヘルスと家族計画サービスへのアクセ スの向上によって出生率が低下すれば、上記の影響はいず れも弱まる⁴。国際人口開発会議(ICPD/カイロ会議)の行動 計画は、人権とジェンダーの平等という枠組みで人口と開 発の目的を達成するための基盤である。その目標には、開 発促進と貧困削減に必要な決定的要素として、すべての人 が利用できるリプロダクティブ・ヘルスケア、教育の完全 普及、女性のエンパワーメントとジェンダーの平等が含ま れている。これらの目標はミレニアム開発目標(MDGs)に も組み込まれている。

貧困と不平等を生む条件には、女性に家庭の資産や意思 決定に関する平等な権利がないこと、HIV/エイズ(ヒト免 疫不全ウイルス/後天性免疫不全症候群)によって女性に負 わされる看護・介護の負担、女児と女性がジェンダーに基 づく暴力に曝されていること(難民や人身売買の犠牲者の 女性も含む)などが含まれるが、これらはリプロダクティ ブ・ライツとヘルスの促進を一層困難にしている。

コミュニティ、家庭、個人のレベルにおいては、人口問 題は産む子どもの数と産む時期の決定、ヘルスケアと健康 に関する行動の決定、子どもへの投資(子どものジェンダ ーと家族に対する将来の見返りによって左右されることが 多い)、よりよい生活を求めて移住するか否か、またはい つ移住するかについての決定に行き着く。そして、これら の決定のすべては、特定の文化的状況の中で行われる。

文化と出生率の問題

カップルが行う最も基本的な決定のひとつは、子どもを 産むか産まないか、産むならいつ何人産むかということで ある。過去には厳しい社会的・文化的制約によって出産行 動が方向付けられていた。5歳未満児の死亡率は高く、社 会の生き残りのために高い出生率が必要であった。この必 要性が固定化されて厳格な行動基準となり、短い間隔で数 多く出産することが好まれるようになった。保健ケアが不 十分で、出産費用が比較的低く安定しており、子どもの労 働力が家族にとって重要な経済的資産であり、自給自足農 業以外に経済的機会がない状況では、このような出産形態

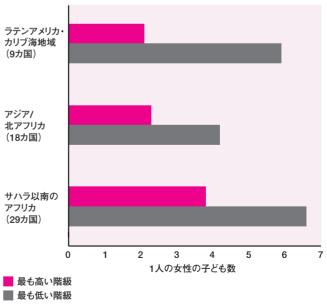
は依然として現実である。このような状況の下では、家族 は、子どもが児童労働、農作業、家庭内労働、高齢の両親 の世話を通して家庭の幸福に貢献できる存在だと判断す る。5歳未満児の死亡率が高い場合は、出生率が高いほど 望む数の子どもが生き残る可能性が高まる。

開発の進行は子どもの価値の見直しを迫る。生き残る子 どもの数が増えれば、子どもの労働力は家族にとってもは や重要な収入源ではなくなる。それどころか両親は子ども の健康と教育に投資したいと考えるようになる。リプロダ クティブ・ヘルスの情報とサービスに触れる機会が増える ことにも促され、出産に関する文化規範は状況変化に適応 していく。

世界的に見て、一人の女性が産む子どもの数は平均2.6人 である。先進国ではこの数が1.6人、開発途上国では2.8人だ。 収入の5分位階級によって各国内の出生率にも格差が見ら れる。このようなデータが入手できた56カ国ではいずれも、 低所得階級の女性の出生率が高所得階級の女性に比べ一貫 して高かった(図2)。サハラ以南のアフリカ、ラテンアメ リカ・カリブ海地域では、高所得階級の女性に比べて貧困 層の女性は少なくとも2人多く子どもを産んでいた。また 低所得階級の女性は、もう子どもは欲しくない、またはす

図2: 富裕層と貧困層間の出生率の差

平均子ども数(地域および収入の5分位階級別)



Source: Gwatkin, D.; Rutstein, S.; Johnson, K.; Suliman, E.; Wagstaff, A. and Amouzou, A. 2007. Socio-Economic Differences in Health. Nutrition and Population Within Developing Countries: An Overview: Country Reports on HNP and Poverty. Washington, D.C.: The World Bank.

ぐには欲しくないと答えながら、いかなる避妊方法も使っていない傾向が強かった(図3)。

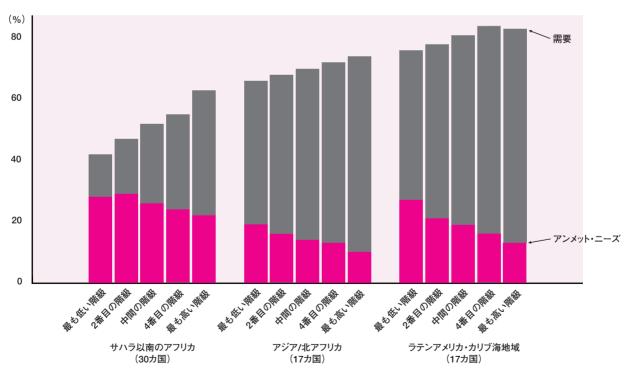
世界のどの開発途上地域でも、出産可能年齢の女性のう ち子どもはもう欲しくない(またはすぐには欲しくない)と 答える割合は、5分位階級の低所得層よりも裕福な階級の ほうが高い。その格差が特に顕著なのがアフリカである。 裕福な階級の女性の間では、何も避妊方法を使用していな い女性の割合は貧しい階級よりも低い。そこで、貧困層の 女性の間では避妊薬(具)に対する需要はほかの層よりも低 く、子どもを多く産みたがる傾向が強いという見方が出て くる。しかし避妊薬(具)を求めている(貧困層の)女性の間 では、高い割合でアンメット・ニーズ(満たされないニー ズ)が見られるが、避妊薬(具)を入手できる可能性は低い。 小規模家族が規範になってくると、富裕層と貧困層に見ら れる出生率の違いは大部分、避妊薬(具)の入手しやすさと 利用度の差からくる。貧しい国の富裕層は、避妊薬(具)に 対する需要が高く、それを満たす能力も高い。貧困層が大 規模な家族を望むのは、一つには存続する文化的規範があ るからであり、もう一つには(社会経済)状況にほとんど変

化がないためである。死亡率の変化や教育への投資がもたらす利益など、同じ国でも裕福な人には手の届くことも、 貧困層はその兆候さえつかんでいない⁵。

女性がこれ以上子どもは欲しくないと言いながら避妊薬(具)を使っていない理由は数多くある。家族計画の知識がなかったり、それを得る手段がない場合がある。しかし、より多くの情報を得られるようになったり、家族計画サービスの利用が増えるだけでは、アンメット・ニーズをなくすことはできない。それでもなお文化的制約を考慮した家族計画推進プログラムは、ほかのプログラムよりも成功を収めてきている。一つの例が、イランのカップルに見られる避妊薬(具)使用率の急増と、それに伴う出生率の低下である。1989年に国家家族計画プログラムは高位についている宗教的指導者たちの支持を得た。指導者たちは毎週の説教で小規模家族を社会的責任として奨励したのである。

貧困層の女性の家族計画に対するアンメット・ニーズは 他の層よりも大きい傾向があるが、経済発展が見られない 中で避妊薬(具)使用率が増加した事例もある。例えばバン グラデシュでは、政府の強い意思と非政府組織の徹底した

図3:家族計画の総需要とアンメット・ニーズの中位レベル(地域および収入の5分位階級別)



Source: Westoff, C.F. 2006. New Estimates of Unmet Need and the Demand for Family Planning. DHS Comparative Reports No. 14. Calverton, Maryland: Macro International Inc. (注) 各国について入手できる最近の調査に基づく値

活動によって、地方の政治的支援とコミュニティを基盤と した支持を確保し、これによって読み書きのできない低所 得の女性の避妊薬(具)の使用を増加させた7。

また、ある程度情報はあってもお金がない女性、例えば 都市部の貧困地域にいるような女性は、自分の状況に適し ていると思って決定を行う場合もあるが、そのような決定 は不合理で不健康な選択である可能性がある。特に貧困層 では不妊手術の割合が非常に高い。例えば現地の民俗学的 調査によって、ブラジル都市部の低所得層の女性の間では 不妊手術の割合が非常に高いことが明らかになっている。 これは出生調節そのものというより、貧困の増大に対処す るための一つの戦略のようだ。そのためピル以外では、不 妊手術が唯一利用可能な避妊手段になっているのである。 一方、裕福な女性たちは民間の診療所を通して様々な避妊 手段が利用できる⁸。

貧困とヘルスケアの提供

奸産婦死亡率は、同じ社会内でも国家間でも富裕層と貧 困層に見られる大きな格差を反映している。

- 貧困層の女性は、妊娠または出産が原因で死亡する可能 性がはるかに高い。
- 貧困層の家族と個人にはお金がなく、保健施設から遠く 離れたところに住む傾向がある。
- 妊産婦死亡と障害に取り組めば、貧困は減少するだろう。
- 妊産婦保健に投資することで、保健サービスの提供が全 体的に向上する。妊産婦保健の指標は、保健サービスの アクセス、ジェンダーの公正、制度の効率性という面か ら保健制度の運用を評価する際に活用される⁹。

文化とリプロダクティブ・ヘルスに関する問題

2007年10月の国連第62回総会において、すべての人がリ プロダクティブ・ヘルスを利用できるようにするという新

表1:妊産婦死亡率、妊産婦死亡数、生涯にわたる妊産婦死亡のリスクの推計値(国連MDGの区分地域別・2005年)

地域	妊産婦死亡率 (出生10万対)*	妊産婦死亡数*	生涯にわたる 妊産婦死亡の リスク(分の1) *	妊産婦死亡率推計値の 不確実性の幅	
				低位推計值	高位推計値
世界合計	400	536,000	92	220	650
先進地域**	9	960	7,300	8	17
独立国家共同体(CIS)の国々***	51	1,800	1,200	28	140
開発途上地域	450	533,000	75	240	730
アフリカ	820	276,000	26	410	1,400
北アフリカ****	160	5,700	210	85	290
	900	270,000	22	450	1,500
アジア	330	241,000	120	190	520
 東アジア	50	9,200	1,200	31	80
南アジア	490	188,000	61	290	750
東南アジア	300	35,000	130	160	550
西アジア	160	8,300	170	62	340
ラテンアメリカ・カリブ海地域	130	15,000	290	81	230
オセアニア	430	890	62	120	1,200

Source: WHO. UNICEF. UNFPA and The World Bank. 2007. Maternal Mortality in 2005. Geneva: WHO.

*妊産婦死亡率と生涯リスクは以下により切り捨て。<100 そのまま;100-999 最も近い10の位で切り捨て;>1000 最も近い100の位で切り捨て。妊産婦死亡数は以下により切り捨 て;<1000 最も近い10の位で切り捨て、1000-9999 最も近い100の位で切り捨て;>10000 最も近い1000の位で切り捨て。

[★]アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フラ ンス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、 ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア・モンテネグロ(2006年に分離独立)、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、マケドニア、英国、米国。

^{***}独立国家共同体(CIS)の国々は、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、 グルジア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、モルドバ、ロ シアおよびウクライナ。

^{****}サハラ以南アフリカに含まれるスーダンを除く

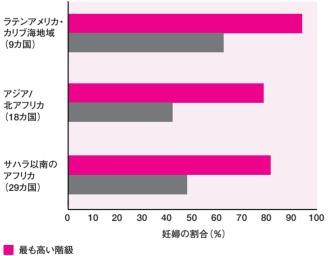
しいターゲットが採択された(2005年世界サミットの勧告 に従ったもの)。このターゲットに向けた進捗状況を計る 指標には、意図しない妊娠を減らし、計画的に妊娠間隔を あけるため家族計画へのアクセスを提供すること、思春期 の妊娠に取り組むこと、母子の健康リスクに対応する産前 ケアを提供することが含まれる。リプロダクティブ・ヘル スの問題は、世界中で依然として出産可能年齢の女性の健 康障害と死亡を引き起こす主な原因になっている。リプロ ダクティブ・ヘルスの新規事業がもたらす効果は、以下の ことによって妊娠・出産をより安全にすることにある。(1) 意図しない妊娠を減らし、望ましい間隔で計画的に妊娠す ることに役立つ家族計画へのアクセスの向上、(2)すべて の出産に対する専門技能者のケアの実現、(3)分娩中に合 併症を発症したすべての女性に対する時宜を得た産科治療 の提供。

安全な妊娠・出産

すべての出産を専門技能者がケアし、妊娠前・中・後に 様々な介入を行うことは、妊産婦保健の鍵となる要素の一 つである。出産に立ち会う専門技能者とは、助産師、医師、 看護師など認定を受けた保健専門家で、通常の(合併症の

図4:産前ケア提供の有無

医学的訓練を受けた者によって、 産前ケアを複数回受ける妊婦の 平均割合(地域および収入の5分位階級別)



■ 最も低い階級

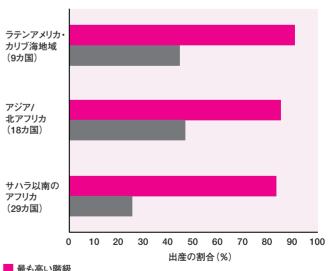
Source: Gwatkin, D. et. al. 2007. Socio-economic differences in health, nutrition and population within developing countries, Washington, D.C.: World Bank

ない)妊娠・出産・産褥期を管理する技能、女性と新生児 の合併症を診断・管理する技能、適切な緊急産科ケアに照 会する技能をもつ人たちを指す10。この定義では、訓練の 有無を問わず伝統的助産師は含まれない。産前ケアと専門 技能者が立ち会う出産は富裕層にとってはごく当たり前に 利用できるものである。アフリカでは、女性のわずか 46.5%が専門技能者の立会いの下で出産し、その割合はア ジアでは65.4%、ラテンアメリカ・カリブ海地域では88.5% となっている11。開発途上国56カ国のデータでは、産前ケ アを受ける女性の割合と、専門技能者の立会いの下で出産 する女性の割合は、5分位階級の低所得層よりも高所得層 のほうが一貫して高かった(図4と図5)。サハラ以南のアフ リカ、南アジア、東南アジアでは、専門技能者の立会いの 下で出産する女性の割合が、富裕層では貧困層の2倍以上 多かった。

伝統的助産師を利用する女性のほとんどは、専門技能者 の立会いを受ける手段がない。しかし、多くの人が伝統的 助産師を選択するのは、陣痛と分娩時にとどまらず女性を 援助してくれるからである。伝統的助産師は、身体的ケア から、避妊・生殖器系の疾患と治療に関するアドバイスに 至るまで、多岐にわたり出産前後のサービスを提供する。

図5:専門技能者立ち会いの下での出産

医学的訓練を受けた者によって、 分娩の介助を受ける妊婦の 平均割合(地域および収入の5分位階級別)



最も高い階級

■最も低い階級

Source: WHO. 2007. "Proportion of Birth Attended by a Skilled Attendant—2007 Updates" WHO Factsheet. Geneva: World Health Organization

補助看護助産師の効果を決定づける 現地居住の重要性

インド・ラジャスタン州の農村地域で実施した保健の ための行動・調査・訓練(ARTH)による調査から、補助 看護助産師(ANMs)の住む場所と仕事の効果に相関関係 があることが明らかになった。ANMsの過半数(62%)は 自分たちの職場である村に住んでいなかった。その理由 は劣悪な生活環境、身の安全に対する脅威などである。 ANMsは自分たちのサービスに対する要求がほとんどな いことに気付いた。この調査は、ANMsの生活環境と労 働条件の改善および制度内におけるANMsのエンパワー メントを図ることが、母子のヘルスケア向上に不可欠で あると結論付けている。ANMsのような第一線のヘルス ケア・ワーカーのニーズに対応することで、十分なコミ ュニケーションと信頼が保障され、それが今度はケアの 質を決定する。また、こうした対応によりANMsの長期 にわたる参加とプログラムの持続性も確保できる。

Source: Action Research and Training for Health (ARTH). 2003. Nurse Midwives for Maternal Health. http://www.arth.in/publications.html, accessed June 2008.

伝統的助産師は社会的、心情的にクライアントと結びつい ており、出産介助の技術だけでなくその気遣いや親切が理 由で選ばれている。こうした配慮は、専門技能者の訓練の 一環として含めるべきである。例えば、コミュニティに住 んでいない補助看護助産師の場合は、彼女たちのサービス に対する需要はほとんどなかった。

エチオピア政府が2800人の女性を対象に、農村地域の保 健普及員養成計画に着手したとき、その主な目的は農村家 庭の女性たちの信頼を得ることであった。2003年に開始し たこの計画は、「家族の全面的参加を得ながら、地元の技 術と住民の技能・知恵を活用して、家族の健康状態を改善 すること」を意図している12。効果的な緊急産科ケアの支 援と照会制度によって、妊産婦死亡率がさらに急速に低下 する可能性がある。

情報とサービスに反対する人々の懸念に対処するには、 アドボカシー(提言・広報活動)と配慮の行き届いた対話が 必要である。反対のあることを知り、その見解を理解する ことは、情報とサービスに対する思春期のニーズ、出生に

関する意思決定などの微妙な問題に関する交渉を成功に導 く鍵となり得る。個々の利害関係者に対して異なるアドボ カシー戦略を立てることは、合意を得るための最も効果的 方法になることが多い。例えばグアテマラでは、アドボカ シーと協議、それに可能な限り多くの人を参加させること で、2001年の社会開発法制定を実現させた。

イランでは「女性のプロジェクト」と呼ばれる新規活動 が、質の高いリプロダクティブ・ヘルスサービスと女性の 権利の促進に対する支持を集めている。その具体的方法は、 調査に基づいた証拠の提供、人々の意識向上を図るキャン ペーンの実施、草の根の住民の参加である。この活動では、 社会部門で活躍する機関や組織の能力を強化し、所得創出 プログラムを含む女性のエンパワーメントを目指す活動を 支援している。以前よりも開かれた環境の後押しを得て、 宗教指導者、コミュニティの指導者、議員は、(女性の権利) 保護を目的とする法律その他の手段を現在検討中である。

グアテマラ:共通点を見出し、それを足が かりにする

2001年の社会開発法の制定は、ラテンアメリカで最 も高い水準に属する妊産婦死亡率を低下させようという 幅広い政治的支持があって可能になった。グアテマラの 妊産婦死亡率は出生10万対270である。この法律では、 人口、リプロダクティブ・ヘルス、家族計画、性教育の 分野で具体的な政策を導入している。

政府と多くの関係者は事前に入念なアドボカシー戦略 を立てた。関係者の中には古くからの支持者、カトリッ ク教会・福音教会内の潜在的賛同者、ビジネスリーダー などが含まれた。妊産婦死亡率と乳児死亡率を低下させ る必要については幅広い合意がなされ、それが協議の出 発点となり、新しい法律の最重要項目となった。

戦略的なパートナー関係は、支援を得たり反対グルー プの影響力を抑えたりするのに役立った。人口とリプロ ダクティブ・ヘルスに関する記事が新聞と雑誌に掲載さ れ、テレビとラジオでは討論が行われた。国連人口基金 (UNFPA) はこの過程を円滑に進めるよう、新しい法律 の起草と説明責任を担う政府機関と市民団体を支援した。

Source: UNFPA. 2004. Culture Matters: Working with Communities and Faithbased Organizations: Case Studies from Country Progammes. New York: UNFPA.



▲ 衣類を洗う(マダガスカル)。水道がないため、貧しい人々は、飲料、洗濯、下水処理など、やむなく同じ水源を使う。 © Paula Bronstein

HIVとエイズ

HIVとエイズは、経済的不平等が一因となって感染症を 拡大させている実例である。HIVとエイズは様々な社会階 級にまたがって見られるが、貧困生活を送る人々はほかの 層よりもHIVを含む感染症にかかりやすく、治療を受ける 見込みは低い。所得を失った上に医療費がかかるため、家 族が新たな貧困の連鎖に陥る可能性がある。HIV/エイズと ともに生きる人々の面倒をみることで、女性の無償労働量 は増加し、自らが所得を得るという選択は少なくなってし まう。女性たちは性産業のような危険の多い仕事に就くし かないと考える場合もある。増加する一方の遺児の世話に よって、高齢者や年上の子どもの負担は増している。この ため子ども、特に女子が学校に通えなくなり、世代間の貧 困の伝播が深刻化し経済成長の可能性が低くなる。

エイズの根治療法は存在せず、それが近く現れる兆しも ない。蔓延を阻止する努力としては、予防が今なお重要で ある。予防対策は多くの国で定着しつつある。コートジボ

ワール、ケニア、ジンバブエ、カンボジア、ミャンマー、 タイではHIVの新規感染者数が低下傾向にあるが、これは 大規模な予防対策の成果だと思われる13。伝統的指導者、 先住民や部族の古老、宗教理念に基づく組織は、HIV蔓延 を阻止する闘いを進め、汚名に対抗し、感染・発症した 人々が経済的・社会的苦難を乗り越えられるよう支援する 上で重要な力になり得る。

人口移動・移民・文化の多様性

国際人口移動、文化、選択

2005年の国際移住者は1億9100万人に上り、そのうちの 半数近くが女性だった14。人口移動は、送り出す側と受け 入れ側の住民と国の双方にとって、また移住者自身にとっ て複雑な体験である。移住者は、現地の労働力によって取 り残された経済のすき間を埋める傾向があり、資格や技能 を持たない移住者は賃金の低い、不快でしばしば危険を伴

24 エイズと闘うコミュニティ

UNDPが支援するアラブ諸国のHIV/エイズ地域プログ ラム(HARPAS)は2002年の開始以来、HIVとエイズを 取り巻く「沈黙を破ろう」と活動してきた。HARPASは 地域の感染率を低く抑え、エイズの蔓延を防止するのに 必要な改革的指導力を奨励する社会状況を創ることに積 極的に取り組んでいる。セクシュアリティに関連する問 題を公の場で話し合うことが文化的に大きなタブーとさ れている状況では、これは特に困難な課題である。 HARPASは経済、社会文化、政治の各分野で変革の担い 手を特定し、とりわけ宗教的指導者、ビジネスマン、女 性のNGO、国会議員、メディアの代表を集め、アラブ地 域初のHIV/エイズのネットワークを作り上げた。HIV/エ イズにうまく対応するには、コミュニティ全体が真の意 味で参加し、互いに補い支え合いながら一つの力になる ことが必要である、というのがHARPASの考えである。 宗教指導者はアラブ地域社会で決定的な影響力をもち、 その力は無視できない。「宗教指導者は正統性を持つ永続 的な存在で、それ以上に人々の社会的価値観・規範の形 成を助け、HIV/エイズに関する人々の態度や国の政策に 影響を与えられる格好の立場にある」。

Source: UNDP and HARPAS. Forthcoming. AIDS in the Arab Cultures. http://hapras.org/products.asp, accessed June 2008.

う仕事に就くことがある。一方で、多くの移住者とその家 族は、所得、投資、教育、専門家としての経験などの点で 様々な機会を得ている。母国に残る家族への送金は、家庭 の貧困を改善し、経済成長に貢献している。世界全体の送 金額は少なくとも2510億米ドルに達している15。ある調査 によると、一国の国内総生産(GDP)における送金の割合が 1%増加すると、貧困が0.4%少なくなるという16。

送金は経済的現象というだけにとどまらない。それは、 文化-家族および地域社会の責任と義務について共有され る理解と対応 - が家族にいかに経済的安定をもたらすかを 実証する面がある。

国際人口移動は時間とともに文化的変化を促す。移住者 によっては、自分のアイデンティティを広げ、元のコミュ ニティの信念体系や規範を以前より重視しなくなり、おそ らくはその一部に異論を唱え出すからである。移住者は海 外からの連絡を通して、あるいは新しい考え方や現実のと

らえ方を故郷に持ち帰ることで、変化を伝えていく。個人 にも影響力がある。例えばロックスター、サッカー選手、 政治の反体制派、成功を収めた起業家などは強力な文化的 メッセージを発する。人口移動は受け入れ側の文化にも変 化を促す。なぜなら、人々は新しい考えとアプローチを他 の国から吸収することになるからだ。このようなルートを 通して、文化は人権やジェンダーの平等など諸問題に対す る多様なアプローチを取り込む。国際人口移動の及ぼす影 響は、このような広範囲にわたる状況の特質と、受け入れ 側の社会および故郷における個々の移住者の体験によっ て、大きく左右される。

異なる文化に触れることで世界観を豊かにする移住者も いる。一方、自分が直面している差別や敵意にばかり目を 向ける移住者もいる。経済的認識、例えば移住者が貧困か 裕福かといったことや、地元住民との仕事の取り合い、経 済的依存などが、社会的障害を大きくし誤解を増すことが ある。受け入れ国の人々が、経済・社会上の様々な弊害を 移住者の責任にすることもある。南アフリカの貧困やイタ リアの社会的混乱などがそれである。

受け入れ国の移民政策は、多様性と異文化間の学習に対 処する統合戦略を促進することができる。市民組織は俗説 を払拭し、流言を抑え、移住者に一定のサービスに関する 知識と利用方法を教え、統合プロセスに移住者を参加させ ることで支援を提供できる。送り出し国は、海外に文化の 代弁者ができるにせよ、技能の喪失だけでなく、家族・コ ミュニティの主要メンバーの喪失にも対応しなければなら ない。また、社会・経済政策は移住者の家族を保護し、海 外に行く労働者、特に女性の利益を守るものでなければな らない。

人身売買は人口移動の裏側にある暗部で、巻き込まれる 個人ばかりでなく、出身地と目的地のコミュニティにも損 害を与える。国境と国際市場が開かれたことで、資本、物 資、労働力の国境を越えた合法的流れが増したが、その一 方で、組織犯罪のグローバル化も進行している。情報技術 と交通の発展によって、国際的な犯罪組織が活動しやすく なっている。人身売買業者の手に落ちる人たちは、生活が よくなるという可能性に引かれたり、友人や親戚によって 強要されたりしている。にせの約束にだまされたり、単純 に売られる場合もある。欧米の移民政策が厳しくなるにつ れ、移住希望者がますます人身売買業者の手に渡りやすく



▲ 電池リサイクル作業場のドアの前に立つ、8歳のハリジャ。母親といっし ょに働き、弟や妹たちの面倒も見る(バングラデシュ)。 © Shehzad Noorani/Getty Images

なっている。人身売買された女性は、売春や商業的結婚を 強制されたり、無償または低賃金の家庭内労働、農業、劣 悪な環境の工場で働かされたりする17。

国内人口移動

ここ数十年にわたり、農村地域からの人口移動は自然増 加とともに都市人口急増の要因になっている。移住者と都 市部に住む非移住者の貧困層は、非常に不利な立場に置か れている。都市部の他の貧困層に比べて、移住者のリプロ ダクティブ・ヘルスケアに対する(切実な)ニーズは、医療 や保健サービスそのものというよりも、雇用、生活、社会 的ネットワークの不安定さと大きく関係している場合があ る18。リプロダクティブ・ヘルスケアのサービスは農村地

域よりも都市部のほうが利用しやすいものの、都市部への 移住者の多くはそれを利用する経済的余裕がない。都市部 の移住者が社会との接触を欠くことも、病院での緊急産 科・婦人科ケアへのアクセスや利用度が阻害される原因で ある。ラジャスタン州の貧しい移住女性は、緊急産科・婦 人科ケア、子どもの予防接種、産後ケアが都市部よりも受 けにくいにもかかわらず、出産のために故郷の村に戻って いる190

背景と複雑さ

ライフスタイルや人々の期待は急速に変化してきてい る。地理的・社会的な移動性が増大すると、人間関係や家 族のメンバーと地域の人たちが共有する経験の範囲も変化 する。社会・経済的機会の変化は、人々が家族に抱く期待 や願望を変えつつある。社会変化の影響が積み重ねられて 行くことで、文化面の変化が生じる条件が作られていく。

政策が対象とする社会・経済的状況に文化が影響を及ぼ すにつれ、文化を構成する様々な要素もまた変容する。し たがって、文化的な意味づけ、規範、慣習は不変ではない。 それらは、個人と集団が新しい情報を得、能力を習得し、 異なる状況にさらされるにつれ変化する。人口移動と都市 化がもたらす課題に取り組む政策にとって、文化的配慮は あらゆる面で重要な要素である。これらの課題がジェンダ ーの関係や人権の力学とどこで交差するにしても、このよ うな配慮が重要な鍵となることに変わりはない。





文化との対話:紛争下に おけるジェンダーと リプロダクティブ・ヘルス

冷戦が終結して以来、武力紛争のほとんどは国家間ではなく国内で生じている。 1998年から2007年の間に主要な武力紛争は34件あり、そのうち3つを除いてはすべて 国内紛争だったが、武力紛争の件数全体はその約4倍に上った1。兵士よりもはるかに 多くの一般市民がこのような紛争で犠牲となり2、その多くは女性や女児である。

武力紛争は、リプロダクティブ・ライツを含む女性の権利と健康を脅かす。さら に、文化に根差したジェンダーの不平等を悪化させかねない。また女性は、戦時に は戦闘員になるなど異なる役割を果たす者もおり、多くは男性が残した経済・政治 生活の空白を埋めている。文化に配慮したアプローチは、開発担当者が紛争の悪影 響を緩和し、ジェンダーによる関係の悪化を最小限にとどめ、現地のコミュニティ や関係者と協力してジェンダーの平等に向けたあらゆる進展を守るのに役立つ。ま たこのようなアプローチがあれば、女性は対話の過程において重要な役割を果たし、 紛争後の復旧・再建活動に参加しやすくなる。

文化、ジェンダー関係、武力紛争

紛争下でジェンダーと文化の関係に取り組む活動の多くは、男性と女性の役割に 対する従来の見方とぶつかり合う。多くの文化が、女性は昔から受身で男性の保護 が必要な存在であり、「母親」や「文化の保護者」であると見なしている。一般には、 生来「攻撃的」であると考えられている男性と少年が戦争に徴集されるが、社会に よっては女性が市民の役割と戦闘員の役割を果たしている。通常は男性が戦争の一 番の標的にされ犠牲者の大半を占めるが、性的暴力もまた戦争の戦略の一つになっ ている。女性は未来である子どもの保護者と見なされるとともに、国またはコミュ

ニティの文化遺産すな わち過去を伝える人と 考えられている。その ため女性も攻撃の標的 とされる。「紛争下で の女性のレイプは、女

開発現場では、社会における女性のアイデンティ ティと役割に関する昔ながらの文化規範が、女性 が最大限に権利を享受することを大きく阻んでい るという認識が広がっている。このような規範か ら生じる社会的制約は、武力紛争中にさらに悪化 する場合が多い3。

パートナーからの暴力も含め、戦時には女性に向けた あらゆる種類の暴力が増える。

性に対する暴力だけでなく、国やコミュニティに対する侵 略行為を意図している |4。

暴力を受けた女性に対して、周囲の人たちはある程度同 情を示すかもしれないが、そのような女性を汚れていて価

値がないと見なすこともある。 家族の男性が「女性を守る」 ことができなかったと恥じて、 その女性にさらに暴力をふる う可能性もある。多くの文化 では、ジェンダーに基づく暴 力は私的なことがらであり、 当たり前のこととさえ考えら れているため、その問題を認 識したり、問題に立ち向かう ことをしていない。

その結果、女性は自分たち

が性的暴力を受けても、たとえそれが公衆の面前で行われ た場合でも、まず口にすることはない。例えばコソボ、ク ロアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナの女性は、周囲から 汚名を着せられるのを恐れて、戦争中に経験した性的虐待 を報告することを拒否した5。

男性もまたレイプの犠牲者になる。男性のレイプは女性 のレイプ以上に深い辱めになりかねない。このため「男ら しさを傷つけることが、男性がほかの男性に対して力を見 せつける主要な手段になる」6。レイプを経験したと男性が 告白することはめったにない。

軍事化は、既存のジェンダーの役割に対する認識と誤解 を一層際立たせることで文化に影響を与える。軍事化のた めには好戦的な男らしさの誇示が必要であり、そこには女 性嫌悪が入る場合もある。

軍隊の言葉はこのような男らしさの構造を反映してい る場合が多い。というのも、最も一般的な侮辱は、兵士 に向かって同性愛者または女々しいと言うことだからで ある。また軍隊の女性嫌悪は、同性愛嫌悪と人種差別の 両方が絡み合っている。女性や少数民族の人が軍隊に入 ると、性的・人種的嫌がらせを受けることが多いで。

武力紛争はジェンダーの関係に別の犠牲を強いる。強制 避難によって家族は崩壊する。女性は、資源がほとんど手 に入らないなかで家庭の責任を負うため、その負担は大き くなる。女性が家族の主導権を握るにつれ、ジェンダーの

ケニアでは選挙後の対立が社会秩序の崩壊を招 き、その崩壊の副産物として性的暴力が広まった。 性的暴力は、個人と家族を脅かす手段であり、立 ち退きを強要する手段でもあった。全地域からの 事例報告、特にモンバサ、ナイロビ、北リフトの 一部からの報告によると、性的暴力の脅威は恐怖 を植え付ける戦術であったことがわかった。女性 は家を立ち退かなければ、自分と子どもたちがレ イプされると告げられた。女性たちは逃避先の一 時的な避難場所でもさらに脅かされた。例えばテ ィンボロアの家に住む女性は、家を立ち退かなけ ればレイプすると脅された8。

役割も変化する。これが文化 的な変容を促す可能性もある が、その代わりに男性が女性 に対する暴力という形で反応 する場合もある9。このような 資源不足の不安定な状況では、 女性と少女がセックスワーク によってお金を稼いだり、ほ んのわずかな食糧を得ようと することもある。その相手に は占領軍の男性もいる。彼女 らの家族はこのような行為を

ひどく嫌い、男性は暴力で対応することもあり、それがし ばしば家庭の混乱につながる。性行動の変化により、紛争 地域ではHIV/エイズ(ヒト免疫不全ウイルスおよび後天性 免疫不全症候群)が蔓延する。この病気はさらなる汚名を 生むため、病気についてオープンに語られることはない。

武力紛争下におけるジェンダーの関係に取り組む: 国連安全保障理事会決議1325号(2000年)

2000年10月に採択された国連安全保障理事会(UNSC)決 議1325号は10、多くの女性団体、平和団体による精力的な 政策提言の成果であった。第4回世界女性会議で認められ たにもかかわらず、女性の人権を国際安全保障上の問題だ とする提案には反対があった。UNSC決議1325号は2000年 ウィントフーク宣言とともに11、ジェンダーの問題が国際 平和と安全に関連することをはっきりとうたっている。 UNSC決議1325号は人権の侵害を明確に非難している。和 平交渉と平和構築に女性をまき込み、参加させることは、 既存の文化的慣習にかかわらず重要であるということにつ いて、明確な立場をとっている。決議1325号はまた、文化 に取り組まない限り決議規定は実現できないことを認識 し、そのためには「…現地女性による自発的な平和行動お よびその土地固有の紛争解決法を支援する方策、ならびに

和平協定実施のためのあらゆる制度に女性を関与させる方 策!を求めている。

決議1325号の進展については数多くの懸念が示されてい る。第1に、同決議は画期的な内容のものであるものの、 女性と女児に主に焦点を当てる一方で、男性と女性の問題 はどの程度取り込めているか、またジェンダーの視点によ るアプローチについてはどの程度指針を示しているかとい う疑問がある12。第2に、(この決議の)進捗状況の評価によ ると、決議を実行するには開発機関内に存在する文化的障 壁に立ち向かい、スタッフの技術的専門知識を構築する必 要があることが明らかになっている13。また、「女性、平和、 安全の問題は安全保障機関の基本的目的と一致する | 14との 合意が政府高官レベルでなされる必要がある。第3に、文 化に配慮したジェンダーのアプローチがなければ、「平和 を目指した介入」は、より公正なジェンダーの関係につな がる可能性のある文化的変容を認識または支援できないか もしれない。同決議が立ち向かおうとしている構造や関係 そのものを、介入が逆に強化してしまうかもしれない。専 門家は次のように現状を見ている。

1. ジェンダー間の力関係の不均衡は、公的および民間の

25 兵器としてのレイプ

「戦争中にレイプ [された女性は] 親しい友達には話をする。しかし、自分の身に起きたこのようなできごとすべてを人前で話す女性はめったにいない。被害者は立ち直るまで沈黙したまま苦しむほうがましだと考えている。事実を抱えたまま生きようと努力するか、または自分だけに起きたことではないと考えて生きようとする。この事実を抱えて何百人もの少女が生きているのであれば、あなたも生きていける。そして徐々にそのことは消え去っていく…しかしレイプの大部分は公然と行われた。特定の反乱軍兵士があなたの娘を気に入るかもしれない。そしてあなたたち、つまり母親、父親、他のきょうだいの目の前で公然とレイプが行われる。このため多くの少女が自分の友達がレイプされた事実を知っている。

Source: Bennett, O., Bexley, J. and Warnock, K. 1996. *Arms to Fight, Arms to Protect: Women Speak Out About Conflict*, p. 39. London: Panos Publications.

26 攻撃された女性:過度の負担を抱える被害者

スーダンのダルフール。2003年にスーダン西部のダルフール地方で紛争が始まって以来、20万人を超える人々が殺害され、200万人以上が住む場所を追われた。全体で約400万人が人道支援と保護を必要としている。女性を中心とした一般市民に対する暴力は、この紛争の特徴となってきた。何千人もの女性がレイプされた。村は焼き打ちにあって全壊し、住民はしばしば着の身着のままで避難を余儀なくされた。村が破壊され、多くの家族は何年もの間逃避生活を送り、ダルフール中にある不法居住地や国内避難民キャンプで生活している。多くの女性はほかの生き延びた人たちを世話する主要な責任を負い、夫と生計手段を喪失し、家族が生き残るための必需品を入手する必要があるため、その責任はさらに増大している。

Source: UNFPA. 2007. "Dispatches from Darfur: Caring for the Ones who Care for Others." New York: UNFPA.

http://www.unfpa.org/news/news.cfm?ID=1026, accessed April 2008.

機関に深く根を張っている。武力紛争を終わらせ平和 を構築するための介入プログラムを実施する政府・非 政府開発機関もそれに含まれる¹⁵。

- 2. 人道的介入は犠牲者の要望や利益を公平に評価するが、 実施の際にジェンダーを無視してしまう恐れがある。 人道支援団体の介入には、ジェンダーに対する配慮が 欠けていることがしばしばある¹⁶。
- 3. 女性の社会・経済的統合を目指す長期介入によってジェンダー関係が大幅に改善される可能性はあるものの、長期の開発支援は減少しており、それに反比例して人道上の複雑に入り組んだ緊急事態に対する資金が増えている。…現在では長期的開発支援のための資金はさらに減少しており、開発援助がある場合でも、ジェンダーの平等の優先順位はかなり低い「「。
- 4. 人道支援機関と国家は、ジェンダーに基づく暴力への 取り組みにしり込みする場合が多い¹⁸。
- 5. 武装解除、除隊、再統合プログラムに向けて、文化に 対する配慮のあるジェンダーの視点をもったアプロー チを開発する必要がある。

27 宗教コミュニティの中で文化に異議を唱える

「家を追われ絶望して: コロンビアの国内避難民のためのリプロダクティブ・ヘルス評価」からの抜粋。マリー・ストープス・インターナショナル、ロンドン、2003年2月。

200万人のコロンビア人が武力紛争 と迫害から逃れてきた。その多くは過 去15年間にわたり繰り返し土地から追 い立てられ、追放された人たちである。 戦争が引き続き激化するにつれ、集団 で避難する人もいるが、大多数は個人 や家族で逃走し、仕返しを恐れて避難 民であることを認めたがらない。避難 民の多くは先住民の集団であり、農村 地域から都市部へと追われ、安全と生 存を求めて都市部の居住区を転々とせ ざるを得なくなっている。…コロンビ アでは国内避難民(IDP)、特に女性、女 児、思春期の若者は、リプロダクティ ブ・ヘルスの悲惨な問題に直面してい る。レイプとそれに伴う殺人、性的奴 隷、強制避妊・中絶など、戦闘員がジ ェンダーに基づく暴力(GBV)を犯し、そのようにして蔓延する暴力の多くは野放しにされている。戦闘員によるGBVに加え、絶望的な状況にある家族もいる。評価チームは、少女と少年が両親に性的搾取を受けていたり、家族の生存のために売春を始める事例を聞いている。評価チームが国内避難民の女性から聞いたところによると、ドメスティック・バイオレンス(家庭内暴力)は大きな問題で、困窮する避難民生活のためそれが悪化しているという。

国内避難民の間での性感染症(STI)の有病率は不明だが、政府とUNFPA代表の事例報告によれば非常に高いと思われる。一部の先住民コミュニティでは、ヘルスケア提供者が男性に適切な治療を受けさせられないため、妊婦を入院させて再感染と母子感染を防いでいる。戦闘員の中で生活し、医療を受けられないまま移動する住民は、HIVなどのSTIが爆発的に増加する危険に曝されて

いる。

思春期の国内避難民の状況は悲惨で あり、彼(彼女)らの具体的ニーズや能 力を把握する活動はほとんど行われて いない。状況に適応できず、都市居住 区に侵入する麻薬密売人にそそのかさ れて、多くの少年が麻薬、アルコール、 窃盗に走っている。思春期の少女の中 には母親になることに安堵と慰めを見 出す者がいる一方、妊娠を避けたり遅 らせたいと思う少女もいて、これは家 族計画へのニーズがあることを示して いるが、現在そのニーズは満たされて いない。プロファミリア(訳注:コロンビ ア家族計画協会)による最近の調査では、 思春期の国内避難民の30%はすでに母 親であるか、または第一子を妊娠してい る。この割合は2000年のコロンビア 総人口の思春期のそれに比べ2倍近い。

Source: http://www.womenscommission.org/pdf/co_rh.pdf, accessed March 2008.

6. 一般に、女性は公的な場で役立つような専門知識に欠けると思われており、平和構築の過程から除外されている。このように女性の代表が不十分な状態は、平和維持・平和構築機関にも及んでいる。

文化に配慮したアプローチ、ジェンダー関係、武 力紛争

文化に配慮したアプローチは、武力紛争下の状況では特に重要である。このようなアプローチは、国連安全保障理事会決議1325号によって概括される政策から抜け落ちている部分と、決議の進捗状況に関する懸念のところで指摘された欠落部分に対処する上で重要である。

武力紛争下における男女の経験を理解するために不可欠な、文化に配慮したアプローチ

多くの証拠が示しているように、社会的に構築される男らしさは、戦時下においてはジェンダーの関係を悪化させかねない。例えば、ウガンダ北部での女性に対する暴力は、無力感と欲求不満の結果による場合があると見る専門家がいる。妻や子どもが必要とする物と身の安全を保障することが男らしさであるという文化的期待に、男性たちが応えられないからである。構造的にすでに劣悪化している状況が戦争によって一層悪化する。期待される役割を果たせないため、男性は自分が助けられない女性に対して自分の欲求不満をぶつける。「一般に、女性は男性と違い、弱くて能力がなく重荷であると考えられている。この立場は、はじめに創られたのは男性で、女性は男性のあばら骨から創

28

国連安全保障理事会決議1325号(2000年)

一般市民、とりわけ女性と子どもが、 難民や国内避難民を含め武力紛争による被害者の圧倒的多数を占めており、 ますます戦闘員や武力勢力の標的とされていることに懸念を**表明し、**またそれが結果的に持続的な平和と和解に影響を及ぼすことを[認識]し、

紛争の防止および解決と平和構築に おける女性の重要な役割を**再確認し、** 平和と安全の維持および促進のための あらゆる努力における女性の平等な参 加と完全な統合の重要性、および紛争 予防と解決に関する意思決定における 女性の役割を強化する必要性を強調し、

紛争中および紛争後に、女性と女児 の権利を保護する国際人道法および人 権法を完全に実施する必要を**再確認し、**

地雷除去と地雷に関する意識向上プログラムにおいて、すべての関係者が女性と女児の特別なニーズを考慮するよう保障する必要を**強調し、**

平和維持活動においてジェンダーの 視点を主流化することが早急に必要で あることを**認識し、**またこの点につい ては、「ウィントフーク宣言」および 「多面的平和支援活動におけるジェンダ ーの主流化に関するナミビア行動綱領」 (S/2000/693)に留意し、

紛争下における女性と子どもの保護、彼らの特別なニーズと人権に取り組むすべての平和維持活動従事者に特別研修を行うことについて、2000年3月8日理事会議長が記者発表した声明にある勧告の重要性を認識し、

武力紛争が女性と女児に与える影響を理解すること、女性と女児の保護を保障する効果的制度の整備、和平プロセスへの完全な参加が、国際的な平和と安全保障の維持および促進に重大な貢献をなしえることを**認識し、**

本決議は、「加盟国に紛争の予防、管

理、解決に向けた活動を行う国内・地域・国際的組織および制度において、あらゆる意思決定レベルに、より多くの女性の代表を入れることを保障することを求める。紛争解決および和平プロセスにおける意思決定[および活動]レベルにおいて女性の参加を拡大するよう…国連事務総長を促す。平和維持活動に積極的にジェンダーの視点を導入することを表明し、適切と考えられる場合には、現地の活動に[研修の実施を保障することなどによって]ジェンダーの部門を取り入れることを保障するよう事務総長に要請する」。

この決議はすべての関係者に対し、 和平協定の交渉と実施の際にはジェン ダーの視点を取り入れることを求める。 ジェンダーの視点には、特に以下のこ とがらが含まれる。(a)帰還と再定住の 間の女性と女児の特別なニーズ、およ び社会復帰、社会への再統合、紛争後 の再建に向けた女性と女児の特別な二 ーズ、(b) 現地女性による平和のための 自主的活動と現地住民独自の紛争解決 プロセスを支援する方策、ならびに和 平協定実施のためのすべての制度に女 性を関与させる方策、(c)特に憲法、選 挙制度、警察、司法との関わりにおい て、女性と女児の人権を擁護し尊重す ることを保障する方策。

決議はさらに武力紛争に関わるすべての当事者に対し、一般市民としての女性と女児の権利および保護に適用される国際法を十分に尊重するよう求める。…またジェンダーに基づく暴力、特にレイプその他の性的虐待、および武力紛争下におけるその他のあらゆる形態の暴力から女性と女児を保護する特別な方策をとることを求める。決議は、ジェノサイド(大量殺戮)の責任者、人道に反する罪の責任者、女性と女児

に対する性的暴力を含む戦争犯罪の責 任者が刑罰を免れることに終止符を打 ち、彼らを告訴する責任がすべての国 家にあることを強調する。またこの点 に関し、実現可能な場合はこれらの犯 罪を恩赦から除外する必要があること を強調する。[加えて] 武力紛争に関わ るすべての当事者に対して、難民キャ ンプおよび居住地に住む人々の一般市 民としての立場や人道的側面を尊重し、 女性と女児の特別なニーズをそのため の計画も含めて考慮するよう求め、 1998年11月19日の決議1208号を 喚起する。さらに武装解除、除隊およ び社会への統合に関する企画立案に携 わるすべての関係者に対し、元戦闘員 の女性と男性では異なるニーズがある ことに留意し、また彼らの被扶養者の ニーズをも考慮するよう促す。

Source: http://www.womenscommission.org/pdf/co_rh.pdf, accessed March 2008.

再建と転換

中央アメリカでは、1980年代の内 戦を逃れメキシコに避難した推定4万 5000人のグアテマラ人を支援する非 常に効果的なプログラムが考案された。 女性たちが帰還の交渉において発言権 を求めた際、国連難民高等弁務官事務 所(UNHCR)は、女性の権利の推進、 読み書き能力の習得、保健サービスと リーダーシップ能力の向上を目指すプ ロジェクトに対して出資した。

女性たちは帰還の交渉に直接関わり、 いくつかの特権を勝ち取ったが、その 中の一つとして個人資産と共同資産に 対する男性と平等の所有権という原則 が初めて認められた。活動には10年か かったものの、この原則はグアテマラ の法体系に正式に記され、国民全体に 恩恵を与えている。

Source: http://www.unhcr.org/publ/PUBL/ 3e2d4d5511.pdf, accessed August 2008.

「女性のために一緒に(Profemme Twese Hanwe)」という名の女性団体 はルワンダで1993年に結成された。 この組織は彼女らの平和・和解プログ ラムを通じて、1994年に起きた大量 殺戮後のルワンダ社会の再建に大きく 貢献している。この組織の主な目的の 一つは、「永続性のある真の平和を構築 するため、社会正義と平等な機会の再 建に有利な政治、物質、経済、倫理面 の条件を整備し、ルワンダ社会の構造 変革」を促すというものである。さら に、この団体は伝達・情報・教育を通 して女性の能力開発も支援している。

Source: www.profemme.org.rw, accessed August 2008.

2003年のイラク侵攻以来、女性は 再建と社会の安定の維持に大きく貢献 してきた。様々な女性組織が次々に活 躍して、現実的なニーズに対応し、教 育・訓練・所得創出の機会を提供して いる。

Source: Al-Ali N 2007 "Iraqi Women: Four Years After the Invasion." Silver City, New Mexico, and Washington, D.C.: Foreign Policy In Focus. http://fpif.org/fpiftxt/4055. Accessed August 2008

女性は弱い立場にある被害者である と描かれることが多いものの、エチオ ピア人女性は侵略軍に抵抗し、武力紛 争中に社会を維持し、平和構築と紛争 後の再建に貢献してきた長い歴史をも っている。

Source: Mulugeta Tefera, E. 2005. "The Invincible Invisibles: Ethiopian Women in Conflict and Peacemaking," Addis Ababa: University for Peace.

られたという聖書の創世記の話からも、また女性は弱き器 であるという言い習わしからも正当化されている…」19。

同様に、ケニアのキャンプに住む女性のフォーカスグル ープ調査から、紛争中にドメスティック・バイオレンス(家 庭内暴力)が増加したことがわかった。その理由は、雇用 の喪失、閉塞的な生活状況、家族を養えないこと、妻がセッ クスしたがらないことなどの問題から夫が欲求不満になり、 自分の苦悩から妻と子どもたちを痛めつけたためである∞。

このことから、ジェンダーの不平等とジェンダーに基づ

く暴力を支えている文化的意 識、規範、慣習を明らかにし、 問い直し、変えていくための 戦略に加え、生計手段の機会 が必要だということがわかる。 さらに、男性と女性がどのよ うに自分というものと自分の

モンバサの女性によると、「性的欲求が弱くなる と、身体的暴力が多くなる /。他の女性は、難民 キャンプでは父親は「子ども同然で」、「働いてい ないと子どもの一人になってしまい」女性が面倒 をみることになると認めた。少なくとも3つのキ ャンプで、警察の介入が必要となったドメスティッ ク・バイオレンス事件がすでに指摘されている²¹。

役割を認識しているかについて取り組む、心理的・社会的 活動が必要である。

文化に配慮したアプローチは、男性と女性が予期しない 多様な方法で力を行使することを認識している。またこの ような多様性が、共通の理解または意味体系としての文化 がどのように変容・変化するかを理解する上で重要である ことも認識している。さらに文化に配慮したアプローチは、 人権を推進し、現在あるまたは今後現れるかもしれない変 化の余地を拡大するには、文化に配慮したどのような政策

> が必要かを理解している。例 えば、女性は犠牲者で男性は 攻撃者であるという共通認識 は、必ずしも戦争中の実態を 表しているとは限らない22。 リベリアのように女性が戦闘 に参加する場合もあるし、す

30 女児と武力紛争:女児の人権に対する深刻な 侵害への認識と対応

女児は、武力紛争中に広範囲にわたる、時には組織的な人権侵害に見舞われ、心理的、情緒的、精神的、身体的、物質的影響を受ける。それには次のような侵害が含まれる。家族と一緒または別々に違法に監禁されること、誘拐、家族や家から強制的に引き離されること、失踪、拷問などの非人道的扱い、手足などの切断、戦闘軍やグループへの強制的徴兵、奴隷、性的搾取、HIV/エイズに曝される危険の増大、レイプ・強制的妊娠・強制的売春・強制的結婚・強制的出産といった様々な形の身体的・性的暴力。

武力紛争が女児に及ぼしている極度の苦しみと、紛争中およびその直後に女児が果たす多くの役割について、記録作成、監視、報告を改善することが急務になっている。このような情報と対応のしくみは、これらの深刻な人権侵害を防止し、それに取り組む政策とプログラムを強化・策定するために必要である。

Source: Paper prepared by Mazurana, D. and K. Carlson for the United Nations Division for the Advancement of Women and UNICEF's Expert Group Meeting on the Elimination of all Forms of Discrimination and Violence Against the Girl Child, Florence: 25-28 September 2008.

べての男性が攻撃者ではないということは現在では広く認識されている。また例えば、女性は独立闘争に参加してきたが、闘争が終わってしまうと、そのことは意思決定をする立場につける機会やアクセスの平等に自動的につながるわけではない。このような多様性を認識することは、武力紛争下および紛争後の男性と女性の役割に関する一般的表現、また人々の能力に関する不愉快なレッテル貼りを検討する上で重要である。それが結果として政策に重要な影響を及ぼす。

弱い立場という想定は、トップダウン型のニーズ評価による介入を正当化する理由によく使われる。このような介入によって、武力紛争の被害者の「回復力と機知に富んだ能力を支援提供者は見失い、生計と再建の選択肢を制限しかねない」²³。反対に、人々の実態、自分の生活に対する人々の認識、武力紛争を抑えるための活動方法、サービスの提供方法、紛争の結果もたらされた変化、これらを理解することは、現地の自発的活動と現地固有の取り組み方法

「あらゆる戦争や災害において、最初に犠牲者となるのは、 障害をもった人々である。

疾病や感染症には一番最初に罹り、それらを克服するための薬や手段といった救いの手は一番最後に差し伸べられる。

障害をもった人々は、最底辺に住む人々として扱われて va_{2}^{24} 。

を見出し支援するのに不可欠である。

影響、分析、対応

武力紛争下の人々の経験は、民族、人種、ジェンダー、階級、年齢、信条、文化などの要因によって異なる。このような「複合的要因」がどのように関連するかを理解し、武力紛争が異なる範疇に属する人々にどう影響するかを分析し、具体的ニーズに焦点を当てた政策を通して対応する上で、文化に配慮したアプローチは重要である。

A. 具体的ニーズの把握

女性、女児、少数民族、障害者に対する文化に根差した差別は、戦時には激しくなる可能性があり、最も深刻な違反行為さえ野放しになることもある。コンゴ民主共和国では、男性がバトワ族の女性とセックスするとHIVが治り、銃弾による死から守られ、脊髄が決して折れないと信じて、彼女たちをセックスの標的にした。女性のなかには性的奴隷として捕らえられ拘束されたり、食べられた女性もいた25。フィリピンのバシリアン地域では、2000年から2003年の紛争中に女性に対する暴力が激化した。世間ではレイプされた女性を不潔と見なし、被害女性たちはレイプをした兵士との結婚を強要された26。

障害者、特に女性と子どもの障害者は、戦時にはより深刻な形の人権侵害を被る可能性がある。推定で6億人いる障害者の80%以上が開発途上国で生活し、多数が武力紛争によって住む場所を追われている。文化を理解し、それに取り組むことで、障害者の経験を把握し、より実情に適した介入を構築できる²⁷。

B. 緊急サービスの提供

戦時下の難民とその他の住民に対して緊急のセクシュア

リプロダクティブ・ヘルスは生活の中でも非常に個人的 な領域に関わることであるため、その介入を実施するに は細心の注意と文化への配慮がなければならない。プロ グラムは、特に難民の宗教的・倫理的価値観と文化的背 景に配慮する必要がある。また、総合的なリプロダクテ ィブ・ケアを提供する際にも、複数の機関の間での恒重 な調整が必要なことが多い28。

ル/リプロダクティブ・ヘルスサービスを提供するには、 文化的な知識が不可欠である。その知識があれば外部の援 助機関は、援助提供者が人々のニーズ、最も効果的と思わ れるサービス提供の経路、基本的なパートナーシップを把 握するのを助けることができる。

戦時には、セクシュアル/リプロダクティブ・ヘルスの あらゆる側面を含めた女性特有の保健ニーズに対応するこ とがより一層難しくなる。産科サービス、避妊薬(具)、性 感染症予防が不足または欠如していると、女性の健康と生 存は脅かされかねない。ストレス、栄養不足、不衛生によ り妊娠と出産が危険に曝される。性的暴力と性的搾取のリ スクも増大する。

基本的な産科ケアを含めた緊急サービス・物資を迅速に かつ効果的に提供することは重要である。紛争の中心にい る個人・集団との協力は、成功に不可欠な要素である。第 一線にいる支援機関は、リプロダクティブ・ヘルスケアに 対する女性の具体的ニーズを知り、サービスの提供におい てはパートナーとしての女性に意識的に照準を合わせるべ きである。ヘルスケア提供者には、以下のことを確実に実 現する意識と訓練が必要である。すなわち最善の周産期ケ ア、コンドームなどの避妊薬(具)の入手、自発的に受ける カウンセリングと抗体検査(VCT)、およびその機会を利用 したHIV予防指導、HIVの母子感染予防対策、妊産婦死亡 を大幅に減らすための分娩後ケアである。国連人口基金 (UNFPA)が支援するプログラムは、物資の供給と施設へ の支援に加え、生活技能教育を強調している。この中には、 HIVなどの性感染症から身を守る方法についての女性と少 女向け情報、思春期の若者に特化した情報と支援などが含 まれる。UNFPAはまた、政府、人道支援組織、現地の組

> グアテマラの若い少女一短期間の内戦の終わりに。▶ © Leonard Mccombe//Getty Images

織と幅広い連携を組み、性的暴力の被害者に対する心理的 支援などのサービスも提供している29。

C. 効果的なパートナーシップづくり

文化に配慮したアプローチは、特に戦時下においては効 果的なパートナーづくりに不可欠である。例えば、カトリ ック救援サービス(CRS)は平和構築を促進するため異なる 宗教間の対話を支援してきた。フィリピンのミンダナオ地 域では、CRSはキリスト教とイスラム教の指導者間の対話 を促す努力をしてきている。パキスタンでは、イスラム教 とキリスト教の教えを使って、許し、平和構築、和解を進 めている。さらに、パキスタンでは宗教を越えた千年紀平 和行進を支援し、カメルーンでは市民教育、紛争解決、平 和構築プログラムを支援している30。同様に、イスラム救 援サービスはカトリック海外開発機関(CAFOD)と協力し



文化的アイデンティティを表現する自由は、コミュニティの精神的・身体的健康を維持する強力な手段となり得る。表現の自由もまた一つの権利である。われわれが援助で使う言語がニーズに基づくもの(needs-based)から権利に基づくもの(rights-based)へと変化するとともに、力が強化されるような文化表現を尊重することは、われわれの思考や計画に必ずや影響を及ぼすはずである32。

ながら、暴力によって心に傷を負ったガザの子どもたちを支援している³¹。ウガンダ北部では、英国国教会、カトリック教、イスラム教、ギリシア正教会の指導者たちがアチョリ宗教指導者平和イニシアティブ(Acholi Religious Leaders' Peace Initiative)を結成し、人々の文化的理解と尊重のための和解を促している。これにより意図しなかった利点が生じている。「過去には、私のような英国国教会の聖職者がカトリック教会のシスターと活動するのは難しいことでした。…現在では現地の宗教指導者が一緒に活動していて、それだけでも非常に大きな進歩です」。³³

性的暴力の被害者に欠かせない心理的・社会的支援を提供するには、関係者の連携が重要である。それにはヘルスケア提供者、警察、議員とも協力して、被害者が正当な配慮をもって扱われるようにしなければならない。この他にも、暴力の加害者の取り締まり強化と厳罰化を目指して法改正を提唱する人たちと連携することが必要である。また、ジェンダー関係に取り組むことも必要である。例えば、人道支援、平和維持、平和構築活動の計画段階で女性が適切で影響力のある立場に確実につけるようにすることなどである。

女性が指導力をもつことに根深い文化的反対があることを考えると、それは大きな挑戦となる可能性がある。数々の女性団体や女性指導者がこのような厳しい環境のなかで活動した体験を見ると、和平合意、紛争後の再建、統治、安全保障は、女性の参加によって一層効果的になされることがわかる。しかし、このような過程に女性が含まれることは依然としてまれである36。

成功したプログラムでは、いずれも女性が重要なパート

戦争で荒廃したコミュニティに残る女性、家を追われた後にコミュニティに戻った人、逃避を余儀なくされた人など、すべての住民にとって最も効果的な心理的・社会的プログラムは、その文化の中で、または複数の文化にまたがって活動し、戦争と強制退去によって崩壊したコミュニティの絆を再び確立し強化するサービスを提供するものである35。

ナーとなっている。それは指導者としてだけでなく、互いに助け合うことによってだが、助け合う方法は外部の支援者には明らかでないことが多い。例えば南ダルフールの国内避難民キャンプでは、UNFPAが「安全地帯」となっているセンターを支援しており、そこには女性たちが集まって健康と暴力の問題に関する知識と経験を共有している。

「女性はここに来て、自分たちの問題について語ります」とアワティフは言う。「あなた一人だけだと、あなただけの問題になってしまうけれど、たくさんの女性に(あなたの問題を)話せば、全員の問題になるのです」37。

D. 文化の回復、自己の回復

文化的アイデンティティを表現する能力があると、戦争の精神的痛手から立ち直る助けになるということを開発機関はわかってきた。「避難民に残された個々の人間性のすべてを取り戻すよう支援することは、彼らの将来、健康、コミュニティの団結のために、また追放によるトラウマの後の尊厳を維持・回復するために不可欠であろう」38。人々に文化を表現するよう促すだけでなく、人々が認識し理解する文化的表現を活用すれば、サービスが一層効果的になると開発援助の実践者は説明する。例えば、国連児童基金(UNICEF/ユニセフ)は美術、演劇、音楽、ダンスを活用し、コソボ、コロンビア、スリランカ、アルジェリア、クロアチア、ルワンダなど多くの場所で、避難民の子どもたちの回復を支援してきた39。スーダン人の女性難民を助ける最も効果的な戦略は、コミュニティを強化し、社会・文化的

女性の社会的ネットワークと経済的機会を改善するための文化を取り入れた心理的・社会的介入は、心の平穏と安定に貢献する。このような精神状態があって初めて、女性たちが紛争で体験した恐怖に対して真正面から取り組んで解決することが可能になり、平和な未来に向けて進む女性とそのコミュニティを支援することができる 34 。

コンゴ民主共和国、キンシャサ、2008年4月4日

3月中旬、何百人ものコンゴ人女性、 男性、少女が横断幕を掲げた。そこに は「コンゴ人の尊厳のために、沈黙に 対して一緒にノーと言おうし、「もう性 的暴力はたくさん!」と書かれていた。 決意のみなぎる顔で、女性、男性、少 女たちは頭上高くこのスローガンを振 りかざした。こうして1000人を超え るコンゴ人当局者と一般市民、国連指 導者、NGO、市民団体がキンシャサ郊 外のキンコレ(Kinkole)に集まり、性的 暴力の蔓延を根絶する国民意識向上全 国キャンペーンが開始された。UNFPA によると、毎月平均1100件のレイプ が報告されている。「性的暴力がコンゴ 民主共和国では一種の疫病になってい る」とUNFPAコンゴ代表のマーガレッ ト・アガマは語った。「当初レイプは、 近年のコンゴの紛争に関わるあらゆる 戦闘勢力によって戦争の手段として使 われていたが、残念ながら現在は武装 勢力だけでなく、権力者、隣人、友人、

家族のメンバーなど、一般の人々が性 的暴力を行っている」。

1月には和平協定が正式に締結され、 コンゴ民主共和国で10年間荒れ狂った 紛争が終結した。このように、UNFPA が女性・家庭・児童省(Ministry of Women, Family and Children)と共 に組織したこのキャンペーンは、まさ にコミュニティがインフラを再建し、 紛争で土地を追われた100万人以上の 人々を社会に再統合させようと努力し 始めた重要な時期に始まったのである。 このキャンペーンは、国内と国際社会 全体で性的暴力に対する意識を向上さ せ、暴力廃絶のために当局者、近隣の 人々、被害者、友人、家族のメンバー を結束させた。…加害者に対する刑罰 の免罪を終わらせる必要があるという のが、このUNFPA主導のキャンペーン の主要メッセージで、国の指導者たち にとっても主要な課題になっている。2 月にコンゴの女性・家庭・児童省のフ

ィロメーヌ・オマツク(Philom ne Omatuku) 大臣は国民に向けて、「今か ら私たちコンゴ民主共和国の女性は、 性的暴力、刑罰免罪にノーといいます。 コンゴ人女性は平和を求めます!と宣 言した。

あらゆるレベルにおける主な活動の 担い手を対象に意識向上を図る多面的 なこの集中キャンペーンは、1カ月にわ たりコンゴ民主共和国の11の州で実施 された。キャンペーンは報道各社、劇 場、公開の電話回線、映画、ビデオに よるフォーラムと討論などの幅広いコ ミュニケーション手段を活用し、政府 や外交関係者にいたるまであらゆる 人々に訴えた。キャンペーンはまた、 世論に影響を及ぼすため、広く知られ た道徳上の指導者の権威にも頼った。

Source: http://www.unfpa.org/news/news.cfm? ID=1113, accessed June 2008.

ネットワークを構築することである。アフガニスタンでは、 紛争で女性が受けた心の傷を緩和するのに西洋流の診断・ 治療を使わないよう支援提供者が助言している。その代わ りに示唆しているのは、文化に精通すること(cultural fluency)が、女性が経験してきたことを理解し、回復のた めに女性が求めていることを把握する上で重要だというこ とである40。インドネシアのアチェ州で避難女性が求める のは、イスラム教の信条を取り入れ、深い悲しみに対する 文化的アプローチを受け入れる支援である。アチェの女性 たちは、長々と悲しみ続けることは愛する人たちの魂が神 に届くのを妨げると信じている。彼女たちは、心の傷や悲 しみについて長々と議論するよりも、将来を築くための教 育訓練など実用的な支援を求めている。文化に配慮したア プローチがあって初めて、このような特異なニーズが明ら

かになり、それに対応することが可能になる。

開発機関内での文化との対話

文化に対する意識と取り組みは、国や地方での活動現場 だけでなく、開発機関自体の中でも同じように重要である。 スタッフ自身の文化的意識は、活動に対するアプローチに 影響を及ぼす可能性がある。紛争防止、人道支援、平和維 持、平和構築のための介入が、ジェンダーの関係と文化に どのように影響するかを注視することが、文化に配慮した アプローチでは求められる。

例えばUNFPAは、紛争下での人権侵害に対応し、ジェ ンダーの平等を推進できる態勢をそなえた組織文化の構築 に努めている。この活動を通して、UNFPAは最も効果的 な介入が、対話を重ね、変革に取り組む人々と戦略的パー

トナーシップを構築し、現地の自発的活動を基盤とすることによって生まれることを知った。自分の社会で活動する開発従事者は、一般に様々な時点で実行可能なものは何かを熟知している。彼らは変革に必要な過程と、一番効果がありそうな手段と方法を知っている。しかし、戦略的パートナーシップには確たる取り組み姿勢が求められ時間がかかる。パートナーシップは、そこに関与する全員が人の考え方はそれぞれ異なり、人は互に認め合い尊重するに値すると認識する時に最も発展する。開発機関は異なる文化圏でメッセージを伝える際に、最も効果的なコミュニケーションのシンボルと形態を見出して、ますますそれらを活用するようになっている。開発機関は、行動の変容について彼らが概念化したメッセージを伝えるのではなく、歌、ダ

私たちはコミュニティ、地域の指導者、社会的・政治的・ 文化的・宗教的指導者との協力関係を強化するために様々 なことを学んできました。それは彼らと対話し、彼らの話 に耳を傾け、知識と見識を共有し、共に今後の計画を立て 前進するということです。UNFPAは大きな進展を遂げ人 権を擁護するため、活動を計画する際には文化的要素を体 系的に主流化するという道を歩み出しています。

- トラヤ・オベイド、UNFPA事務局長

ンス、演劇などコミュニケーションの様々な文化形態を活用して住民との関わりを図っている。そうすることで対話のきっかけをつくり、人々を参加させながら、彼らの状況に適した形で権利の侵害に取り組み、ジェンダーの平等を 推進する戦略を構築している。

32 男性がリーダーシップをとるプログラム

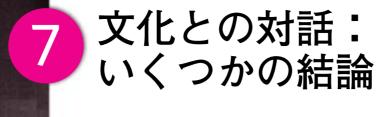
「私の名前はカヤンベ・チバング (Kavembe Tshibangu) といい、ブ カブ市ムシュムネ (Mushumune) の 長です。5人の子どもがいて、普通に家 族と暮らしていました。過去には他の 男性と同じように行動していました。 妻は私にとって奴隷で、何の権利もも たず、私を無条件に尊敬しなければな りませんでした。妻はいつも家にいて、 ほかの女性に会いに出かけることはで きませんでした。妻は私の付属物でし た。結婚する時に私が婚資であるダウ リーを払ったからで、そのため妻を好 きなように扱う権限が私にはあったの です。妻は性行為についても、いつで もどこでも私の言いなりでした。拒否 すれば罰を受けました。私は家では完 全な暴君でした。私が家に帰ると、「ラ イオン」が帰ってきたと言って子ども たちもほかの皆も逃げました。それは 完全で絶対的な独裁体制でした。私は ほかにどんな暮らし方があるかを知ら なかったからです。

2005年8月18日以降、「女性のため の女性インターナショナル(Women for Women International)」の男性の リーダーシップ・プログラムと出会っ た日から状況が一変しました。私は改 心し、新しい生活を始めました。子ど もと家族さえ、何があったのかとたず ねてきました。家族は信じられなかっ たのです。あまりにすばらしすぎて、 本当のようではありませんでした。家 族は夢だと思い、蜃気楼のようにしば らくしたらどこかになくなってしまう と考えたのです。でももう決して昔の 自分には戻りません。今は家族と私は 友達であり仲間です。一緒に話して笑 い、家には平和があります。涙や悲し みはもはやありません。妻も私の友達 になりました。今は彼女の話を聞き、 助言を受けます。本当の改心者として、 友人にも私の学んだことを知ってもら いたいと願っています。そこで妻と子 どもたちと一緒に家から家へと回って ほかの家庭と対話しています。ほかの

家族がわれわれを見ると、ショックを受け、何が新しい姿、変化をもたらしたのか聞きたがります。彼らも必ず感動して、変化のプロセスがどんどん続いています。はじめに会った時には変化のメッセージを受け入れようとしない人たちもいます。フォローアップの戦略として、われわれは自分たちを分ける方法を使います。つまり夫対夫、妻対妻、子ども対子どもに分けるという戦略です。われわれは一対一のアプローチを採用しています。家庭レベルでは継続的な交流があります。これまでに58家族の人生に触れましたが、活動はまだまだ続きます」。

Source: Women for Women International. 2007. "Ending Violence Against Women in Eastern Congo: Preparing Men to Advocate for Women's Rights," p. 22. Washington, D.C.: Women for Women International. http://www.womenforwomen.org/news-women-for-women/files/MensLeadership FullReport_002.pdf





本白書の出発点は、全世界が人権に関する国際的枠組みの正当性を認め、それを適用することにある。価値観、慣習、信念が人間の行動にどのような影響を与えるかを理解することは、人権の実現を目指す人々と国を支援する効果的プログラムを立案する際の基本である。この理解は、他のいかなる領域よりも、男性と女性の間の力関係とそれがリプロダクティブ・ヘルス/ライツに及ぼす影響を理解する上で重要である。開発は、文化、ジェンダーの関係、人権をしっかりと関連づけて実践される。そこから創造的で持続可能な介入プログラムが生まれる。

文化は知識、アイデンティティ、力の源泉である。しかし、文化は動的で状況の変化に適応し、また文化それ自体が変化の一因となる。文化は外部の状況から変化への刺激を受けることがあるが、文化変容はその文化固有のプロセスを経て内部から発生する。

▶ 国際開発の関係者は、文化を無視または隅に追いやるという危険をおかしている。 人権を推進するには、地元の変革の担い手を特定し、彼らと協調関係を作ること で、文化の複雑さ、流動性、中心性を正当に評価する必要がある。

この協力関係は、気候変動や経済のグローバル化など外部の状況が急速に変化している時には特に有益である。

文化に配慮したアプローチは、文化との対話を成功させる手段として、経済・政治・社会・その他の要因を統合し、人々が自分の置かれた社会状況の中でどのような役割を果たすのか、また人々の選択がどのような理由からなされるのかを包括的に捉え全体像を描く。本白書はそうすることで、文化に配慮したアプローチがジェンダーの平等と人権を実現する力をもつことを明らかにする。

▶ 文化的知識に基づいたアプローチは、政策立案に実行可能性を与え、人権を推進 するのに必要な「文化的ポリティクス」を可能にする。

本書は、深く根を張った文化的信念がジェンダーの不平等をどのように支えているか、またジェンダーに基づく暴力が社会的・文化的規範を通してどのように続い

◀ 高齢の男性グループ(タジキスタン)。多くの文化の中で、年配者の小グループが伝統的に住民すべてに影響を 及ぼす決断をしてきた。

© Warrick Page/Panos

てきたかを説明する。女性自身がこの社会的・文化的規範 を強化し永続させることに加担している場合もある。同時 にジェンダーの平等の問題は、目に見える次元と見えない 次元の権力に対する文化闘争 - すなわち「文化的ポリティ クス」であり、これなくしては決して進歩はなかった。 「文化的ポリティクス」には、支配的な文化的意味づけに 替わるものを創造することも含まれている。

歴史、権力関係とその変動、政治、経済などの特徴を分 析することで文化を解釈する方法は、状況がどうなってい るかを超えて、なぜ現在のような状況になるのか、状況は どう変化しうるか、何が変化に影響を及ぼしているのかを 理解するのに役立つ。この「文化的ポリティクス」は効果 的な政策決定に重要である。なぜなら、この戦略は政策の 背景を提示し、戦略的パートナー関係を可能にし、介入の 場を特定し、政策が地元の活動と歩調を合わせその活動を 支援することを確実にするからである。

人権の枠組みができるにつれ、人権をめぐる言語と政治 戦略が文化的変化を生む余地を開いた。人々は権利という 言葉を使って自分たちの主張を行う。なぜなら、権利はあ らゆる文化に共通する差別と抑圧に抵抗する言葉だからで ある。人権に焦点を絞って文化と対話をすることは、抑圧 を問題として取り上げ、これを非合法化し、長期的には廃 絶するのに効果的である。

人々が何を信じ、何を考えているのか、また何が人々に とって意味のあることなのかを知り、またその知識を使っ て活動するにあたって、あらゆる価値観と慣習を平等に受 け入れる必要はない。文化に精通することによって、有害 な文化的信念と慣習に対し重要な洞察ができ、同時に能力 強化につながる肯定的側面も洞察できる。この肯定的側面 は権利に基づく慣習を支えることができる。これは人権を 推進するための文化的正当性を強固にする上で、継続的に 必要とされる要件である。

▶ 文化に精通すると、意味体系、経済的・政治的反対ま たは支持政策がどのようにして発生・展開するのか、 また発生・展開させられるのかが判断できる。

地域社会、家族、個人のレベルにおける人口問題は、産

む子どもの数と産む時期に関する決定、ヘルスケアと健康 に関する行動についての決定、子どもへの投資(子どもの 性別と将来に期待される家族への見返りに左右されること が多い)に関する決定、および母親と子どもへのケアの質 に関する決定に行き着く。これらの決定はすべて固有の文 化的背景の中で行われる。

これらの決定は、いかなる国においても貧困率と諸政策 に影響を与える。例えば妊産婦死亡率は、ある社会の中に または国家間に存在する、持つ者と持たざる者との間の巨 大な隔たりを反映する。同時に妊産婦保健の指標は、利便 性、ジェンダーの平等、制度の効率性という点から保健制 度の実績を評価するのに使用される。こうした複合的要因 は、政策策定と実施の過程で確認し評価すべき重要な側面 である。例えば思春期のリプロダクティブ・ヘルスの分野 で見られる情報・サービスの提供に対する反対は、それが 政治の舞台で繰り広げられたとしても、その根は文化にあ る。

移住者からの送金は単なる経済現象以上に重要な意味を もつ。そこには、安心を与えるという家族および地域社会 の責任と義務を、文化がどのように読み取り、どのような 形に転換しているかが現れている。同様に文化は、受け入 れ国が移住者を拒否するか受け入れるかを決定したり移住 者対策を策定する際に、非常に重要な役割を果たす。文化 には密売買の力学という特徴がある。それは送り出す側と 受け入れ側双方の社会にとって有害である。文化に精通す るには、文化の中心性、文化の相互作用の領域、およびこ れらの問題に取り組むために必要な協力関係の性質・範 囲・方法を認識することが必要である。

▶ より一層文化に精通するために、UNFPAはプログラム 策定の手段として「文化のレンズ | を提案する。

文化のレンズは、ジェンダーの不平等を支えている慣習 と闘い、これを変化させるにあたって様々な要素を確認す るのに役立つ。このレンズはUNFPAが協力相手と共に活 動し、個人、集団、地域社会と交渉して連携を築き、効果 的な計画立案を通して人権を実現させるのを助ける。

文化に熟知した視点は、権力の多様な側面と権力が文化



ハイチの警官。法執行官のような伝統的に男性が支配的な職業に女性を 参入させるには、さらに多くの行動が必要である。

© Carina Wint

の内側でどのように作用しているかを見極める。人々は他 から説得されることなしに、文化的規範を評価し受け入れ るかもしれないが、同時に文化は権力構造と社会関係を維 持すべく操作されてもいる。文化の支配が目に見える場合 は、権力の側面が隠されていて目に見えない場合より認識 しやすい。隠れた権力は、いくつかの問題が討議の議題に 上ることすら妨げている。目に見えない、あるいは内面化 された権力は、最も厄介なものかもしれない。人々は自分 自身を否定的に見て、自分たちに害の及ぶ文化的規範を受 け入れるかもしれない。様々な権力形態は、政策に対して 異なる意味を内包しており、文化に配慮したアプローチは それらに適合しなければならない。

文化に配慮したアプローチは、女性のエンパワーメント (能力強化)とジェンダーの平等に向けた国の努力を支援す る中で、目に見える権力関係を超え、女性と男性の(公 的・私的・性的)生活が交差するレベルで権力がどのよう

に形成されるかを理解し対応しようとする。このアプロー チによって、ジェンダーを取り巻く文化的圧力がいかに男 性の危険な行動を増やし、そのことによって彼らがますま す性的に不健康な状態に陥りやすくなっているかがわか る。それは結果として、男性が他の人に助けを求める可能 性を減らす。その代わりに、自分が「真の男性」であるこ とを証明しようとして複数の性的パートナーを求める可能 性がある。男らしさをめぐる文化的圧力は、性的抑圧とあ いまってレイプやその他のジェンダーに基づいた暴力の件 数を増やしている。

文化に配慮したアプローチは、「ジェンダー」「自由」 「平等」の社会的解釈が、文化の違いによって異なる意味 をもつということを認識している。一つの型をすべてに適 用しようとする介入策は、利点よりも害が多い場合がある。 そうした例は武力紛争下の状況に多く見られる。そこでは 男性は攻撃者および暴君として表現され、女性は受動的で、 無知で、有害な権力関係を変える力がないものと描かれる。 こうした弱さを想定してしまうと、開発援助者の眼には武 力紛争で痛めつけられた人々の回復力と創造性が見えてこ ない可能性がある。こうした過度の単純化は開発援助に対 する反発を生む可能性があり、女性のエンパワーメントとジ エンダーの平等に反対する人々の術中に陥る恐れがある。

▶ 文化に配慮したアプローチは、開発に携わる関係者の 間に、異なる分析の枠組みと作業枠組みを求め内省を 促す。

文化に配慮したアプローチが求めるのは、基本的には文 化を含んだ人間の現実を政策の基盤とすることであり、人 間の優先事項や目的に関する抽象的論拠、壮大な理論、一 般化された想定が基盤なのではない。

文化に配慮したアプローチは、極端な自民族中心主義を 排斥する。このアプローチは、例えば妊産婦の健康と加齢 が文化的状況の違いによって非常に異なる意味をもつ可能 性があることを認識している。また、こうした違いとその 意味を理解するよう努め、人々は「われわれ」がするよう に考え行動するはずだと想定するのではなく、人々(女性 も男性も) の考えや行動は、なぜ、どのようにしてそうな

るのかを探ろうとする。

開発関連の制度の内部で自民族中心主義に取り組むこと は、各自がそれぞれの文化的枠組みと立ち向かうという自 己反省的な実践を伴うため、とりわけ困難になると考えら れる。その作業には、組織と個人がどのように力を行使し、 どんな結果が得られたかについての率直な分析も要求され る。

文化に配慮したアプローチは、人々とその文化を見境な く一般化することはしない。このアプローチは、人々の意 図、優先事項、能力について既成の想定を容認するのでは なく、人々の努力を知り、それに順応し、その努力に依拠 することに時間をかける。このアプローチは、同じ文化的 状況にいる人々が異なる価値観や目的をもつことがあるこ とを認識する。このアプローチは、対話と相互の変化の基 盤となる、地域についての深い知識-精通すること-と人 間関係を追求する。

「他者」を変えるために文化的メカニズムを利用するこ とが唯一の目的である場合、文化的な意識と取り組みは非 常に狭い範囲でしか役立たない。文化に配慮したアプロー チは、文化そのものおよび文化が開発のプロセスにどのよ うな影響を及ぼすかについて、批判的考察を行うための基 盤を提供する。このアプローチは、開発に関係する組織と 個人が従来の考え方や活動の方法と向き合い、それを変え ていくことを促す。

本書は開発従事者が文化を軽視することは危険であるこ とを示している。それは文化がすべてという理由からでは なく、貧困、不健康、教育の欠如、紛争もまた文化を破壊 し衰退させる一因だからである。したがって、文化に精通 すること、文化的ポリティクス、人権抑圧と人権否定の根 本原因に取り組むことの間には密接なつながりがある。

文化に精通することは、開発への多元的アプローチの不 可欠な部分であるが、他とは明らかに異なる優れた分析方 法というものではない。文化に配慮したアプローチは、差 別なしに住民すべての幸福を目指してコミュニティと共に 活動する人々の間に謙虚な気持ちを起こさせる。このアプ ローチの関心は、人間開発の基本である互いに認め合い尊 重し信頼する関係を構築することにある。

出典と指標

出典	82
指標	
カイロ会議の目標の検証	86
人口・社会・経済指標	90
人口の比較的少ない国・地域の指標	94
指標の注	96
テクニカル・ノート:指標の解説	97

出典

1章

- UNFPA. 1994. "Principles" from the ICPD Programme of Action adopted at the International Conference on Population and Development. Cairo: UNFPA.
- 2 UNFPA. n.d. State of World Population. New York: UNFPA.
- 3 Sen, A. 2004. "How Does Culture Matter?" in Culture and Public Action, edited by V. Rao and M. Walton. Stanford: Stanford University Press.
- 4 See Chapter 2 for an extended discussion.
- 5 UNESCO. 1997. Our Creative Diversity: Report of the World Commission on Culture. Paris: Oxford & IBH Publishing Co. / UNESCO Publishing.
- 6 UNDP. 2004. Cultural Liberty in Today's Diverse World. New York: UNDP.
- 7 UNFPA. Forthcoming 2008. "Indonesia: Ending violence against women and keeping the faith", in Programming to Address Violence Against Women: Eight Case Studies. New York: UNFPA.
- 8 Ibid
- 9 LeBaron, M. 2003. "Culture and Conflict", in Beyond Intractability, edited by G. Burgess and H. Burgess. Boulder: Conflict Research Consortium, University of Colorado.
- 10 UNFPA. 2004. Wole Sovinka, Nigerian Nobel Laureate, quoted in "Quotes on Culture and Culturally Sensitive Approaches". Website: http://www.unfpa.org/ culture/quotes.htm, accessed 15 June 2008.
- 11 UNFPA. 2004. Culture Matters: Working with Communities and Faith-based Organizations—Case Studies from Country Programmes. New York: UNFPA.
- 12 Geertz, C. 1973. The Interpretation of Cultures: Selected Essays. New York: Basic Books.
- 13 UNFPA. 2004. "Quotes on Culture and Culturally Sensitive Approaches". Website: http://www.unfpa.org/culture/ quotes.htm, accessed 15 June 2008
- 14 Ross, M.H. 1997. "Culture and Identity in Comparative Political

- Analysis" in Comparative Politics: rationality, culture and structure, edited by M. Lichbach and A. Zuckerman. Cambridge: Cambridge University Press.
- Schalkwyk J. 2000. "Culture, Gender Equality and Development Cooperation". Unpublished paper prepared for Canadian International Development Agency.
- 16 Bourdieu, P. 1980. The Logic of Practice. Stanford: Stanford University Press.
- 17 Ross, M.H. 1997. Op. cit.
- 18 Chabal, P. and J. Daloz. 1988. Culture Troubles: Politics and the Interpretation of Meaning. London: Hurst and Company.
- 19 Ibid.
- 20 UNESCO. 2001. Universal Declaration on Cultural Diversity. Paris: UNESCO.
- 21 Sen, A. 2004. Op. cit.
- 22 Bourdieu, P. 1980. Op.cit.
- 23 UNFPA. 2004. Pastor Pax Tan Chiow Lian, quoted in "Quotes on Culture and Culturally Sensitive Approaches". Website: http://www.unfpa.org/culture/ quotes.htm, accessed 15 June 2008.
- 24 Said, E. 2003. Orientalism: Western Conceptions of the Orient, London: Penguin Books.
- 25 Mohanty, C. 2003. Feminism Without Borders: Decolonizing Theory, Practising Solidarity. Durham: Duke University Press.
- 6 Marshall, K. 2005. "Religious Faith and Development: Rethinking Development Debates". Paper presented at Religious NGOs and International Development Conference, Oslo, Norway, 7 April 2005. Website: http://www.vanderbilt.edu/csrc/PDFs%20and%20Jpgs/marshall-debates.pdf, accessed 15 June 2008.
- 27 Knutsson, K.E. 2005. "Without Culture, No Sustainable Development: Some reflections on the topic". Unpublished paper presented at the seminar "Research Collaboration in the Fields of Culture and Sustainable Development", held at Stjernsund, Sweden in September 2000.

- 28 United Nations. 1986. Declaration on the Right to Development (A/RES/41/128). New York: United Nations General Assembly.
- 29 Harragin, S. 2004. "Relief and an Understanding of Local Knowledge: The Case of Southern Sudan", in Culture and Public Action, edited by V. Rao and M. Walton. Stanford: Stanford University Press.
- 30 Njoh, A. 2006. Tradition, Culture and Development in Africa. Burlington: Ashgate Publishing Company.
- 31 Chabal, P. and J. Daloz. 1988. Culture Troubles: Politics and the Interpretation of Meaning. London: Hurst and Company.
- 32 Geertz, C. 1983. Local Knowledge: further essays in interpretive anthropology. London: Perseus Books.
- 33 Murray, S. 2001. Changing Culture, Changing Rights. Oxford: Oxford University Press.
- 34 An-Na'im, A. 1990. "Problems of Universal Cultural Legitimacy for Human Rights", in Human Rights in Africa: Cross-Cultural Perspectives, edited by A. An-Na'im and F. M. Deng. Washington DC: Brookings Institution Press.

2章

- 1 An-Na'im, A. 1990. Toward an Islamic Reformation: Civil Liberties, Human Rights and International Law. Syracuse: Syracuse University Press.
- 2 United Nations. 1945. Charter of the United Nations. San Francisco: United Nations.
- 3 United Nations. 1948. Universal Declaration of Human Rights. San Francisco: United Nations.
- 4 Ihid
- 5 Ibid.
- 6 Nyamu-Musembi, C. 2005. "Toward an Actor-Oriented Perspective on Human Rights", in Meanings and Expressions of Citizenship: Perspectives from the North and South, edited by N. Kabeer, London: Zed Books
- 7 Chanock, M. 2002. "Human Rights and Cultural Branding: Who Speaks and How", in Cultural Transformation and Human Rights in Africa, edited by A. An-na'im. London: Zed Books.

- 8 American Anthropological Association. 1947. "Statement on Human Rights", American Anthropologist, 49: 539.
- Murray, S. 2001. Changing Culture, Changing Rights. Oxford: Oxford University Press.
- Nyamu-Musembi, C. 2005. "Toward an Actor-Oriented Perspective on Human Rights", in Meanings and Expressions of Citizenship: Perspectives from the North and South, edited by N. Kabeer. London: Zed Books.
- UNFPA. 2003. Addressing Violence against Women: Piloting and Programming. New York: UNFPA.
- 12 UNFPA. 2008. Lao Tsu, quoted in Integrating Human Rights, Culture and Gender In Programming Trainer's Guide, Culture Training Workshop, Brasilia, Brazil, June 2008.
- 13 Sen, A. 2004. "How Does Culture Matter?" in Culture and Public Action, edited by V. Rao and M. Walton. Stanford: Stanford University Press.
- 14 An Na'im, 1990. "Human Rights in the Muslim World: Socio-Political Conditions and Scriptural Imperatives" in Harvard Human Rights Journal, Volume 3, Spring: 20.
- An Na'im, A. 1992. "Toward a Cross-Cultural Approach to Defining International Standards of Human Rights", in *Human* Rights in Cross-Cultural Perspective, edited by A. An Na'im. Philadelphia: University of Philadelphia Press.
- 16 UNFPA. 2008. Integrating Human Rights, Culture and Gender In Programming Trainer's Guide, Culture Training Workshop, Brasilia, Brazil, June 2008.
- 17 An Na'im, 1990. Op. Cit.
- 18 An Na'im, A. 1992. Op.cit.
- 19 Thoraya Ahmed Obaid, Executive Director UNFPA.
- 20 UNFPA. 2004. Culture Matters: Working with Communities and Faith-based Organizations—Case Studies from Country Programmes. New York: UNFPA.
- 21 Nyamu-Musembi, C. 2002. "Are Local Norms and Practices Fences or Pathways? The Example of

- Women's Property Rights", in Cultural Transformation and Human Rights in África, edited by A. An Na'im. London: Zed Books.
- 22 Clark, C. and M. Reilly. Rights-Based Approaches and Beyond: Challenges of Linking Rights and Participation. Sussex: Institute of Development Studies.
- 23 UNFPA. 2008. Integrating Human Rights, Culture and Gender In Programming Trainer's Guide, Culture Training Workshop, Brasilia, Brazil, June 2008.
- 24 United Nations. 2007. Report of the Special Rapporteur on violence against women, its causes and consequences - Intersections between culture and violence against women (A/HRC/4/34). New York: United Nations.

2章

- Professor Cecilia Sardenberg contributed some of the text for this chapter and also wrote a background paper.
- 2 UNFPA. 2008. Lao Tsu, quoted in Integrating Human Rights, Culture and Gender In Programming Trainer's Guide, Culture Training Workshop, Brasilia, Brazil, June 2008.
- 3 United Nations. 1995. Beijing Platform of Action. New York: United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Division for the Advancement of Women.
- 4 UNFPA. 2008. Gender Equality: An End in Itself and a Cornerstone of Development. Website: http://www.unfpa.org/gender/ index.htm, accessed 15 June 2008.
- 5 United Nations. 1995. Beijing Platform of Action, op cit.
- 6 United Nations. 1995. Beijing Platform of Action, op. cit. Articles 38-40.
- 7 United Nations. 2000. "Women 2000: Gender Equality, Development and Peace for the Twenty-first Century". United Nations General Assembly Special Session, New York, 5-9 June 2000.
- 8 United Nations. 2000. Millennium Declaration (A.55.2). New York: United Nations.
- 9 UNFPA. 2005. Cultural Programming: Reproductive Health Challenges and Strategies in East

- and South-East Asia. New York:
- O Hawthorne, S. M. 2006. Origins, Genealogies, and the Politics of Identity: Towards a Feminist Philosophy Of Myth. London: School of Oriental and Asian Studies
- Spindel, Cheywa, Elisa Levy and Melissa Connor. 2000. With an End in Sight: Strategies from the UNIFEM Trust Fund to Eliminate Violence Against Women. New York: UNIFEM.
- 12 IMF. 2000. Poverty Reduction Strategy Paper—Uganda's Poverty Eradication Action Plan Summary and Main Objectives. Kampala: Ministry of Finance, Planning and Economic Development.
- 13 Yates J. and J. Moncrieffe. 2002. Synthesis of Uganda's Participatory Poverty Assessment Cycle 1 Findings. London: Earthscan.
- 14 Bachrach, P. and M. Baratz. 1962. "Two Faces of Power", in *The American Political Science Review* 56(4): 947-952.
- 15 Ibid.
- 16 Veneklasen, L. with V. Miller. 2002. A New Weave of Power, People and Politics. Warwickshire: Practical Action Publishing.
- 17 Chanock, M. 2002. "Human Rights and Cultural Branding: Who Speaks and How?" in Cultural Transformation and Human Rights in Africa, edited by A. An-na'im. London: Zed Books.
- 18 Chanock, M. 2002, Op. cit.
- 19 UNFPA. 2005. Op. cit.
- 20 Sardenberg C. 2007.

 "Negotiating Cultures: Promoting
 Gender Equality and Empowering
 Women". Background Paper
 for the State of World Population
 Report 2008, New York: UNFPA.
- 21 In accordance with General Assembly Resolution A/RES/62/208, UNFPA's "operational activities are carried out for the benefit of programme countries, at the request of those countries and in accordance with their own policies and priorities for development".
- 22 UNFPA. 1994. ICPD Programme of Action, para 1.15. New York: UNFPA.

- 23 Veneklasen, L. with V. Miller. 2002. Op. cit.
- 24 UNFPA. 2008. Integrating Human Rights, Culture and Gender In Programming Trainer's Guide, Culture Training Workshop, Brasilia. Brazil. June 2008.
- Veneklasen, L. with V. Miller. 2002. Op. cit.
- 26 Banda and Chinkin, 2004. Gender, Minorities and Indigenous Peoples, London: MRG.
- 27 Ibid.
- 28 Ibid.
- 29 UNFPA. 2008. Op. cit.
- 30 Rao, V. and M. Walton, 2006. Culture and Public Action. Stanford: Stanford University Press.
- 31 Lavrin, A. 1998. "International Feminisms: Latin American Alternatives", in Gender & History, Vol. 10(3): 525.
- 32 Ibid.
- 33 Nyamu-Musembi, C. 2005. "An Actor Oriented Approach to Rights in Development", in Developing Rights? IDS Bulletin, Volume 36, Number 1. Sussex: Institute of Development Studies.
- 34 Women, Faith and Development Alliance. "Mission". Website: http://www.wfd-alliance.org/ AUmission.htm, accessed 15 June 2008.
- 35 The African Women's Development and Communication Network (FEMNET). 2008. Website: http://www.femnet.or.ke/ subsubsection.asp?ID=8, accessed 15 June 2008.
- 36 UNFPA. 2008. Op. cit.
- 37 IDS. 2008. Report on the Politicising Masculinities Symposium. Sussex: Institute for Development Studies. Website: http://64.233.169.104/search?q=cache:v_XjaZ2-FHEJ:www.siyanda.org/docs/esplen_greig_masculinities.pdf+IDS+2008,+Report+on+the+Politicising+Masculinities+Symposium&hl=en&ct=clnk&cd=4&gl=us, accessed 15 June 2008.
- 38 Ibid.
- 39 Ibid.
- 40 UNFPA. 2006. "Ending Violence Against Women". Website: http://www.unfpa.org/

- endingviolence/, accessed
- 41 UNFPA. 2006. "Kindling Hope in Northern Ethiopia by Keeping Adolescent Girls in School", in UNFPA Feature. Website: http://www.unfpa.org/news/news.cfm?ID=947&Language=1, accessed 15 June 2008.

4音

- UNFPA. 1994. ICPD Programme of Action, adopted at the International Conference on Population and Development. New York: UNFPA.
- 2 United Nations. 2006. Report of the Secretary-General: In-depth Study on all Forms of Violence Against Women. New York: United Nations.
- Men for Gender Equality
 Now—a Kenyan network of
 men working to end gender
 based violence. 2008. Website:
 http://www.changemakers.net/
 en-us/node/313, accessed 19
 June 2008.
- 4 International Development Research Center. 2008. Addressing Violence Against Palestinian Women. IDRC Bulletin. Website: http://www.idrc.ca/en/ev-5311-201-1-DO_TOPIC.html, accessed 19 June 2008.
- 5 Inhorn, M. and F. Van Balen. 2002. Infertility around the Globe: New Thinking on Childlessness, Gender, and Reproductive Technologies. Berkeley: University of California Press.
- Visaria, L., 2007. "Deficit of Girls in India: Can It be Attributed to Female Selective Abortion?" in Sex Selective Abortion in India, edited by T. Patel. Delhi: Sage Publications.
- Inhorn, M. and F. Van Balen. 2002. Infertility around the Globe: New Thinking on Childlessness, Gender, and Reproductive Technologies. Berkeley: University of California Press.
- 3 Ibid
- O UNFPA and UNICEF. "The Government of Guinea Bissau, in Partnership with UNICEF and UNFPA, Launches a Joint Programme for the Abandonment of Female Genital Mutilation Through Tostan Community-Led Strategy." Press Release, 9 June

- 2008, New York.
- Dudgeon, M. and M. Inhorn. 2004. "Men's influences on women's reproductive health: medical anthropological perspectives", in Social Science and Medicine. (59):1379-1395.
- 11 UNFPA. 2006. "Lessons from the Field—Cambodia". Website: http://www.unfpa.org/culture/ case_studies/cambodia.htm, accessed 15 June 2008.
- 12 UNFPA. 2006. "Zimbabwe: Indigenous Christian Churches Make an About Turn on HIV Prevention", in *New Feature*. Website: http://www.unfpa.org/ news/news.cfm?ID=786, accessed 15 June 2008.
- 13 UNFPA. 2008. PreventionIs for Life, HIV/AIDS: Dispatches from the Field. New York: UNFPA.
- 14 UNDP, Population Association, and UNFPA. 2007. The Dynamics of Honour Killings in Turkey: Prospects for Action. New York: UNFPA and UNDP.
- 15 United Nations. 2006. Report of the Secretary-General: In-depth Study on all Forms of Violence Against Women. New York: United Nations.
- 16 Ibid.
- 17 UNFPA. 2006. "Maternal Morbidity: Surviving Childbirth, but Enduring Chronic III-Health." Maternal Health Fact Sheet.
 Website: http://www.unfpa.org/mothers/morbidity.htm, accessed 15 June 2008.
- 18 UNFPA. 2008. "Good Neighbours: UNFPA Trains Nigerian Men and Women to Bring Better Reproductive Health to their Communities", in UNFPA Feature Story. Website: http://www.unfpa.org/news/ news.cfm?ID=1087, accessed 19 June 2008.
- 19 UNFPA. 2008. "Campaign to End Fistula—Sudan". Website: http://www.endfistula.org/sudan .htm, accessed 15 June 2008.
- 20 UNFPA. 2008. "Campaign to End Fistula". Website: http://www.endfistula.org, accessed 15 June 2008.
- 21 Ihid
- 22 United Nations. 1995. Beijing Platform of Action. New York: United Nations, Department of Economic and Social Affairs,

- Division for the Advancement of Women.
- 23 United Nations. 2001. Declaration of Commitment on HIV/AIDS. (A/26/2). New York: United Nations.
- 24 Dudgeon, M. and M. Inhorn. 2004. Op. cit.
- 25 Alan Guttmacher Institute. 2003. In Their Own Right: Addressing the Sexual and Reproductive Health Needs of Men Worldwide. New York: AGI
- 26 Weiss, E. and G.R. Gupta. 1998. Bridging the Gap: Addressing Gender and Sexuality in HIV Prevention. Washington, DC: International Center for Research on Women.
- 27 Orubuloye, I.O. and J.C. Caldwell. 1993. "African Women's Control over their Sexuality in an Era of AIDS: A study of the Yoruba of Nigeria", in Social Science & Medicine (37):859-872.
- 28 Mane, P. and P. Aggleton. 2001. "Gender and HIV/AIDS: What Do Men Have to Do with It?" Current Sociology 49(6): 23-37.
- 29 Rivers, K. and P. Aggleton. 2001. Men and the HIV Epidemic. New York, United Nations Development Programme.
- 30 Weiss, E. and G.R. Gupta. 1998. Op. cit.
- 31 Rivers, K. and P. Aggleton. 2001. Op. cit.
- 32 Magongo, B., S. Magwaza, V. Mathambo and N. Makhanya. 2002. "National Report on the Assessment of the Public Sector's Voluntary Counselling and Testing Programme". Durban: Health Systems Trust.
- 33 Weiss, E. and G.R. Gupta. 1998. Bridging the Gap: Addressing Gender and Sexuality in HIV Prevention. Washington, DC: International Center for Research on Women.
- 34 Hudspeth, J., W.D.F. Venter, A. Van Rie, J. Wing and C. Feldman. 2004. "Access to and early outcomes of a public South African antiretroviral clinic", in The Southern African Journal of Epidemiology and Infection 19(2): 48-51.
- 35 Nachega, J., M. Hislop, D. Dowdy, M. Lo, S. Omer, L. Regensberg, R. Chaisson and G. Maartens. 2006. "Adherence to Highly Active Antiretroviral Therapy Assessed by Pharmacy Claims Predicts

- Survival in HIV-Infected South African Adults", in Journal of Acquired Immune Deficiency Syndromes 43(1): 78-84.
- 36 Population Council. 2004. "Involving Young Men in HIV Prevention Programs: Operations research on gender-based approaches in Brazil, Tanzania, and India", in *Horizons*. New York: Population Council.
- 37 Rivers, K. and P. Aggleton. 2001. Op. cit.
- 38 Population Council. 2004. Op. cit.

5章

- Sen A. 1993. "Capability and well-being", in The Quality of Life. A study prepared for World Institute for Development Economics Research, edited by M. Nussbaum and A. Sen. Oxford: Oxford University Press.
- 2 UNDP. 2004. Human Development Report: Cultural liberty in today's diverse world. New York: United Nations Development Programme.
- World Bank. 2007. Socio-economic differences in health, nutrition and population within developing countries, An Overview, Country reports on HNP and poverty. Washington D.C.: World Bank.
- 4 Ibid.
- Merrick, T. 2002. "Population and poverty: New views on an old controversy", in *International* Family Planning Perspectives. 28(1).
- 6 Abbasi-Shavazi, M. 2002. "Recent changes and the future of fertility in Iran". Report presented at the United Nations Expert Group meeting on Completing the Fertility Transition (ESA/P/WP.172). New York: United Nations.
- 7 Cleland, J. 1994. The determinants of reproductive change in Bangladesh: Success in a challenging environment. Washington D.C.: World Bank.
- 8 Unnithan, M. 2004. "Conception technologies, local healers and negotiations around childbearing in Rajasthan". Chapter 5 in Reproductive Agency, Medicine and the State: Cultural Transformations in Childbearing, Fertility, Reproduction and Sexuality. New York: Berghahn Books
- UNFPA. 2006. "Facts About Safe Motherhood". Website: http://www.unfpa.org/mothers/ facts.htm, accessed 15 June 2008.

- 10 WHO. 2004. Making pregnancy safer: The critical role of the skilled attendant—A joint statement by WHO, ICM and FIGO. Geneva: World Health Organization.
- 11 WHO. 2008. "Proportion of births attended by a skilled health worker—2008 updates". Fact Sheet, Department of Reproductive Health and Research Fact Sheet. Geneva: World Health Organization.
- 12 Wilder, J. 2008. "Ethiopia's Health Extension Program: Pathfinder International's support 2003-2007". Addis Ababa: Pathfinder International.
- 13 UNAIDS. 2007. 2007 AIDS epidemic update—Joint report of UNAIDS and WHO. Geneva: Joint United Nations Programme on HIV/AIDS.
- 14 United Nations. 2006. International migration and development, Report of the Secretary General (A/60/871). New York: United Nations.
- 15 World Bank. 2008. Global Economic Prospects 2006. Technology Diffusion in the Developing World. Washington, D.C.: World Bank.
- 16 Fajnzylber, P. and H. Lopez. 2006. Close to Home: The Development Impact of Remittances in Latin America. Washington D.C.: World Bank.
- 7 UNFPA. 2006. State of World Population: A Passage to Hope— Women and International Migration. New York: UNFPA.
- 18 Unnithan, M. 2004. Op. cit.
- 19 Ibid.

6章

- Stockholm International Peace Research Institute. 2008. SIPRI Yearbook 2008: Armaments, Disarmament and International Security. Oxford: Oxford University Press.
- 2 El Jack, A. 2003. *Gender and* Armed Conflict. Sussex: Institute of Development Studies.
- Women for Women International. 2007. "Ending Violence Against Women in Eastern Congo: Preparing Men to Advocate for Women's Rights", in Women for Women Quarterly Report, Winter 2007. Website: http://www.womenforwomen.org/news-women-for-women/files/MensLeadershipFullReport_002.pdf, accessed 15 June 2008

- 4 Byrne, B. 1996. "Towards a gendered understanding of conflict", in Institute for Development Studies Bulletin 27(3) 31-40. Sussex: IDS.
- 5 The Advocates for Human Rights. 2008. "Sexual Assault During Armed Conflict". Stop Violence Against Women website: www.stopvaw.org/Sexual_Assaul t_During_Armed_Conflict.html, accessed 15 June 2008.
- 6 Dolan, C. 2002. "Collapsing Masculinities and Weak States", in F. Cleaver, ed., Masculinities Matter. London: Zed Books.
- 7 Byrne, B. 1996. Op. cit.
- 8 UNICEF, UNFPA, UNIFEM. 2008. A Rapid Assessment of Genderbased Violence During the Post-Election Violence in Kenya. New York: UNICEF, UNFPA, UNIFEM.
- 9 Dolan, C. 2002. Op. cit.
- 10 United Nations. 2000. "United Nations Security Council Resolution 1325 on Women, Peace and Security." (S/RES/1325). New York: United Nations.
- United Nations. 2000. Windhoek Declaration and the Namibia Plan of Action on Mainstreaming a Gender Perspective in Multidimensional Peace Support Operations. Adopted in Windhoek, Namibia on 31 May 2000. Website: www.un.org/womenwatch/osagi /wps/windhoek_declaration.pdf, accessed 15 June 2008.
- 12 El Jack, A. 2003. Gender and Armed Conflict. Sussex: Institute of Development Studies.
- 13 UNFPA. 2006. Women are the Fabric: Reproductive Health for Communities in Crisis. New York: UNFPA
- 14 Byrne, B. 1996. Op. cit.
- 15 El Jack, A. 2003. Op. cit.
- 16 Ibid.
- 17 Ibid.
- 18 Ibid.
- 19 Ihid
- 20 UNICEF, UNFPA, UNIFEM. 2008. Op. cit.
- 21 Ibid.
- 22 Best, M. and P. Hussey. 2005. A Culture of Peace: Women, Faith and Reconciliation. London: Catholic Institute for International Relations.

- 23 Byrne, B. 1996. Op. cit.
- 24 Women's Commission for Refugee Women and Children. 2008. Disabilities among Refugees and Conflict Affected Populations. New York: Women's Commission
- 25 Women for Women International. 2007. Op. cit.
- 26 Magcalen-Fernandez, E. 2006. Conflict, State Fragility and Women's Reproductive Health: The Case of Basilan, Philippines. Washington DC: USAID.
- 27 Women's Commission for Refugee Women and Children. 2008. Disabilities among Refugees and Conflict Affected Populations. New York: Women's Commission
- 28 The Pew Forum on Religion and Public Life. 2008. "Ugandan Religious Leaders Set Aside Rivalries in Pursuit of Peace". News Update. Washington DC: Pew Forum. Website: http://pewforum.org/news/display.php?NewsID=14725, accessed 20 June 2008.
- 29 UNFPA. 2006. Op. cit.
- 30 Catholic Relief Services. 2008. Newsletter. Website: http://crs.org/ peacebuilding/dialogue.cfm, accessed 19 June 2008.
- 31 Islamic Relief Worldwide. 2008. Website: http://www.islamicrelief.com/, accessed 19 June 2008.
- 32 UNFPA. 2008. "Protecting Reproductive Health in Times of Crisis". UNFPA Fact Sheet. Website: http://www.unfpa.org/ emergencies/rh.htm, accessed 15 June 2008.
- Refugee Studies Centre. 1999.

 "Culture in Exile", in Forced
 Migration Review. Oslo: Refugee
 Studies Centre. Website:
 http://www.fmreview.org/
 FMRpdfs/FMR06/fmr6full.pdf,
 accessed 15 June 2008.
- Women for Women International. 2006. "Psychosocial Challenges and Interventions for Women Affected by Conflict", in Critical Half: Bi-Annual Journal of Women for Women International. 4(1): Summer 2006. Website: http://www.womenforwomen.or g/documents/CH5.pdf, accessed 15 June 2008.
- 35 Ibid.

- 36 International Crisis Group. 2006. "Beyond Victimhood: Women's Peacebuilding in Sudan, Congo and Uganda." Africa Report No. 112, 28 June 2006. Website: http://www.crisisgroup.org/ home/index.cfm?id=4185&f=1, accessed 15 June 2008.
- Refugee Studies Centre. 1999. Op. cit.
- 38 Ibid.
- 39 Women for Women International. 2006. Op. cit.
- 40 Ibid.

接触性性性() 67		死亡率の	死亡率の指標		教育の指標		リプロダクティブ・ヘルスの指標					
解音性 49 65.1 / 80.6 *** *** *** *** *** *** *** *** *** *		乳児 死亡率	平均寿命 (年)	死亡率	初等教育 就学率 (全体)(%)	5年目まで とどまる 児童の割合	就学率 (全体)(%)	非識字率 (%)	15- 19歳の 少女 1000人	避妊実行	率(%)	15-49歳の HIV感染率 (%)
接触性性性() 67						711×						
接触性性()	世界全体	49	65.1 / 69.6						53	62	55	
	先進工業地域(*)	7	73.0 / 80.2						23	68	57	
アリカ	開発途上地域(+)	54	63.8 / 67.4						57	61	55	
************************************	後発開発途上国 (‡)	87	53.6 / 56.0						116	30	23	
プルンジ 99 48.3 /51.1 1,100 108 /88 8 49 /92 16 /12 33 /48 55 20 9 1 1.6 /2.4 エリトリア 55 65 8 /68 /87 /47 450 69 /56 77 /70 39 /23 72 8 5 10 /1 /2	アフリカ (1)	86	51.9 / 53.9						104	27	22	
エリトリア 55 55.8 5.8 450 450 69 56 77 70 39 23 77 70 48 5 10 15 エタオピア 86 51.8 544 720 97 86 64 65 37 24 50 77 70 94 15 14 1.6 2.4 インディー 64 53.1 55.3 560 10 10 10 10 18 18 22 23 23 35 133 27 17 0.2 0.1 マグガスカル 65 57.8 615 510 142 137 36 37 24 23 23 35 133 27 17 0.2 0.1 マグガスカル 65 57.8 615 510 142 136 36 32 22 25 46 135 42 39 10.3 135 マグナイ 88 48.1 48.4 1.100 117 121 44 44 32 22 25 46 135 42 39 10.3 135 モーリンナス (2) 11 456,6 78.3 136 137 19 60 55 18 13 47 15 10 10 10 12 13 モーリンナス (3) 112 44.9 48.2 1.300 138 142 43 48 14 13 29 40 40 17 10 2.3 32 アグナク 76 51.0 52.5 550 116 117 49 49 20 16 22 41 15 24 41 43 43 43 アグナク 76 51.0 52.5 550 116 117 49 49 20 16 22 41 15 24 41 43 43 43 43 アグナク 77 78 42 42 42 43 43 41 41 43 43 43 43	東アフリカ	81	50.2 / 52.0						107	25	20	
正子柱ピア	ブルンジ	99	48.3 / 51.1	1,100	108 / 98	84 / 92	16 / 12	33 / 48	55	20	9	1.6 / 2.4
マニア 64 53.1/553 560 107/104 81/85 52/49 22/30 104 39 32 で	エリトリア	55	55.8 / 60.4	450	69 / 56	77 / 70	39 / 23		72	8	5	1.0 / 1.5
マグガカかル 66 57.8/61.5 510 142/137 35.37 24.23 23.35 133 27 17 0.2/01.1 マラウイ 88 45.1/48.4 1,100 17.1/21 41.74.4 22.27 25.46 135 42 39 0.3/13.5 42.0 1.0 17.1 41.7 41.4 22.27 25.46 135 42 39 0.3/13.5 42.0 1.0 17.1 41.7 41.4 22.27 25.46 135 42 39 0.3/13.5 42.0 17.1 42.4 1.0 49	エチオピア	86	51.8 / 54.4	720	97 / 85	64 / 65	37 / 24	50 / 77	94	15	14	1.6 / 2.4
マラウイ 88 481/484 1,100 111/121 44/44 32/27 25/48 138 42 39 10.3/13.5 モーリシャズ (2) 14 68.6/76.3 15 102/102 89/100 89/88 12/19 41 76 41 24/10. モーリシャズ (2) 14 68.6/76.3 15 102/102 89/100 89/88 12/19 41 76 6 41 24/10. オサンピーク 95 41.9/42.5 520 113/197 60/55 18/13 45/75 149 17 12 10.1/14/39 ルルング 112 44.9/482 1,300 138/142 43/49 14/13 29/40 40 17 10 23/3/32 ソマリア 115 47.1/49.6 1,400	ケニア	64	53.1 / 55.3	560	107 / 104	81 / 85	52 / 49	22 / 30	104	39	32	
モーリシャズ(2) 14 686/763 15 102/102 98/103 89/88 12/19 41 76 41 76 41 24/101 41 77 12 101/143 149/425 150 113/97 80/55 18/13 45/75 149 17 12 101/143 17/02 112 449/482 1.300 113/147 49/49 14/13 29/40 40 17 10 2.3/32 17 17 17 15 15/63.7 150 113/147 49/49 20/16 22/41 152 24 18 43/6.6 29/サニア 71 515/63.7 550 113/111 85/89 7/8 22/38 121 26 20 50/76 25/76	マダガスカル	65	57.8 / 61.5	510	142 / 137	35 / 37	24 / 23	23 / 35	133	27	17	0.2 / 0.1
### Pach	マラウイ	88	48.1 / 48.4	1,100	117 / 121	44 / 44	32 / 27	25 / 46	135	42	39	10.3 / 13.5
ルウンダ 112 44.9/48.2 1.300 138/142 43/49 14/13 29/40 40 17 10 02.3/32 27/1777 115 44.71/48 14.00 158/178 28/49 20/16 22/41 666 15 1 0.870.3 66 25/47 27/47 151.5/53.7 980 116/117 49/49 20/16 22/43 121 28 2 20 5.0/7.6 グンピア 171 51.5/53.7 980 118/116 89/89 7/6 22/48 121 28 2 20 5.0/7.6 グンピア 171 51.5/53.7 980 118/116 89/89 7/6 22/48 121 28 2 20 5.0/7.6 グンピア 171 51.6/53.7 980 118/116 89/89 7/6 22/48 121 28 2 20 5.0/7.6 グンピア 172 51 42/42 8 80 102/101 68/71 39/14 7/14 59 60 58 122/18.7 44.771 4 59 60 58 122/18.7 44.7 4 59 60 58 122/18.7 4 59 60 58 122/18.7 4 59 60 58 60 5	モーリシャス (2)	14	69.6 / 76.3	15	102 / 102	98 / 100	89 / 88	12 / 19	41	76	41	2.4 / 1.0
マグロア 115 47.1/496 1.400	モザンビーク	95	41.9 / 42.5	520	113 / 97	60 / 55	18 / 13	45 / 75	149	17	12	10.1 / 14.9
ウガンダ 76 51.0/52.5 550 116/117 49/49 20/16 22/41 152 24 18 4.3/6.6 タンザニア 71 51.5/53.7 950 113/111 85/89 7/6 22/38 121 26 20 5.0/7.6 ザンドプエ 92 42.2/42.5 830 118/116 92/87 33/27 24/40 125 34 23 12.4/18.0 サンドプエ 57 44.2/42.8 830 102/101 68/71 39/14 7.46 138 6 5 12.18/18 中央アフリカ(3) 111 46.0/48.4 1.400 69/59 19/16 17/46 138 6 5 1.27/25 カメルーン 87 50.1/510 1,000 117/798 68/64 27/21 23/40 118 26 13 3.96 3 36/63 中央アリカ共和国 49 43/14 1,000 68/54 29/16 13/46 115 19 4 48/42 コ	ルワンダ	112	44.9 / 48.2	1,300	138 / 142	43 / 49	14 / 13	29 / 40	40	17	10	2.3 / 3.2
タンザニア 71 51.5/53.7 950 113/111 85/89 7/6 22/38 121 26 20 5.07/6 ザンビア 92 42.2/42.5 830 118/116 92/87 33/27 24/40 125 34 23 12.4/18.0 ジンバブエ 57 44.2/42.8 880 102/101 68/71 39/14 7/14 59 60 58 12.2/18.7 サンゴラ 131 41.4/444 1.400 69/59 19/16 17/46 138 6 5 1.7/25 カメルーン 87 50.1/51.0 1.000 117/98 64/64 27/21 23/40 118 26 13 3.9/63 サンド 119 49.4/51.2 1.500 90/61 34/35 5 164 3 2 2.8/63 サンゴ (共和国) 103 69.4/51.2 1.100 68/64 2.9/16 19/46 222 21 6 サンゴ (共和国) 103 69.4/51.2 1.3/16	ソマリア	115	47.1 / 49.6	1,400					66	15	1	0.8 / 0.3
ザンピア 92 42.2/4.5 830 118/116 92/87 33/27 24/40 125 34 23 12.4/18.0 ジンパブエ 57 44.2/4.28 880 102/101 68/71 39/14 7/14 59 60 58 12.2/18.7 中央アフリカ(3) 111 460/48.4 ***********************************	ウガンダ	76	51.0 / 52.5	550	116 / 117	49 / 49	20 / 16	22 / 41	152	24	18	4.3 / 6.6
ジンパブエ 57 44.2/42.8 880 102/101 68/71 39/14 7/14 59 60 58 12.2/18.7 中央アフリカ(3) 111 46.0/48.4 1.400 69/59 19/16 17/46 138 6 5 1.7/2.5 カメルーン 87 50.1/51.0 1,000 117/98 64/64 27/21 23/40 118 6 5 1.7/2.5 カメルーン 87 50.1/51.0 1,000 117/98 64/64 27/21 23/40 118 6 5 1.7/2.5 カメルーン 119 49.4/51.2 1,500 90/61 34/32 23/8 59/87 164 3 2 2.8/42 コンゴ (共和国) (4) 113 45.3/47.9 1,100 68/54 2 28/16 19/46 222 21 6 コンゴ (共和国) (4) 113 45.5/47.0 113/102 65/67 47/39 10/21 115 44 3 2.8/42 コンゴ (共和国) 3 66.7/	タンザニア	71	51.5 / 53.7	950	113 / 111	85 / 89	7 / 6	22 / 38	121	26	20	5.0 / 7.6
中央アフリカ (3) 111 46.0 / 48.4 1.400 69 / 59 19 / 16 17 / 46 138 6 5 1.7 / 2.5 カメルーン 87 50.1 / 51.0 1.000 117 / 98 64 / 64 27 / 21 23 / 40 118 26 13 3.9 / 6.3 中央アフリカ共和国 96 43.4 / 46.1 980 72 / 49 53 / 45 35 / 66 115 19 9 4.6 / 8.0 ヤチアブリカ共和国 96 43.4 / 46.1 980 72 / 49 53 / 45 35 / 66 115 19 9 4.6 / 8.0 ヤチアブリカ共和国 96 43.4 / 46.1 980 72 / 49 53 / 45 35 / 66 115 19 9 4.6 / 8.0 ヤチアブリカ共和国 96 43.4 / 46.1 980 72 / 49 53 / 45 35 / 66 115 19 9 4.6 / 8.0 ヤチアブリカ共和国 70 54.1 / 56.6 740 113 / 102 65 / 67 47 / 39 10 / 21 115 44 13 2.8 / 42 ガボン 53 56.7 / 57.3 520 153 / 152 68 / 71 53 / 46 12 / 21 82 33 12 4.8 / 7.1 ボアブリカ (5) 38 66.9 / 70.9 114 / 106 95 / 96 80 / 80 80 / 80 80 / 97 61 52 0.1 / 0.1 リビア 18 71.8 / 77.0 97 113 / 108 96 / 97 91 / 83 33 / 56 57 <0.1 / 0.1 リビア 18 71.8 / 77.0 97 113 / 108 86 / 10 7 / 24 3 45 26 モロッコ 30 69 1 / 73.6 240 112 / 100 82 / 79 53 / 45 34 / 60 19 63 55 0.2 / 0.1 エージント 64 57 / 2 / 60 / 2 450 71 / 61 78 / 79 35 / 33 29 / 48 57 8 6 1.1 / 1.7 チュニシア 19 72 0 / 70.2 100 110 / 107 97 / 97 81 / 89 17 / 35 7 63 53 0.1 / <0.1 ボアソフナ 46 48.5 / 49.1 18 / 70.1	ザンビア	92	42.2 / 42.5	830	118 / 116	92 / 87	33 / 27	24 / 40	125	34	23	12.4 / 18.0
アンゴラ 131 41.4/444 1.400 69/59 19/16 17/46 138 6 5 1.7/25 カメルーン 87 50.1/51.0 1,000 117/98 64/64 27/21 23/40 118 26 13 3.9/63 中央アフリカ共和国 96 43.4/46.1 800 72/49 53/45 35/66 115 19 9 46/68.0 チャド 119 49.4/51.2 1,500 90/61 34/32 23/8 59/87 164 3 2 2.8/42 コンゴ (民主共和国)(4) 113 45.3/47.9 1,100 68/54 28/16 19/46 222 21 16 コンゴ (民主共和国)(4) 113 45.3/47.9 1,100 68/54 28/16 19/46 222 21 16 コンゴ (民主共和国)(4) 113 45.3/47.9 1,100 68/54 28/16 19/46 222 21 16 コンゴ (民主共和国)(4) 113 45.3/47.9 1,100 68/54 28/16 19/46 222 21 16 コンゴ (民主共和国)(4) 113 45.3/47.9 1,100 68/54 28/15 28/71 19/46 222 21 16 コンゴ (民主共和国)(4) 113 45.3/47.9 1,100 65/67 47/39 10/21 115 44 13 2.8/42 13 12 12 14 12 12 12 12 12 12 13 12 13 14 12 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14	ジンバブエ	57	44.2 / 42.8	880	102 / 101	68 / 71	39 / 14	7 / 14	59	60	58	12.2 / 18.7
カメルーン 87 50.1/51.0 1,000 117/98 64/64 27/21 23/40 118 26 13 3.9/63 中央アフリカ共和国 96 43.4/46.1 980 72/49 53/45 35/66 115 19 9 4.6/8.0 チャド 119 49.4/51.2 1,500 90/61 34/32 23/8 59/87 164 3 2 2.8/42 コンゴ (長圭拜和国)(4) 113 45.3/47.9 1,100 68/54 20/87 17/98 10/21 115 44 3 2.8/42 コンゴ (長和国) 70 54.1/56.6 740 113/102 65/67.67 47/39 10/21 115 44 13 2.8/42 ガボン 53 56.7/57.8 70.0 153/152 68/710 71/31 10/21 115 44 13 2.8/42 ガボン 33 66.9/70.9 153/152 68/71 57/85 10/21 18 3 1 4 4 2 2.8/42 ガボン 30 71.0/73 18 114/106 95/96 80/86	中央アフリカ (3)	111	46.0 / 48.4						178	20	6	
中央アフリカ共和国 96 43.4 / 46.1 980 72 / 49 53 / 45 35 / 66 115 19 9 4.6 / 8.0 チャド 119 49.4 / 51.2 1.500 90 / 61 34 / 32 23 / 8 59 / 87 164 3 2 2.8 / 4.2 コンゴ (民主共和国) (4) 113 45.3 / 47.9 1,100 68 / 54 28 / 16 19 / 46 222 21 6 コンゴ (民主共和国) (4) 113 45.3 / 47.9 1,100 68 / 54 28 / 16 19 / 46 222 21 6 コンゴ (共和国) 70 54.1 / 56.6 740 113 / 102 65 / 67 47 / 39 10 / 21 115 44 13 2.8 / 4.2 ガボン 53 56.7 / 57.3 520 153 / 152 68 / 71 53 / 46 12 / 21 82 33 12 4.8 / 7.1 まプリカ (5) 38 66.9 / 70.9	アンゴラ	131	41.4 / 44.4	1,400	69 / 59		19 / 16	17 / 46	138	6	5	1.7 / 2.5
デャド 119 48.4/51.2 1,500 99/61 34/32 23/8 59/87 164 3 2 2.8/4.2 コンゴ (民主共和国) (4) 113 45.3/47.9 1,100 68/54 28/16 19/46 222 21 6 コンゴ (民主共和国) (4) 113 45.3/47.9 1,100 68/54 28/16 19/46 222 21 6 コンゴ (共和国) 70 54.1/56.6 740 113/102 65/67 47/39 10/21 115 44 13 2.8/4.2 ガボン 53 56.7/57.3 520 153/152 68/71 53/46 12/21 82 33 12 4.8/7.1 まプリカ(5) 38 66.9/70.9	カメルーン	87	50.1 / 51.0	1,000	117 / 98	64 / 64	27 / 21	23 / 40	118	26	13	3.9 / 6.3
コンゴ(民主共和国)(4) 113 453/47.9 1,100 68/54 28/16 19/46 222 21 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	中央アフリカ共和国	96	43.4 / 46.1	980	72 / 49	53 / 45		35 / 66	115	19	9	4.6 / 8.0
コンゴ (共和国) 70 54.1/56.6 740 113/102 65/67 47/39 10/21 115 44 13 2.8/4.2 がボン 53 56.7/57.3 520 153/152 68/71 53/46 12/21 82 33 12 4.8/7.1 まプリカ(5) 38 66.9/70.9	チャド	119	49.4 / 51.2	1,500	90 / 61	34 / 32	23 / 8	59 / 87	164	3	2	2.8 / 4.2
がボン 53 56.7/57.3 520 153/152 68/71 53/46 12/21 82 33 12 4.8/7.1 まアフリカ (5) 38 66.9/70.9	コンゴ(民主共和国)(4)	113	45.3 / 47.9	1,100	68 / 54		28 / 16	19 / 46	222	21	6	
***プログラ (5) 38 66.9 / 70.9	コンゴ(共和国)	70	54.1 / 56.6	740	113 / 102	65 / 67	47 / 39	10 / 21	115	44	13	2.8 / 4.2
アルジェリア 30 71.0/73.9 180 114/106 95/96 80/86 20/40 7 61 52 0.1/0.1 エジプト 29 69.3/73.8 130 108/102 96/97 91/85 33/56 39 59 57 <0.1/< 0.1 リビア 18 71.8/77.0 97 113/108 86/101 7/24 3 45 26 モロッコ 30 69.1/73.6 240 112/100 82/79 53/45 34/60 19 63 55 0.2/0.1 スーダン 64 57.2/60.2 450 71/61 78/79 35/33 29/48 57 8 6 1.1/1.7 チュニジア 19 72.0/76.2 100 110/107 97/97 81/89 17/35 7 63 53 0.1/<0.1 南アフリカ 46 48.5/49.1	ガボン	53	56.7 / 57.3	520	153 / 152	68 / 71	53 / 46	12 / 21	82	33	12	4.8 / 7.1
エジプト 29 69.3 / 73.8 130 108 / 102 96 / 97 91 / 85 33 / 56 39 59 57 <0.1 / < 0.1 / < 0.1 リビア 18 71.8 / 77.0 97 113 / 108 86 / 101 7 / 24 3 45 26 ゼロッコ 30 69.1 / 73.6 240 112 / 100 82 / 79 53 / 45 34 / 60 19 63 55 0.2 / 0.1 / スーダン 64 57.2 / 60.2 450 71 / 61 78 / 79 35 / 33 29 / 48 57 8 6 1.1 / 1.7 チュニジア 19 72.0 / 76.2 100 110 / 107 97 / 97 81 / 89 17 / 35 7 63 53 0.1 / < 0.1 ★ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	北アフリカ (5)	38	66.9 / 70.9						31	51	46	
リビア 18 71.8 / 77.0 97 113 / 108 86 / 101 7 / 24 3 45 26 日	アルジェリア	30	71.0 / 73.9	180	114 / 106	95 / 96	80 / 86	20 / 40	7	61	52	0.1 / 0.1
モロッコ 30 69.1/73.6 240 112/100 82/79 53/45 34/60 19 63 55 0.2/0.1 スーダン 64 57.2/60.2 450 71/61 78/79 35/33 29/48 57 8 6 1.1/1.7 チュニジア 19 72.0/76.2 100 110/107 97/97 81/89 17/35 7 63 53 0.1/<0.1 南アフリカ 46 48.5/49.1	エジプト	29	69.3 / 73.8	130	108 / 102	96 / 97	91 / 85	33 / 56	39	59	57	<0.1 /< 0.1
スーダン 64 57.2/60.2 450 71/61 78/79 35/33 29/48 57 8 6 1.1/1.7 チュニジア 19 72.0/76.2 100 110/107 97/97 81/89 17/35 7 63 53 0.1/<0.1 南アフリカ 46 48.5/49.1	リビア	18	71.8 / 77.0	97	113 / 108		86 / 101	7 / 24	3	45	26	
チュニジア 19 72.0 / 76.2 100 110 / 107 97 / 97 81 / 89 17 / 35 7 63 53 0.1 / <0.1 南アフリカ 46 48.5 / 49.1 ・ 108 / 106 80 / 85 75 / 78 20 / 18 52 44 42 42 18.9 / 28.9 ボツワナ 46 50.3 / 50.3 380 108 / 106 80 / 85 75 / 78 20 / 18 52 44 42 18.9 / 28.9 レソト 64 42.9 / 42.2 960 115 / 114 68 / 80 33 / 42 26 / 10 74 37 35 19.4 / 27.1 ナミビア 41 52.2 / 52.6 210 107 / 107 84 / 90 53 / 61 13 / 16 59 44 43 42 12.2 / 18.6 南アフリカ共和国 45 48.8 / 49.6 400 108 / 103 82 / 83 92 / 98 16 / 19 61 60 60 60 14.5 / 21.8 エアブリカ (6) 105 49.7 / 51.2 124 13 8 ベナン 97 55.8 / 58.0 840 105 / 87 72 / 71 41 / 23 52 / 77 120 17 6 0.9 / 1.6 ブルキナファソ 104 50.8 / 53.9 700 66 / 54 72 / 74 17 / 12 71 / 85 126 14 9 1.5 / 1.7 コートジボワール 116 47.6 / 49.3 810 79 / 62 88 / 87 32 / 18 39 / 61 107 13 8 8 3.1 / 4.7	モロッコ	30		240	112 / 100	82 / 79	53 / 45	34 / 60	19	63	55	0.2 / 0.1
南アフリカ 46 48.5 / 49.1 58 58 ボツワナ 46 50.3 / 50.3 380 108 / 106 80 / 85 75 / 78 20 / 18 52 44 42 18.9 / 28.9 レント 64 42.9 / 42.2 960 115 / 114 68 / 80 33 / 42 26 / 10 74 37 35 19.4 / 27.1 ナミビア 41 52.2 / 52.6 210 107 / 107 84 / 90 53 / 61 13 / 16 59 44 43 12.2 / 18.6 南アフリカ共和国 45 48.8 / 49.6 400 108 / 103 82 / 83 92 / 98 16 / 19 61 60 60 14.5 / 21.8 スワジランド 70 39.6 / 39.1 390 110 / 102 81 / 87 47 / 47 19 / 22 33 46 46 20.2 / 32.1 西アフリカ (6) 105 49.7 / 51.2 124 13 8 ベナン 97 55.8 / 58.0 840 105 / 87 72 / 71 41 / 23 52 / 77 120 17 6 0.9 / 1.6 ブルキナファッツ 104 50.8 / 53.9 <	スーダン	64	57.2 / 60.2	450	71 / 61	78 / 79	35 / 33	29 / 48	57	8	6	1.1 / 1.7
ボツワナ 46 50.3 / 50.3 380 108 / 106 80 / 85 75 / 78 20 / 18 52 44 42 18.9 / 28.9 レソト 64 42.9 / 42.2 960 115 / 114 68 / 80 33 / 42 26 / 10 74 37 35 19.4 / 27.1 ナミビア 41 52.2 / 52.6 210 107 / 107 84 / 90 53 / 61 13 / 16 59 44 43 12.2 / 18.6 南アフリカ共和国 45 48.8 / 49.6 400 108 / 103 82 / 83 92 / 98 16 / 19 61 60 60 14.5 / 21.8 スワジランド 70 39.6 / 39.1 390 110 / 102 81 / 87 47 / 47 19 / 22 33 46 46 20.2 / 32.1 西アフリカ (6) 105 49.7 / 51.2 124 13 8	チュニジア	19	72.0 / 76.2	100	110 / 107	97 / 97	81 / 89	17 / 35	7	63	53	0.1 / <0.1
レソト 64 42.9 / 42.2 960 115 / 114 68 / 80 33 / 42 26 / 10 74 37 35 19.4 / 27.1 ナミビア 41 52.2 / 52.6 210 107 / 107 84 / 90 53 / 61 13 / 16 59 44 43 12.2 / 18.6 南アフリカ共和国 45 48.8 / 49.6 400 108 / 103 82 / 83 92 / 98 16 / 19 61 60 60 14.5 / 21.8 スワジランド 70 39.6 / 39.1 390 110 / 102 81 / 87 47 / 47 19 / 22 33 46 46 20.2 / 32.1 西アフリカ (6) 105 49.7 / 51.2 124 13 8 ベナン 97 55.8 / 58.0 840 105 / 87 72 / 71 41 / 23 52 / 77 120 17 6 0.9 / 1.6 ブルキナファソ 104 50.8 / 53.9 700 66 / 54 72 / 74 17 / 12 71 / 85 126 14 9 1.5 / 1.7 コートジボワール 116 47.6 / 49.3 810 79 / 62 88 / 87 32 / 18 39 / 61 107 13 8 3.1 / 4.7		46	48.5 / 49.1							58		
ナミビア 41 52.2 / 52.6 210 107 / 107 84 / 90 53 / 61 13 / 16 59 44 43 12.2 / 18.6 南アフリカ共和国 45 48.8 / 49.6 400 108 / 103 82 / 83 92 / 98 16 / 19 61 60 60 14.5 / 21.8 スワジランド 70 39.6 / 39.1 390 110 / 102 81 / 87 47 / 47 19 / 22 33 46 46 20.2 / 32.1 西アフリカ (6) 105 49.7 / 51.2 124 13 8 *** ベナン 97 55.8 / 58.0 840 105 / 87 72 / 71 41 / 23 52 / 77 120 17 6 0.9 / 1.6 ブルキナファソ 104 50.8 / 53.9 700 66 / 54 72 / 74 17 / 12 71 / 85 126 14 9 1.5 / 1.7 コートジボワール 116 47.6 / 49.3 810 79 / 62 88 / 87 32 / 18 39 / 61 107 13 8 3.1 / 4.7		46		380	108 / 106	80 / 85		20 / 18	52	44	42	18.9 / 28.9
南アフリカ共和国 45 48.8 / 49.6 400 108 / 103 82 / 83 92 / 98 16 / 19 61 60 60 14.5 / 21.8 スワジランド 70 39.6 / 39.1 390 110 / 102 81 / 87 47 / 47 19 / 22 33 46 46 20.2 / 32.1 西アフリカ (6) 105 49.7 / 51.2 124 13 8 ベナン 97 55.8 / 58.0 840 105 / 87 72 / 71 41 / 23 52 / 77 120 17 6 0.9 / 1.6 ブルキナファソ 104 50.8 / 53.9 700 66 / 54 72 / 74 17 / 12 71 / 85 126 14 9 1.5 / 1.7 コートジボワール 116 47.6 / 49.3 810 79 / 62 88 / 87 32 / 18 39 / 61 107 13 8 3.1 / 4.7		64							74	37		
スワジランド 70 39.6 / 39.1 390 110 / 102 81 / 87 47 / 47 19 / 22 33 46 46 20.2 / 32.1 西アフリカ (6) 105 49.7 / 51.2 124 13 8 ベナン 97 55.8 / 58.0 840 105 / 87 72 / 71 41 / 23 52 / 77 120 17 6 0.9 / 1.6 ブルキナファソ 104 50.8 / 53.9 700 66 / 54 72 / 74 17 / 12 71 / 85 126 14 9 1.5 / 1.7 コートジボワール 116 47.6 / 49.3 810 79 / 62 88 / 87 32 / 18 39 / 61 107 13 8 3.1 / 4.7	ナミビア											
西アフリカ (6) 105 49.7 / 51.2 124 13 8 ペナン 97 55.8 / 58.0 840 105 / 87 72 / 71 41 / 23 52 / 77 120 17 6 0.9 / 1.6 ブルキナファソ 104 50.8 / 53.9 700 66 / 54 72 / 74 17 / 12 71 / 85 126 14 9 1.5 / 1.7 コートジボワール 116 47.6 / 49.3 810 79 / 62 88 / 87 32 / 18 39 / 61 107 13 8 3.1 / 4.7	南アフリカ共和国											
ベナン 97 55.8 / 58.0 840 105 / 87 72 / 71 41 / 23 52 / 77 120 17 6 0.9 / 1.6 ブルキナファソ 104 50.8 / 53.9 700 66 / 54 72 / 74 17 / 12 71 / 85 126 14 9 1.5 / 1.7 コートジボワール 116 47.6 / 49.3 810 79 / 62 88 / 87 32 / 18 39 / 61 107 13 8 3.1 / 4.7				390	110 / 102	81 / 87	47 / 47	19 / 22				20.2 / 32.1
ブルキナファソ 104 50.8/53.9 700 66/54 72/74 17/12 71/85 126 14 9 1.5/1.7 コートジボワール 116 47.6/49.3 810 79/62 88/87 32/18 39/61 107 13 8 3.1/4.7												
コートジボワール 116 47.6 / 49.3 810 79 / 62 88 / 87 32 / 18 39 / 61 107 13 8 3.1 / 4.7	ベナン											
ガンビア 74 58.8 / 60.5 690 71 / 77 47 / 43 104 18 13 0.7 / 1.0						88 / 87		39 / 61				
	ガンビア	74	58.8 / 60.5	690	71 / 77		47 / 43		104	18	13	0.7 / 1.0

	死亡率の	死亡率の指標		教育の指標	リプロダクティブ・ヘルスの指標			の指標			
	乳児 死亡率 (出生千対)	平均寿命 (年) 男/女	妊産婦 死亡率 (出生10万対)	初等教育 就学率 (全体)(%) 男/女	初等教育 5年目まで とどまる 児童の割合 男/女	中等教育 就学率 (全体)(%) 男/女	15歳以上の 非識字率 (%) 男/女	15- 19歳の 少女 1000人 当たりの 出生数	避妊実行 何らか の方法	率(%) 近代的 避妊法	15-49歳の HIV感染率 (%) 男/女
ガーナ	56	59.7 / 60.6	560	98 / 97	62 / 65	52 / 46	34 / 50	55	17	14	1.6 / 2.3
ギニア	102	54.7 / 57.9	910	96 / 81	83 / 78	45 / 24	57 / 82	149	9	6	1.3 / 2.0
ギニアビサウ	112	45.1 / 48.1	1,100	84 / 56		23 / 13	29 / 52	189	10	6	1.5 / 2.2
リベリア	131	45.0 / 46.7	1,200	96 / 87		37 / 27	42 / 54	219	6	6	1.4 / 2.1
マリ	128	52.3 / 56.7	970	90 / 71	83 / 80	35 / 21	67 / 84	179	8	7	1.2 / 1.8
モーリタニア	63	62.5 / 66.2	820	99 / 104	59 / 56	27 / 23	40 / 57	85	8	5	1.2 / 0.5
ニジェール	109	58.0 / 56.2	1,800	58 / 43	58 / 54	14 / 9	91 / 91	196	11	5	1.1 / 0.5
ナイジェリア	109	46.5 / 47.4	1,100	105 / 87	71 / 75	36 / 29	22 / 40	126	13	8	2.5 / 3.8
セネガル	65	61.2 / 65.3	980	81 / 79	65 / 65	27 / 21	49 / 71	87	12	10	0.8 / 1.2
シエラレオネ	160	41.1 / 44.3	2,100	155 / 139		38 / 26	53 / 76	160	5	4	1.4 / 2.0
トーゴ	88	56.8 / 60.3	510	110 / 95	79 / 70	54 / 27	31 / 61	89	17	11	2.6 / 3.9
アジア	43	67.3 / 71.2						40	66	60	
東アジア (7)	22	72.2 / 76.4						8	85	83	
中国	23	71.4 / 74.9	45	112 / 111		75 / 76	5 / 13	8	87	86	0.1 / 0.1
朝鮮民主主義人民共和国	48	65.1 / 69.3	370					1	69	58	1.1 / 1.6
香港 (8)	4	79.5 / 85.2		97 / 92	99 / 100	85 / 85		5	84	76	
日本	3	79.1 / 86.2	6 ⁽⁹⁾	100 / 100		101 / 102		3	54	44	<0.1 /<0.1
モンゴル	39	64.0 / 70.1	46	99 / 102		84 / 95	2 / 2	45	66	61	0.1 / <0.1
韓国	4	75.1 / 82.3	14	107 / 103	99 / 100	100 / 95		4	81	67	0.1 / < 0.1
東南アジア	27	68.2 / 73.0						34	58	51	
カンボジア	62	57.6 / 62.1	540	127 / 118	61 / 64	43 / 34	15 / 36	42	40	27	1.2 / 0.5
インドネシア	26	68.8 / 72.8	420	116 / 112	83 / 86	64 / 64	6 / 13	40	58	58	0.3 / 0.1
ラオス	50	63.2 / 66.0	660	123 / 109	62 / 62	49 / 38	23 / 39	72	32	29	0.3 / 0.1
マレーシア	9	72.1 / 76.8	62	101 / 100	99 / 100	66 / 72	8 / 15	13	55	30	0.8 / 0.3
ミャンマー	65	59.3 / 65.4	380	114 / 115	71 / 72	49 / 49	6 / 14	16	37	33	0.8 / 0.6
フィリピン	23	69.6 / 74.1	230	110 / 109	70 / 78	79 / 88	8 / 6	47	51	36	<0.1 / <0.1
シンガポール	3	78.1 / 82.0	14				3 / 11	5	62	53	0.2 / 0.1
タイ	10	66.5 / 75.0	110	108 / 108		75 / 82	5 / 9	42	72	70	1.7 / 1.2
東ティモール	65	60.2 / 62.0	380	103 / 95		53 / 54		54	10	9	<0.1 / <0.1
ベトナム	19	72.5 / 76.4	150	92 / 88	87 / 87	76 / 75	6 / 13	18	76	60	0.8 / 0.3
南・中央アジア	57	63.2 / 66.3						63	53	45	
アフガニスタン	156	44.0 / 43.9	1,800	126 / 75		28 / 9	57 / 87	113	19	16	<0.1 / <0.1
バングラデシュ	51	63.4 / 65.3	570	101 / 105	63 / 67	43 / 45	46 / 59	125	58	47	<0.1 / <0.1
ブータン	44	64.3 / 67.8	440	103 / 101	91 / 95	51 / 46		37	31	31	0.1 / < 0.1
インド	54	63.3 / 66.6	450	116 / 113	73 / 73	59 / 49	27 / 52	62	56	49	0.4 / 0.3
イラン	30	69.5 / 72.8	140	104 / 132	88 / 88	83 / 78	16 / 30	20	74	56	0.3 / 0.1
ネパール	53	63.4 / 64.5	830	129 / 123	75 / 83	46 / 41	37 / 65	115	48	44	0.7 / 0.3
パキスタン	67	65.4 / 65.9	320	94 / 74	68 / 72	34 / 26	45 / 71	36	26	18	0.1 / 0.1
スリランカ	11	68.8 / 76.3	58	108 / 108		86 / 88	8 / 11	25	70	50	<0.1 / <0.1
西アジア	38	67.7 / 72.2						38	55	34	
イラク	79	58.4 / 62.1	300	109 / 90	87 / 73	54 / 36	16 / 36	37	50	33	
イスラエル	5	78.7 / 82.9	4	109 / 111	100 / 99	93 / 92		14	68	52	0.2 / 0.1
ヨルダン	19	70.9 / 74.6	62	96 / 98	97 / 96	88 / 90	5 / 15	25	56	41	
クウェート	8	76.1 / 79.9	4	97 / 96	95 / 97	87 / 91	19 / 26	13	52	39	
レバノン	22	69.9 / 74.3	150	96 / 93	88 / 94	78 / 85		25	58	34	0.2 / 0.1
パレスチナ自治区	17	71.9 / 75.1		82 / 3		91 / 97	3 / 12	79	50	39	

	死亡率の指標		教育の指標				リプロダクティブ・ヘルスの指標				
	乳児 死亡率 (出生千対)	平均寿命 (年) 男/女	妊産婦 死亡率 (出生10万対)	初等教育 就学率 (全体)(%) 男/女	初等教育 5年目まで とどまる 児童の割合 男/女	中等教育 就学率 (全体)(%) 男/女	15歳以上の 非識字率 (%) 男/女	15- 19歳の 少女 1000人 当たりの	避妊実行 何らか の方法		15-49歳の HIV感染率 (%) 男/女
								出生数			
オマーン	12	74.3 / 77.6	64	82 / 83	100 / 100	90 / 87	13 / 26	10	24	18	
サウジアラビア	19	71.0 / 75.4	18	103 / 100	100 / 93	98 / 90	12 / 24	28	32	29	
シリア	16	72.4 / 76.2	130	129 / 123	93 / 92	72 / 68	12 / 26	35	58	43	
トルコ (10)	27	69.5 / 74.4	44	96 / 92	89 / 90	86 / 71	5 / 20	38	71	43	
アラブ首長国連邦	8	77.2 / 81.5	37	104 / 103	98 / 100	89 / 91	11 / 12	18	28	24	
イエメン	58	61.3 / 64.6	430	100 / 74	67 / 65	61 / 30	27 / 65	71	23	13	
アラブ諸国(11) 	44.0	66.7 / 70.3	495	103 / 92	88 / 86	71 / 65	24 / 45	36	39	31	0.5 / <0.1
ヨーロッパ	8	70.6 / 78.9						18	68	53	
東ヨーロッパ	13	63.0 / 74.5						26	68	45	
ブルガリア	12	69.6 / 76.8	11	101 / 100		108 / 104	1 / 2	40	42	26	
チェコ	4	73.4 / 79.6	4	100 / 100	100 / 100	96 / 97		11	72	63	<0.1 / <0.1
ハンガリー	7	69.4 / 77.5	6	98 / 96		96 / 95	1 / 1	19	77	68	0.1 / <0.1
ポーランド	7	71.5 / 79.8	8	98 / 97		100 / 99	7 / 7	13	49	19	0.1 / 0.1
ルーマニア	15	69.1 / 76.2	24	105 / 104		86 / 86	2 / 4	32	70	38	0.1 / 0.1
スロバキア	7	70.9 / 78.6	6	101 / 99		94 / 95		20	74	41	
北ヨーロッパ (12)	5	76.5 / 81.5						19	77	72	
デンマーク	4	76.1 / 80.7	3	99 / 99	93 / 93	122 / 126		6	78	72	0.3 / 0.1
エストニア	7	66.0 / 76.9	25	100 / 98	97 / 97	99 / 101	0 / 0	21	70	56	2.0 / 0.6
フィンランド	4	76.3 / 82.5	7	98 / 98	99 / 100	109 / 114		9	77	75	0.1 / <0.1
アイルランド	5	76.5 / 81.4	1	104 / 103	97 / 100	108 / 116		16	89		0.3 / 0.1
ラトビア	10	67.5 / 77.8	10	96 / 93		98 / 99	0 / 0	14	48	39	1.2 / 0.4
リトアニア	8	67.6 / 78.4	11	95 / 94		99 / 99	0 / 0	19	47	31	0.2 / 0.1
ノルウェー	3	77.9 / 82.6	7	98 / 98	100 / 100	113 / 113		8	74	69	0.2 / 0.1
スウェーデン	3	78.8 / 83.1	3	96 / 95		104 / 103		5	75	65	0.1 / 0.1
英国	5	77.2 / 81.7	8	107 / 107		104 / 106		24	84	82	0.3 / 0.1
南ヨーロッパ (13)	6	76.5 / 82.4						11	62	45	
アルバニア	19	73.6 / 79.9	92	106 / 105		78 / 75	1 / 2	16	75	8	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	12	72.2 / 77.5	3				1 / 6	20	36	11	
クロアチア	6	72.4 / 79.2	7	99 / 99		90 / 93	1/3	13			
ギリシャ	7	77.2 / 81.9	3	102 / 102	97 / 100	104 / 102	2/6	9	76	42	0.2 / 0.1
イタリア	5	77.6 / 83.5	3	104 / 103	99 / 100	101 / 100	1 / 2	6	60	39	0.6 / 0.2
マケドニア (旧ユーゴスラビア)	15	71.9 / 76.7	10	98 / 98		85 / 83	2/6	21	14	10	
モンテネグロ	22	72.4 / 76.8						17	39	17	
ポルトガル	5	75.1 / 81.3	11	118 / 112		94 / 102	0 / 1	14	67	63	0.7 / 0.3
セルビア	12	71.8 / 76.4	14 (14)	97 / 97 (14)		87 / 89	1 / 6 ⁽¹⁴⁾	25	41	19	0.2 / 0.1
スロベニア	5	74.2 / 81.6	6	101 / 100		96 / 95	0/0	7	74	59	= / 9.1
スペイン	4	77.7 / 84.3	4	106 / 104	100 / 100			9	66	62	0.8 / 0.2
西ヨーロッパ (15)	4	77.0 / 82.9		100 / 104	100 / 100	1107122	2/7	8	70	67	0.0 / 0.2
オーストリア	4	77.0 / 82.7	4	102 / 101		104 / 100		12	51	47	0.3 / 0.1
ベルギー	4	76.5 / 82.4	8	102 / 101	96 / 97	112 / 108		7	78	74	0.3 / 0.1
フランス	4	77.2 / 84.2	8	110 / 109	98 / 98	114 / 114		7	70	74	0.5 / 0.1
ドイツ		76.6 / 82.2	4	107 109	30 / 30				70	66	
	4				00 / 100	102 / 100		9			0.2 / 0.1
オランダ	5	77.6 / 81.9	6	108 / 105	99 / 100	119 / 117		5	67	65	0.3 / 0.1
スイス	4	79.1 / 84.2	5	98 / 97		95 / 90		4	82	78	0.7 / 0.5
ラテンアメリカ・カリブ海地域	21	70.2 / 76.7						76	72	64	
カリブ海(16)	28	69.0 / 74.3	45	100 / 105	00.433	00.40:	0.10	64	59	55	0.4.12.1
キューバ	5	76.3 / 80.5	45	102 / 100	96 / 98	93 / 94	0 / 0	47	73	72	0.1 / 0.1

	死亡率の打	指標		教育の指標				リプロ:	ダクティ	ブ・ヘルス	の指標
	乳児 死亡率	平均寿命 (年)	妊産婦 死亡率	初等教育 就学率	初等教育 5年目まで	中等教育就学率	15歳以上の 非識字率	15- 19歳の	避妊実行	率 (%)	15-49歳の HIV感染率
	(出生千対)	男/女	(出生10万対)	紀子学 (全体)(%) 男/女	5年日まで とどまる 児童の割合 男/女	34字本 (全体)(%) 男/女	#職子學 (%) 男/女	少女 1000人 当たりの 出生数	何らか の方法	近代的避妊法	(%) 男/女
ドミニカ共和国	29	69.4 / 75.6	150	101 / 96	66 / 71	63 / 75	13 / 13	108	61	60	1.0 / 1.1
ハイチ	48	59.2 / 63.0	670				43 / 40	46	32	25	2.1 / 2.3
ジャマイカ	13	70.0 / 75.3	170	95 / 95	88 / 93	86 / 89	26 / 14	78	69	66	2.3 / 0.9
プエルトリコ	7	74.9 / 82.8	18				4 / 8	47	84	72	
トリニダード・トバゴ	12	68.0 / 71.9	45	96 / 94	90 / 92	75 / 78	1 / 2	35	38	33	1.2 / 1.8
中央アメリカ	19	72.5 / 77.8						74	69	64	
コスタリカ	10	76.5 / 81.3	30	112 / 111	93 / 95	83 / 89	5 / 5	71	80	71	0.5 / 0.2
エルサルバドル	21	68.9 / 75.0	170	116 / 112	70 / 74	63 / 66		81	67	61	1.2 / 0.5
グアテマラ	29	66.9 / 73.9	290	118 / 109	70 / 68	56 / 51	25 / 37	107	43	34	1.1 / 0.4
ホンジュラス	28	67.0 / 73.8	280	119 / 118	81 / 87	66 / 86	20 / 20	93	65	56	0.9 / 0.4
メキシコ	16	73.9 / 78.7	60	114 / 111	94 / 95	86 / 88	8 / 10	65	71	67	0.4 / 0.2
ニカラグア	21	70.1 / 76.2	170	117 / 115	50 / 57	62 / 70	23 / 23	113	72	70	0.3 / 0.1
パナマ	18	73.1 / 78.3	130	113 / 110	87 / 89	67 / 73	7 / 9	83			1.4 / 0.6
南アメリカ(17)	21	69.6 / 76.5						78	74	66	
アルゼンチン	13	71.7 / 79.2	77	113 / 112	89 / 91	80 / 89	3/3	57	65		0.8 / 0.3
ボリビア	45	63.6 / 67.9	290	109 / 109	85 / 85	84 / 81	7 / 19	78	58	35	0.2 / 0.1
ブラジル	23	68.9 / 76.2	110	146 / 135		101 / 111	12 / 11	89	77	70	0.4 / 0.2
チリ	7	75.6 / 81.6	16	107 / 102	99 / 99	90 / 92	4 / 4	60	64		0.4 / 0.2
コロンビア	19	69.4 / 76.7	130	117 / 115	78 / 86	78 / 87	7 / 7	65	78	68	0.8 / 0.3
エクアドル	21	72.2 / 78.1	210	117 / 117	77 / 78	67 / 68	8 / 10	83	73	58	0.5 / 0.2
パラグアイ	32	69.8 / 74.0	150	113 / 110	86 / 90	66 / 67	6/8	72	73	61	0.8 / 0.3
ペルー	21	69.1 / 74.2	240	116 / 117	90 / 89	93 / 96	6 / 18	60	71	48	0.6 / 0.3
ウルグアイ	13	72.9 / 79.9	20	117 / 113	92 / 95	94 / 109	4/3	61	77	75	0.8 / 0.3
ベネズエラ	17	70.9 / 76.9	57	106 / 103	90 / 95	73 / 82	7 / 7	90	70	62	1.1 / 0.4
北アメリカ(18)	6	75.9 / 81.1						40	73	69	
カナダ	5	78.4 / 83.0	7	100 / 99		119 / 116		15	74		0.5 / 0.2
米国	6	75.7 / 80.9	11	98 / 99	96 / 98	94 / 94		42	73	68	0.9 / 0.3
オセアニア	26	72.8 / 78.0						27	58	52	
オーストラリア・ニュージーランド	4	78.9 / 83.4						16	72	66	
オーストラリア(19)	4	79.0 / 83.7	4	105 / 105		154 / 146		14	71		0.3 / < 0.1
メラネシア(20)	55	57.1 / 62.6						48	28	20	
ニュージーランド	5	78.3 / 82.2	9	102 / 102		117 / 123		23	74	71	0.1 / <0.1
パプアニューギニア	60	54.7 / 60.4	470	60 / 50			37 / 49	51	26	20	1.8 / 1.2
経済の転換期にある旧ソ連諸国(21)											
アルメニア	29	68.5 / 75.2	76	96 / 100		88 / 91	0 / 1	30	53	20	0.2 / 0.1
アゼルバイジャン	72	63.9 / 71.3	82	98 / 95		85 / 81	0 / 2	29	55	12	0.3 / 0.1
ベラルーシ	9	63.2 / 75.3	18	97 / 95		95 / 97	0 / 1	22	73	57	0.3 / 0.1
グルジア	39	67.1 / 74.8	66	94 / 97	86 / 90	83 / 86		30	47	27	0.2 / 0.1
カザフスタン	24	61.9 / 72.6	140	105 / 106		93 / 92	0 / 1	31	51	49	0.2 / 0.1
キルギス	53	62.1 / 70.0	150	97 / 96		86 / 87	1 / 2	31	48	45	0.2 / 0.1
モルドバ	16	65.2 / 72.5	22	97 / 96		87 / 91	0 / 1	32	68	44	0.6 / 0.2
ロシア	16	58.9 / 72.6	28	96 / 96		85 / 83	0 / 1	28	73	53	1.7 / 0.6
タジキスタン	59	64.2 / 69.5	170	103 / 98		90 / 75	0 / 1	28	38	33	0.4 / 0.1
トルクメニスタン	74	59.1 / 67.6	130				1 / 2	16	62	53	
ウクライナ	13	62.2 / 73.8	18	102 / 102		94 / 93	0 / 1	28	68	38	1.9 / 1.3
ウズベキスタン	55	64.1 / 70.5	24	97 / 94		103 / 102		34	65	59	0.1 / 0.1

	人口 (百万人) (2008)	推計人口 (百万人) (2050)	年平均 增加率 (%) (2005— 2010)	都市人口 の割合 (%) (2008)	都市 成長率 (%) (2005- 2010)	可耕地 1 ha 当たりの 人口	合計特殊 出生率 (2008)	専門者のいで産(%)	1 人当たり PPPによ るGNI (米ドル) (2006)	初等教育 に対する 支出(%) (1人当たり GDPに占 める割合)	公的 保健支出 (%) (GDPに 占める 割合)	外部からの人 口援助 (1,000米ドル)	5 歲未満 児死亡率 (出生千対、 2008) 男/女	1人当たり エネルギー 消 費量	改善され た水源の 利用 (%)
			_												
世界全体	6,749.7	9,191.3	1.2	50	2.0		2.54	66	9,209				73 / 72	1,796	83
先進工業地域(*)	1,226.3	1,245.2	0.3	75	0.5		1.60	100					9 / 8		
開発途上地域(+) 後発開発途上国(‡)	5,523.4	7,946.0	1.4	44	2.5		2.73 4.60	62 35	4.070				80 / 80	242	
アフリカ(1)	823.8 987.0	1,742.0 1,997.9	2.4	28 39	4.1 3.3		4.63	47	1,076			2,310,570 ⁽²²⁾	145 / 133 148 / 135	312	
東アフリカ	315.8	692.9	2.5	23	3.9		5.21	34				1,259,919	140 / 125		
ブルンジ	8.9	28.3	3.9	10	6.8	5.3	6.79	34	320	19.1	1.0	11,942	178 / 156		79
エリトリア	5.0	11.5	3.2	21	5.4	5.4	5.00	28	680	11.3	1.7	9,974	79 / 72		60
エチオピア	85.2	183.4	2.5	17	4.3	4.6	5.24	6	630	11.0	3.0	233,235	151 / 136	288	22
ケニア	38.6	84.8	2.7	22	4.0	4.6	4.92	42	1,470	23.6	2.1	169,437	111 / 95	484	61
ァー・ マダガスカル	20.2	44.5	2.7	29	3.8	3.8	4.72	51	870	8.4	2.0	13,038	110 / 99		46
マラウイ	14.3	31.9	2.6	19	5.2	3.6	5.55	54	690	13.5	8.7	76,443	134 / 125		73
モーリシャス (2)	1.3	1.4	0.8	42	0.9	1.1	1.86	99	10,640	11.8	2.2	794	18 / 14		100
モザンビーク	21.8	39.1	2.0	37	4.1	3.3	5.06	48	660	14.1	2.7	136,904	170 / 153	497	43
ルワンダ	10.0	22.6	2.8	18	4.2	5.6	5.86	28	730	11.3	4.1	67,329	199 / 173		74
ソマリア	9.0	21.1	2.9	37	4.2	4.1	6.00	33				8,854	196 / 186		29
ウガンダ	31.9	92.9	3.2	13	4.4	2.9	6.42	42	880	11.3	2.0	174,668	132 / 119		60
タンザニア	41.5	85.1	2.5	25	4.2	2.8	5.11	43	980		2.9	160,011	123 / 110	530	62
ザンビア	12.2	22.9	1.9	35	2.3	1.4	5.13	43	1,140	5.4	2.7	148,100	163 / 147	621	58
ジンバブエ	13.5	19.1	1.0	37	2.2	2.3	3.15	69			3.6	49,190	100 / 86	741	81
中央アフリカ (3)	122.5	312.7	2.8	42	4.3		5.99	55				164,835	200 / 178		
アンゴラ	17.5	44.6	2.8	57	4.4	3.2	6.40	45	3,890		1.5	30,640	243 / 215	615	53
カメルーン	18.9	33.1	2.0	57	3.5	1.2	4.27	63	2,060	10.3	1.5	19,445	150 / 136	392	66
中央アフリカ共和国	4.4	7.6	1.8	39	2.3	1.4	4.54	54	690	11.8	1.5	12,268	178 / 145		75
チャド	11.1	29.4	2.9	27	4.7	1.7	6.16	14	1,170	7.3	1.5	8,325	195 / 180		42
コンゴ(民主共和国)(4)	64.7	186.8	3.2	34	5.1	4.6	6.69	61	270		1.5	90,486	205 / 184	289	46
コンゴ(共和国)	3.8	7.6	2.1	61	2.7	2.4	4.44	86		4.0	0.9	1,429	112 / 89	332	58
ガボン	1.4	2.1	1.5	85	2.1	0.8	3.03	86	11,180		3.0	2,242	89 / 79	1,333	88
北アフリカ (5)	199.5	310.2	1.7	51	2.4		2.86	71				108,269 (23)	55 / 46		
アルジェリア	34.4	49.6	1.5	65	2.5	0.9	2.36	95	5,940	11.3	2.6	3,485	34 / 30	1,058	85
エジプト	76.8	121.2	1.8	43	1.8	6.9	2.87	74	4,940		2.3	38,679	37 / 29	841	98
リビア	6.3	9.7	2.0	78	2.2	0.1	2.69	100	11,630		2.2	536	20 / 19	3,218	
モロッコ	31.6	42.6	1.2	56	1.8	1.1	2.35	63	3,860	22.9	1.9	16,832	42 / 28	458	81
スーダン	39.4	73.0	2.2	43	4.3	1.1	4.17	49	1,780		1.4	43,513	110 / 96	499	70
チュニジア	10.4	13.2	1.1	67	1.7	0.5	1.91	90	6,490	24.1	2.4	5,224	23 / 21	843	93
南アフリカ	56.0	65.0	0.6	58	1.5		2.69	89				305,785	74 / 63		
ボツワナ	1.9	2.7	1.2	60	2.5	2.1	2.87	99	11,730	17.2	4.5	27,676	73 / 60	1,032	95
レソト	2.0	2.4	0.6	25	3.5	2.3	3.33	55	1,810	24.2	8.5	10,647	104 / 90		79
ナミビア	2.1	3.0	1.3	37	2.9	1.1	3.15	76	4,770	20.1	3.5	70,474	70 / 58	683	87
南アフリカ共和国	48.8	55.6	0.6	61	1.4	0.4	2.62	92	8,900	14.2	3.6	183,967	71 / 60	2,722	88
スワジランド	1.1	1.4	0.6	25	1.7	1.8	3.41	74	4,700	12.4	4.0	13,022	121 / 103		62
西アフリカ (6)	293.2	617.0	2.4	43	3.8		5.25	41				471,763	179 / 170		
ベナン	9.3	22.5	3.0	41	4.0	1.4	5.37	78	1,250	11.5	3.0	23,852	147 / 143	304	67
ブルキナファソ	15.2	37.5	2.9	20	5.0	2.6	5.96	54	1,130	34.7	4.0	30,648	183 / 176		61
コートジボワール	19.6	34.7	1.8	49	3.2	1.1	4.40	57	1,580		0.8	35,229	192 / 173	422	84
ガンビア	1.8	3.6	2.6	57	4.2	3.5	4.65	57	1,110	7.4	3.4	3,090	129 / 124		82

	人口 (百万人) (2008)	推計人口 (百万人) (2050)	年平均 増加率 (%) (2005- 2010)	都市人口 の割合 (%) (2008)	都市 成長率 (%) (2005- 2010)	可耕地 1 ha 当たりの 人口	合計特殊 出生率 (2008)	専門技能会いでの出(%)	1 人当たり PPPによ るGNI (米ドル) (2006)	初等教育に対する 支出(%) (1人当たり GDPに占める割合)	公的 保健支出 (%) (GDPに 占める 割合)	外部からの人 口援助 (1,000米ドル)	5 歲未満 児死亡率 (出生千対、 2008) 男/女	1人当たり エネルギー 消 費 量	改善され た水源の 利用 (%)
ガーナ	23.9	41.9	2.0	50	3.5	1.9	3.79	50	1,240	12.8	2.1	53,639	90 / 86	397	75
ギニア	9.6	22.7	2.2	34	3.5	3.9	5.39	38	1,130		0.7	13,184	163 / 144		50
ギニアビサウ	1.7	5.3	3.0	30	3.3	2.4	7.04	39	460		1.7	2,342	204 / 181		59
リベリア	3.9	12.5	4.5	60	5.7	3.7	6.75	51	260		4.4	7,069	212 / 194		61
マリ	12.7	34.2	3.0	32	4.8	1.9	6.46	41	1,000		2.9	31,466	206 / 189		50
モーリタニア	3.2	6.4	2.5	41	3.0	3.0	4.32	57	1,970	9.8	1.7	4,869	98 / 85		53
ニジェール	14.7	53.2	3.5	16	4.0	0.8	7.16	18	630	19.0	1.9	12,633	183 / 188		46
ナイジェリア	151.5	288.7	2.3	48	3.8	1.2	5.27	35	1,410		1.2	209,913	190 / 182	734	48
セネガル	12.7	25.3	2.5	42	3.1	3.3	4.63	52	1,560	18.7	1.7	25,804	120 / 108	258	76
シエラレオネ	6.0	13.5	2.0	38	2.9	4.9	6.44	43	610		1.9	8,437	290 / 264		57
トーゴ	6.8	14.1	2.7	42	4.3	1.3	4.74	62	770	6.7	1.4	9,587	134 / 116	320	52
アジア	4,075.4	5,265.9	1.1	41	2.5		2.33	65				929,713	56 / 61		
東アジア (7)	1,546.9	1,591.2	0.5	47	2.2		1.68	98				63,405 ^{(23,2}	23 / 32		
中国	1,336.3	1,408.8	0.6	43	2.7	5.4	1.73	98	4,660		1.8	57,521	24 / 34	1,316	77
朝鮮民主主義人民共和国	23.9	24.7	0.3	63	0.9	2.1	1.85	97			3.0	969	62 / 62	898	100
香港 (8)	7.3	9.0	1.0	100	1.0		0.96	100	39,200	14.9			5 / 4	2,653	
日本	127.9	102.5	0.0	66	0.2	8.0	1.27	100	32,840	22.6	6.7	(371,241)	5 / 4	4,152	100
モンゴル	2.7	3.4	1.0	57	1.2	0.5	1.86	99	2,810	14.3	3.3	4,764	57 / 49		62
韓国	48.4	42.3	0.3	81	0.6	1.7	1.20	100	22,990	18.6	3.1	151	5/5	4,426	92
東南アジア	579.9	766.6	1.3	47	3.0		2.31	70				355,904	39 / 30		
カンボジア	14.7	25.1	1.7	22	4.6	2.5	3.13	44	1,550	6.1	1.5	47,122	92 / 84		41
インドネシア	234.3	296.9	1.2	52	3.3	2.5	2.16	66	3,310	2.6	1.0	155,125	36 / 26	814	77
ラオス	6.0	9.3	1.7	31	5.6	4.0	3.15	19	1,740	8.6	0.7	9,882	69 / 62		51
マレーシア	27.0	39.6	1.7	70	3.0	0.5	2.57	100	12,160	18.6	1.9	381	12 / 10	2,389	99
ミャンマー	49.2	58.7	0.9	33	2.9	3.0	2.04	57		2.7	0.3	8,771	105 / 87	307	78
フィリピン	89.7	140.5	1.9	65	3.0	2.9	3.20	60	3,430	11.7	1.2	47,541	32 / 21	528	85
シンガポール	4.5	5.0	1.2	100	1.2	5.0	1.26	100	43,300		1.1		4 / 4	6,933	100
タイ	64.3	67.4	0.7	33	1.7	1.6	1.85	97	7,440	13.9	2.2	45,630	17 / 13	1,588	99
東ティモール	1.2	3.5	3.5	27	5.0	4.6	6.48	19	5,100		11.9	5,760	90 / 89		58
ベトナム	88.5	120.0	1.3	28	3.1	6.2	2.12	88	2,310		1.5	75,690	26 / 19	617	85
南・中央アジア	1,724.6	2,536.0	1.5	32	2.5		2.86	47				371,544	77 / 85		
アフガニスタン	28.2	79.4	3.9	24	5.4	2.0	7.03	14			1.0	45,621	232 / 237		39
バングラデシュ	161.3	254.1	1.7	27	3.5	9.3	2.81	20	1,230	7.0	0.8	87,072	68 / 67	158	74
ブータン	0.7	0.9	1.4	35	4.9	3.4	2.17	51	4,000		2.8	4,289	67 / 58		62
インド	1,186.2	1,658.3	1.5	29	2.4	3.4	2.78	47	2,460	11.1	1.0	141,359	73 / 83	491	86
イラン	72.2	100.2	1.4	69	2.1	0.9	2.02	97	9,800	9.7	4.4	3,503	35 / 34	2,352	94
ネパール	28.8	51.9	2.0	17	4.9	10.1	3.24	19	1,010	12.4	1.6	52,797	68 / 72	338	90
パキスタン	167.0	292.2	1.8	36	3.0	3.5	3.46	54	2,410	7.0	0.4	29,884	89 / 99	490	91
スリランカ	19.4	18.7	0.5	15	0.5	4.5	1.88	97	3,730		1.9	7,019	14 / 12	477	79
西アジア	224.0	372.0	1.8	66	2.2		2.97	79				138,861 ⁽²³⁾	52 / 44		
イラク	29.5	61.9	1.8	67	1.7	0.4	4.21	89			3.1	61,211	105 / 98		81
イスラエル	7.0	10.5	1.7	92	1.7	0.4	2.73		23,840	22.8	4.8		6/5	2,816	100
ヨルダン	6.1	10.1	3.0	78	3.1	2.0	3.08	100	4,820	14.0	4.8	3,007	23 / 19	1,311	97
クウェート	2.9	5.2	2.4	98	2.5	1.6	2.17	100		12.2	1.7		11/9	11,100	
レバノン	4.1	5.2	1.1	87	1.2	0.3	2.19	98	9,600	7.2	3.8	5,543	30 / 20	1,391	100
パレスチナ自治区	4.1	10.3	3.2	72	3.3	1.7	5.04	99				8,785	22 / 17		92

	人口 (百万人) (2008)	推計人口 (百万人) (2050)	年平均 增加率 (%) (2005— 2010)	都市人口 の割合 (%) (2008)	都市 成長率 (%) (2005- 2010)	可耕地 1 ha 当たりの 人口	合計特殊 出生率 (2008)	専門技のいで産(%)	1 人当たり PPPによ るGNI (米ドル) (2006)	初等教育 に対する 支出(%) (1人当たり GDPに占める割合)	公的 保健支出 (%) (GDPに 占める 割合)	外部からの人 口援助 (1,000米ドル)	5 歲未満 児死亡率 (出生千対、 2008) 男/女	1人当たり エネルギー 消費量	改善され た水源の 利用 (%)
オマーン	2.7	4.6	2.0	72	2.0	7.7	2.95	98		16.3	2.1	6	14 / 13	5,570	
サウジアラビア	25.3	45.0	2.2	82	2.5	0.4	3.30	96	22,300		2.6	317	26 / 17	6,068	
シリア	20.4	34.9	2.5	54	3.1	0.8	3.04	93	4,110	14.2	2.1	3,367	20 / 15	948	93
トルコ (10)	75.8	98.9	1.3	69	2.0	0.8	2.13	83	8,410	11.8	5.4	32,728	35 / 26	1,182	96
アラブ首長国連邦	4.5	8.5	2.9	78	2.9	0.6	2.28	100		7.1	1.9		9/9	11,436	100
イエメン	23.1	58.0	3.0	31	4.9	5.8	5.44	20	2,090		2.1	23,896	83 / 72	319	67
アラブ諸国(11)	337.3	586.3	2.0	56	2.5	2.7	3.3	71	5,978	11.2	2.3	228,124	62 / 53	1,646	84
ヨーロッパ	731.1	664.2	0.0	72	0.2		1.45	100					11 / 9		
東ヨーロッパ	293.6	221.7	-0.5	68	-0.4		1.29	100				5,826	19 / 14		
ブルガリア	7.6	4.9	-0.7	71	-0.3	0.1	1.31	99	10,270	19.0	4.7	323	16 / 12	2,592	99
チェコ	10.2	8.8	0.0	73	0.0	0.2	1.24	100	20,920	12.9	6.3		5 / 4	4,417	100
ハンガリー	10.0	8.5	-0.3	68	0.3	0.2	1.28	100	16,970	21.9	5.5		9/8	2,752	99
ポーランド	38.0	30.3	-0.2	61	-0.3	0.5	1.22	100	14,250	22.9	4.3	10	8/7	2,436	
ルーマニア	21.3	15.9	-0.5	54	-0.1	0.2	1.30	99	10,150		3.9	5,493	20 / 15	1,772	57
スロバキア	5.4	4.7	0.0	56	0.2	0.3	1.25	100	17,060	13.0	5.2		9/8	3,496	100
北ヨーロッパ (12)	97.6	108.2	0.4	84	0.5		1.78	99					6 / 6		
デンマーク	5.5	5.5	0.2	87	0.5	0.1	1.80		36,190	25.5	7.7	(103,910)	6/6	3,621	100
エストニア	1.3	1.1	-0.4	69	-0.3	0.2	1.49	100	18,090	20.1	3.8		11 / 8	3,786	100
フィンランド	5.3	5.4	0.3	63	8.0	0.1	1.83	100	33,170	18.7	5.8	(50,948)	5 / 4	6,664	100
アイルランド	4.4	6.2	1.8	61	2.3	0.3	1.96	100	34,730	13.9	6.5	(143,654)	6/6	3,676	
ラトビア	2.3	1.8	-0.5	68	-0.5	0.2	1.29	100	14,840	20.6	3.9		16 / 11	2,050	99
リトアニア	3.4	2.7	-0.5	67	-0.4	0.2	1.26	100	149,550	14.4	4.0		13 / 9	2,515	
ノルウェー	4.7	5.7	0.6	77	0.7	0.2	1.84		50,070	21.7	7.5	(114,775)	4 / 4	6,948	100
スウェーデン	9.2	10.5	0.5	85	0.5	0.1	1.80		34,310	24.0	7.5	(369,569)	4 / 4	5,782	100
英国	61.0	68.7	0.4	90	0.5	0.2	1.82	99	33,650	18.4	7.1	(863,793)	6/6	3,884	100
南ヨーロッパ(13)	152.1	146.3	0.3	67	0.7		1.43	99				13,324	8/7		
アルバニア	3.2	3.5	0.6	47	1.9	2.0	2.04	100	6,000	7.8	2.6	4,055	24 / 20	762	96
ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.9	3.2	0.1	47	1.4	0.1	1.23	100	6,780	00.0	5.2	3,861	15 / 13	1,268	97
クロアチア	4.6	3.7	-0.1	57	0.4	0.2	1.35	100	13,850	20.2	6.0	1,644	8/7	2,000	100
ギリシャ	11.2	10.8	0.2	61	0.6	0.4	1.33	00	30,870	16.1	4.3	(13,641)	8/8	2,790	
イタリア 	58.9	54.6	0.1	68	0.4	0.2	1.38	99	28,970	25.9	6.8	(3,904)	6/6	3,160	
モンテネグロ	2.0	0.6	-0.3	67 60	-0.8	0.3	1.42	98	7,850 8,930	23.8	5.5 6.2	3,659	17 / 16 25 / 23	1,346	
ポルトガル	10.7	10.0	0.4	59	1.4	0.7	1.46	100	19,960	24.4	7.4	1,392 (6,807)	7/7	2,575	
セルビア	9.9	9.6	0.4	52	0.5	0.7		99	9,320	44.4	5.8	5,829	14 / 13	۷,۵/۵	93 (14)
スロベニア	2.0	1.7	0.0	48	-0.6	0.4 14	1.28	100	23,970	30.0	6.2	3,023	6/6	3,657	
スペイン	44.6	46.4	0.8	77	1.0	0.1	1.42	100	28,200	18.6	5.9	(67,452)	6/5	3,346	100
西ヨーロッパ (15)	187.9	188.0	0.2	77	0.4	0.1	1.59	100	20,200	10.0	5.5	(07,432)	6/5	0,040	100
オーストリア	8.4	8.5	0.4	67	0.7	0.2	1.42	100	36,040	23.2	7.7	(7,959)	6/5	4,174	100
ベルギー	10.5	10.6	0.2	97	0.3	0.2	1.65	99	33,860	20.2	6.9	(75,677)	6/5	5,407	. 50
フランス	61.9	68.3	0.5	77	0.8	0.1	1.89	99	32,240	17.6	8.9	(250,720)	6/5	4,534	100
ドイツ	82.5	74.1	-0.1	74	0.1	0.1	1.36	100	32,680	16.6	8.2	(151,949)	5/5	4,180	100
・・・ オランダ	16.5	17.2	0.2	82	0.9	0.5	1.72	100	37,940	18.7	6.0	(546,801)	6/6	5,015	100
スイス	7.5	8.4	0.4	73	0.5	1.0	1.42	100	40,840	24.9	6.8	(36,540)	6/5	3,651	100
ラテンアメリカ・カリブ海地域	579.4	769.2	1.2	79	1.7		2.35	89				316,094	30 / 23		
カリブ海(16)	41.6	50.4	0.9	66	1.6		2.40	73				125,582	44 / 32		
キューバ	11.3	9.9	0.0	76	0.0	0.4	1.50	100		37.6	6.9	5,116	7/6	906	91
												*			

	人口 (百万人) (2008)	推計人口 (百万人) (2050)	年平均 增加率 (%) (2005— 2010)	都市人口 の割合 (%) (2008)	都市 成長率 (%) (2005- 2010)	可耕地 1 ha 当たりの 人口	合計特殊 出生率 (2008)	専門者のいで産(%)	1人当たり PPPによ るGNI (米ドル) (2006)	初等教育に対する 支出(%) (1人当たり GDPに占める割合)	公的 保健支出 (%) (GDPに 占める 割合)	外部からの人 口援助 (1,000米ドル)	5 歲未満 児死亡率 (出生千対、 2008) 男/女	1人当たり エネルギー 消 費量	改善され た水源の 利用 (%)
ドミニカ共和国	9.9	14.0	1.5	69	2.6	1.0	2.80	96	5,550	8.1	1.7	14,453	37 / 28	777	95
ハイチ	9.8	15.3	1.6	47	4.5	5.0	3.50	26	1,070		3.2	96,668	82 / 59	269	54
ジャマイカ	2.7	2.8	0.5	53	0.9	1.8	2.42	97	7,050	11.5	2.3	7,397	18 / 16	1,445	93
プエルトリコ	4.0	4.4	0.6	98	0.8	0.8	1.83	100					9/8		
トリニダード・トバゴ	1.3	1.3	0.4	13	2.9	0.8	1.64	98	16,800	15.7	2.4	1,948	20 / 15	9,599	91
中央アメリカ	149.6	202.0	1.3	71	1.8		2.44	83				83,595	27 / 21		
コスタリカ	4.5	6.4	1.5	63	2.3	1.4	2.08	94	9,220	17.0	5.4	1,581	13 / 10	883	97
エルサルバドル	7.0	10.0	1.4	61	1.9	2.2	2.66	69	5,610	9.2	3.8	9,241	32 / 26	694	84
グアテマラ	13.7	27.5	2.5	49	3.4	2.8	4.11	41	5,120	6.5	2.0	14,992	44 / 33	628	95
ホンジュラス	7.2	12.1	2.0	48	2.9	1.4	3.26	67	3,420		3.8	15,175	46 / 36	566	87
メキシコ	107.8	132.3	1.1	77	1.5	0.8	2.19	94	11,990	15.5	2.9	11,322	22 / 17	1,712	97
ニカラグア	5.7	8.2	1.3	57	1.8	0.4	2.72	67	2,720	8.8	4.1	29,598	28 / 22	611	79
パナマ	3.4	5.1	1.7	73	2.8	0.9	2.55	91	8,690	9.6	5.0	1,686	27 / 20	804	90
南アメリカ(17)	388.2	516.8	1.3	83	1.7		2.31	93				106,918	30 / 23		
アルゼンチン	39.9	51.4	1.0	92	1.2	0.1	2.24	99	11,670	10.9	4.5	5,602	17 / 13	1,644	96
ボリビア	9.7	14.9	1.8	66	2.5	1.2	3.46	67	3,810	16.2	4.3	16,779	64 / 55	578	85
ブラジル	194.2	254.1	1.3	86	1.8	0.4	2.23	97	8,700	10.8	3.5	17,509	32 / 24	1,122	90
チリ	16.8	20.7	1.0	88	1.3	1.0	1.93	100	11,300	12.8	2.8	2,964	10/8	1,815	95
コロンビア	46.7	61.9	1.3	74	1.7	2.3	2.21	96	6,130	19.5	6.2	8,307	29 / 22	636	93
エクアドル	13.5	18.0	1.1	66	2.1	1.2	2.56	80	6,810		2.1	11,128	29 / 21	799	94
パラグアイ	6.2	9.9	1.8	60	2.8	0.5	3.05	77	4,040	12.6	2.7	5,189	43 / 32	674	86
ペルー	28.2	39.0	1.2	71	1.3	1.8	2.49	73	6,490	6.7	2.1	35,370	30 / 26	506	83
ウルグアイ	3.4	3.6	0.3	92	0.4	0.2	2.11	100	9,940	6.5	3.4	538	17 / 14	875	100
ベネズエラ	28.1	42.0	1.7	93	2.0	0.6	2.53	95	10,970		2.1	3,534	24 / 19	2,293	83
北アメリカ(18)	342.1	445.3	1.0	82	1.3		2.00	100					8/8		
カナダ	33.2	42.8	0.9	80	1.0	0.0	1.52	100	36,280		6.8	(300,868)	6/6	8,417	100
米国	308.8	402.4	1.0	82	1.3	0.0	2.05	100	44,070	21.5	7.2	(2,535,693)	8/8	7,893	100
オセアニア	34.7	48.7	1.2	71	1.3		2.29	76	,,,,,,			52,325	37 / 32	,,,,,,	
オーストラリア・ニュージーランド	25.2	33.3	1.0	88	1.2		1.82	100					6/5		
オーストラリア(19)	21.0	28.0	1.0	89	1.2	0.0	1.79	100	33,940	16.4	5.9	(95,463)	6/5	5,978	100
メラネシア(20)	8.3	13.8	1.9	19	2.0		3.59	46	,			,,,,,,,	81 / 69	.,.	
ニュージーランド	4.2	5.2	0.9	87	1.0	0.1	1.99	95	25,750	19.4	6.9	(17,663)	6/6	4,090	
パプアニューギニア	6.5	11.2	2.0	12	1.9	5.1	3.74	38	1,630		3.6	52,325	90 / 76	,	39
経済の転換期にある旧ソ連諸国(21)									,,,,,			105,294			
アルメニア	3.0	2.5	-0.2	64	-0.3	0.6	1.37	98	4,950		1.8	3,015	36 / 31	848	92
アゼルバイジャン	8.5	9.4	0.8	52	1.0	1.0	1.80	97	5,430	6.3	1.0	9,615	89 / 81	1,649	77
ベラルーシ	9.6	7.0	-0.6	73	0.0	0.2	1.20	100	9,700	14.1	5.0	3,830	14 / 10	2,720	100
グルジア	4.4	3.1	-0.8	53	-0.6	0.7	1.40	92	3,880		1.7	9,176	45 / 37	718	82
カザフスタン	15.5	17.3	0.7	58	1.2	0.1	2.29	100	8,700	10.0	2.5	9,324	33 / 23	3,462	86
キルギス	5.4	6.6	1.1	36	1.6	0.9	2.45	98	1,790	7.6	2.5	7,002	69 / 58	544	77
モルドバ	3.8	2.9	-0.9	42	-1.5	0.3	1.40	100	2,660	16.6	4.2	3,041	21 / 17	917	92
ロシア	141.8	107.8	-0.5	73	-0.6	0.1	1.34	100	12,740	. 5.0	3.2	4,725	24 / 18	4,517	97
タジキスタン	6.8	107.8	1.5	26	1.6	1.9	3.31	83	1,560	8.7	1.1	5,304	81 / 72	528	59
トルクメニスタン	5.0	6.8	1.3	49	2.2	0.6	2.48	100	1,000	5.7	3.2	622	104 / 84	3,381	72
ウクライナ	45.9	30.9	-0.8	68	-0.7	0.0	1.21	100	6,110	14.8	3.7	43,456	18 / 13	3,041	96
ウズベキスタン	27.8	38.4	1.4	37	1.6	1.3	2.46	100	2,190	14.0	2.4	6,186	71 / 60	1,798	82
7011022	27.0	30.4	1.4	3/	0.1	1.3	2.40	100	۷, ۱۵۵		2.4	0,100	/ 1 / 00	1,/30	02

人口の比較的少ない国・地域の指標

カイロ会議の目標の指標	死亡時の指標	Ę		教育の指標		リプロダ	クティブ・	ヘルスの指	西
	乳児 死亡率 (出生千対)	平均寿命 (年) 男/女	妊産婦 死亡率 (出生10万対)	初等教育就学率 (全体) % 男/女	中等教育就学率 (全体)% 男/女	15-19歳の 少女 1000人 当たりの 出生数	避妊実行 ^図 何らか の方法	图(%) 近代的 避妊法	15-49歳の HIV感染率 (%) 男/女
バハマ	13	70.9 / 76.6	16	98 / 98	91 / 91	53	62	60	4.4 / 1.6
バーレーン	11	74.4 / 77.6	32	120 / 119	100 / 104	17	62	31	
バルバドス	10	74.5 / 79.9	16	104 / 102	100 / 104	42	55	53	1.8 / 0.6
ベリーズ	16	73.3 / 79.3	52	125 / 121	77 / 81	79	56	53	1.6 / 2.5
ブルネイ	5	75.0 / 79.8	13	107 / 106	96 / 100	27			
カーボベルデ	24	68.4 / 74.6	210	108 / 103	75 / 86	83	61		
コモロ	48	63.2 / 67.6	400	91 / 80	40 / 30	49	26	19	0.1 / <0.1
キプロス	6	76.6 / 81.7	10	103 / 102	96 / 97	8			
ジブチ	84	53.8 / 56.2	650	49 / 40	27 / 18	23	18	17	2.4 / 3.7
赤道ギニア	91	50.6 / 53.0	680	125 / 119	41 / 23	123			2.8 / 4.1
フィジー	19	66.7 / 71.2	210	101 / 99	80 / 88	32			0.1 / 0.1
仏領ポリネシア	8	71.8 / 76.9				34			
グアドループ島	7	76.1 / 82.3				19			
グアム	9	73.3 / 78.0				52	67	58	
ガイアナ	42	64.3 / 70.0	470	125 / 124	106 / 104	63	35	34	2.0 / 3.0
アイスランド	3	80.3 / 83.3	4	98 / 97	108 / 111	15			0.3 / 0.1
ルクセンブルグ	4	75.8 / 81.7	12	102 / 103	94 / 98	10			0.3 / 0.1
モルジブ	33	67.7 / 69.7	120	118 / 114	76 / 84	23	39	34	<0.1 / <0.1
マルタ	6	77.4 / 81.4	8	101 / 99	99 / 100	13	86	46	0.1 / 0.1
マルチニーク	7	76.6 / 82.4				30			
ミクロネシア (25)	34	70.0 / 74.3		109 / 111	80 / 86	37	49	47	
オランダ領アンティル諸島	15	71.4 / 78.9		125 / 123	87 / 95	30			
ニューカレドニア	6	73.0 / 79.8				26			
ポリネシア(26)	16	70.7 / 75.8				28	43	37	
カタール	8	75.3 / 76.5	12	105 / 104	103 / 100	18	43	32	
レユニオン	13	72.4 / 80.6				33	67	64	
サモア	22	68.7 / 75.0		100 / 100	76 / 86	27			
ソロモン諸島	54	62.9 / 64.4	220	102 / 98	33 / 27	41			
スリナム	28	67.0 / 73.6	72	121 / 121	66 / 90	40	42	41	3.4 / 1.4
バヌアツ	28	68.4 / 72.3		110 / 106	43 / 37	44	39	28	

人口の比較的少ない国・地域の指標

人口・社会・経済指標	人口 (千人) (2008)	推計人口 (千人) (2050)	都市人口 の割合 (%) (2008)	都市 成長率 (%) (2005-2010)	可耕地 1 ha当たり 人口	合計特殊 出生率 (2008)	専門技能 者の立会 いの下で の出産 (%)	PPI GN (米	し当たり Pによる I ドル) 106)	5 歲未満児 死亡率 (出生千対) 男/女
バハマ	335	449	84	1.4	0.8		2.01	99		20 / 14
バーレーン	766	1,173	89	1.8	1.0		2.27	99		14 / 14
バルバドス	295	272	40	1.5	0.6		1.50	100		12 / 10
ベリーズ	294	487	52	3.1	0.8		2.90	91	7,080	22 / 17
ブルネイ	398	681	75	2.6	0.1		2.28	100 4	9,900	7 / 6
カーボベルデ	542	1,002	60	3.5	2.0		3.33	89	2,590	38 / 19
コモロ	860	1,715	28	2.7	4.3		4.24	62	1,140	70 / 53
キプロス	864	1,183	70	1.3	0.4		1.60	100 2	5,060	8 / 6
ジブチ	848	1,480	87	2.2			3.90	93	2,180	132 / 116
赤道ギニア	520	1,183	39	2.8	1.5		5.34	63 1	6,620	162 / 145
フィジー	844	910	52	1.6	1.1		2.73	99	4,450	24 / 24
仏領ポリネシア	266	357	52	1.3			2.25	100		10 / 10
グアドループ島	448	468	98	0.7	0.4		2.10	99		10 / 8
グアム	176	242	93	1.3			2.52	87		11 / 10
ガイアナ	736	477	28	-0.1	0.2		2.32	94	3,410	65 / 47
アイスランド	303	355	92	0.9	3.0		2.06	3	3,740	4 / 4
ルクセンブルグ	472	722	82	1.0	0.1		1.66	100 6	60,870	7 / 6
モルジブ	311	510	38	5.3	5.1		2.59	84	4,740	41 / 41
マルタ	408	428	94	0.7	0.5		1.36	100 2	.0,990	8 / 7
マルチニーク	400	350	98	0.3	0.6		1.91	100		8 / 8
ミクロネシア(25)	560	808	68	1.6			2.66	88	6,070	41 / 42
オランダ領アンティル諸島	194	186	93	1.6	0.1		1.86			20 / 13
ニューカレドニア	245	360	65	2.1	8.5		2.06	92		9 / 8
ポリネシア(26)	666	850	43	1.6			3.02	99		20 / 19
カタール	856	1,333	96	2.2	0.4		2.64	100		9 / 12
レユニオン	817	1,072	93	1.6	0.5		2.35			20 / 10
サモア	189	215	23	1.7			3.89	100	5,090	27 / 25
ソロモン諸島	507	955	18	4.1	4.4		3.82	43	1,850	72 / 71
スリナム	461	426	75	1.0	1.2		2.40	71	7,720	40 / 29
バヌアツ	232	454	25	4.1			3.70	92	3,480	38 / 28

指標の注

この白書で用いられている表示は、いずれ の国、地域または行政府の法的地位ならびに 境界の範囲に関する国連人口基金の見解を表 明するものではない。

1990年時点の人口が20万人以下の国と地域 のデータについては、この表では単独項目と しては掲げず、各地域の人口を示す数字の中 に含めた。

- (*) 先進工業地域(More developed regions)は、北アメリカ、日本、ヨーロ ッパ、オーストラリア、ニュージーラ ンドで構成されている。
- (+) 開発途上地域(Less developed regions) はアフリカ全域、ラテンアメリカ・カ リブ海地域、日本を除くアジア、メラ ネシア、ミクロネシア、ポリネシアで 構成されている。
- (‡)後発開発途上国(Least developed countries)は、国連の基準による。
- (1) 英領インド洋地域とセイシェルを含む。
- (2) アガレザ諸島、ロドリゲス島、セン ト・ブランドン島を含む。
- (3) サントメ・プリンシペを含む。
- (4) 旧ザイール。
- (5) 西サハラを含む。
- (6) セント・ヘレナ・アセンシオン、トリ スタン・ダ・クーニャを含む。
- (7) マカオを含む。
- (8) 香港は1997年7月1日に中国に返還され、 中国の特別行政区になっている。
- (9) ここに記載された値は先進工業地域の 総計に含まれるが、地理上の地域の推 計値には含まれない。
- (10) トルコは地理的理由で西アジアに含ま れる。その他の分類ではヨーロッパに 含まれる。
- (11) アルジェリア、バーレーン、コモロ、 ジブチ、エジプト、イラク、ヨルダン、

- クウェート、レバノン、リビア、モー リタニア、モロッコ、パレスチナ自治 区、オマーン、カタール、サウジアラ ビア、ソマリア、スーダン、シリア、 チュニジア、アラブ首長国連邦、イエ メンから構成される。人口指標に用い られている地域群は国連人口部の提供 による。他の指標のグループ分けは、 データのある各国の平均値をもととし ている。
- (12) チャネル諸島、フェロー諸島、マン諸 鳥を含む。
- (13) アンドラ公国、ジブラルタル、バチカ ン、サンマリノを含む。
- (14) 2006年6月3日にモンテネグロの国会で 独立宣言が採択されたことに伴い、国 際連合における旧セルビア・モンテネ グロの加盟資格はセルビアに引き継が れた。モンテネグロは、2006年6月28日 に国際連合への192番目の加盟国として 承認された。しかし、2カ国の統計デー タはまだ分類されていないため、ここ では2カ国の総計値を表示している。
- (15) リヒテンシュタイン、モナコを含む。
- (16) アンギラ、アンチグア・バーブーダ島、 アルバ、英領バージン諸島、ケイマン 諸島、ドミニカ、グレナダ、モントセ ラト、オランダ領アンティル諸島、セ ントクリストファー・ネイビス、セン トルシア、セント・ヴィンセントおよ びグレナディーン諸島、タークス・カ イコス諸島、米領バージン諸島を含む。
- (17) フォークランド(マルビナス)諸島、仏 領ギアナを含む。
- (18) バーミューダ、グリーンランド、サン ピエール・ミクロンを含む。
- (19) クリスマス島、ココス(キーリング)諸 島、ノーフォーク島を含む。
- (20) ニューカレドニア、バヌアツを含む。

- (21) 旧ソビエト連邦諸国は既存の地域によ り分けられる。東ヨーロッパには、ベ ラルーシ、モルドバ、ロシア、ウクラ イナが含まれる。西アジアには、アル メニア、アゼルバイジャン、グルジア が含まれる。南・中央アジアには、カ ザフスタン、キルギス、タジキスタン、 トルクメニスタン、ウズベキスタンが 含まれる。合計値が下記に別途記載さ れている地域内地域(sub-region)は地域 の総計には含まれない。
- (22) 別個に数値が掲載されている地域内地 域(subregion)を除いた地域の総額。
- (23) これらの各地域内地域(subregion)は、 UNFPAの区分ではアラブ諸国やヨーロ ッパ地域に含まれる。
- (24) 東ヨーロッパ地域の総額の中には、南 ヨーロッパ地域のバルカン諸国の一部 や、北ヨーロッパ地域のバルト海沿岸 諸国も含まれている。
- (25) ミクロネシア連邦、グアム、キリバス、 マーシャル諸島、ナウル、北マリアナ 諸島、パシフィック諸島(パラオ)から なる。
- (26) 米領サモア、クック諸島、ジョンスト ン島、ピトケアン、サモア、トケラウ、 トンガ、ミッドウェー諸島、ツバル、 ワリス・フテュナ諸島からなる。

テクニカル・ノート:指標の解説

今年の『世界人口白書』の指標では、国際人口開発会議(カイロ会 議)とミレニアム開発目標の数値目標および質的目標の達成に向けて、 その進捗状況を追跡するのに役立つような指標を用いることに特別な 注意を払った。とりわけ、死亡率の低下、教育の普及、家族計画を含 むリプロダクティブ・ヘルス・サービスの利用、青少年のHIV感染率/ エイズ罹患率といった分野である。指標の出典および選択の根拠は、 カテゴリー別に以下に示してある。

カイロ会議の目標の検証

死亡率の指標

乳児死亡率/男女別出生時平均余命 出典:国連人口部のデータシ ートより。これらの指標は、それぞれ、(成長段階の中でも最も重大な) 生後1年間とその後の全生涯にわたる死亡率を示したものである。デ ータの推計は2008年のものである。

好産婦死亡率 出典:WHO、ユニセフ、国連人口基金、世界銀行 による推計。(2007年) Maternal Mortality in 2005。この指標は、妊 娠・出産およびそれに関連した合併症で死亡する女性が、出生10万当 たり何人いるかを示す。精度に問題があるが、それでもおおよその規 模の推定はできるのでかなり有効である。推定値50以下はそのまま表 記している。推定値が50から100までは最も近い5の倍数で表記し、 100から999までは最も近い10の倍数で、1000以上は、最も近い100の 倍数で表記してある。推定値のいくつかは、各国政府の公式発表の数 値とは異なっている。この推定値は、可能な限り報告に基づいた数値 を使って、出典の異なる情報の比較をしやすくするようなアプローチ を用いている。詳細については、各国別推定値の原典を参照のこと。 これらの推定値と推定方法については、WHO、ユニセフ、国連人口 基金、学術機関など関連機関が定期的に見直しを行っており、現在進 行中の妊産婦死亡に関するデータの改善過程の一環として、必要があ れば改定していく。推計方法が変更されたため、以前に推計した2000 年時点の水準を今回の推計値と厳密に比較することはできない。

教育の指標

男女別初等教育就学率/男女別中等教育就学率 出典:ユネスコ統 計研究所のデータシート(2008年4月)より。人口データは国連人口部 のWorld Population Prospects: The 2006 Revision (2005/2006年) に よる。就学率は、ある学齢年齢の人口100人当たりの該当学年での在 学者数を示す。遅れて入学したり、中退・復学、留年によって、本来 の年齢よりも高くなった人の数は訂正されずそのまま含まれている。 データは最新のものを用いているが、1999-2007年の幅がある。

15歳以上男女の非識字率 出典:上記就学率より。非識字率データ は識字率データより調整。ユネスコ統計研究所のデータシートより。 非識字の定義は国によって異なり、一般的には、3種類の定義が用い られている。本書では、日常生活で使う短い表記文を、理解はできる が、読み書きができないという定義を用いており、可能な限り、この データを用いている。15歳以上の非識字率は、現在の就学率の水準と 過去の教育水準の両方を反映している。上記の教育指標は、World Population Prospects: The 2006 Revision (2008年) にある国連人口部 の推計値を用いて更新されている。教育のデータは、最新のものを用 いているが、1995-2004年の幅がある。

初等教育5年目までとどまる児童の割合 出典:上記就学率より。 データは最新のものであるが、1999-2007年の幅がある。2005年と 2006年のデータは暫定値である。

リプロダクティブ・ヘルスの指標

15-19歳の少女1000人当たりの出生数 出典:国連人口部のデータ シートより。若い女性に対する出産の負担の指標である。しかし、こ の年齢層の女性全体の1年間の水準を示すものである以上、これは若 い時期の女性の出産負担を十分に示すものではない。ただし、1年当 たりの女性1人の出生数の平均を示すことになるので、5倍すれば、若 い女性1000人当たりの10代後半でのおよその出生数を知ることができ る。しかし、この方法では出生数だけを計算しているので、10代の女 性の妊娠の全容を表すことにはならない。死産や流産あるいは人工妊 娠中絶により、出生に至らなかった妊娠はこの数値には反映されない。 推計値は2005-2010年の幅がある。

避妊実行率 出典:国連人口部のデータシートより。国連人口部管 理のデータベースによる。このデータは、サンプル調査報告からとっ たもので、それぞれ(事実婚を含む)有配偶女性のうち、現在、近代的 な避妊法もしくは何らかの避妊法を実践している人の割合を推計して いる。近代的避妊法(診療施設による方法あるいは配布による方法)に は、男性・女性の不妊手術、IUD、ピル、注射、ホルモン剤埋め込み 法、コンドーム、女性用のバリア法がある。これらの数字は、調査時 期や質問事項の細部が異なるため、国と国の比較はおおまかにしかで きず、完全を期すことは困難である。すべての国・地域で、調査対象 人口の年齢を15歳から49歳までに統一している。入手できる限り最新 の調査によるデータを掲載しているが、1986-2007年の幅がある。

15-49歳のHIV感染率(男女別) 出典:国連エイズ合同計画 (UNAIDS) 2006年、provided data from the United Nations

Population Devision。これらのデータは、調査システムレポートとモ デル推定値から引用した。15-49歳の男女のデータは各国のポイント 推定値による。参照したのは2007年のデータである。男女間の感染率 に差があるのは、女性のほうが身体的理由からも社会的理由からも HIV/エイズに罹りやすいことを反映しており、また、性関係をもつ パートナーの間の年齢差にも影響されている。

人口・社会・経済指標

2008年の人口/2050年の推計人口/2005-2010年の平均増加率 出 典:国連人口部のデータシートより。これらの指標は、各国の人口の 現在の規模、将来の推計規模、現在の年間増加率を示す。

都市人口の割合/都市成長率 出典:国連人口部World Urbanization Prospects: The 2007 Revision(2008年)CD-ROM版。こ れらの指標は、各国の人口の中の都市人口の比率と推計された都市地 域の増加率を示す。

可耕地および永久耕作地1ha当たりの人口 出典:国連食糧農業機 関(FAO Statistics Division)のデータより。国連人口部によるWorld Population Prospects: The 2006 Revision (2008年) の総人口のデータ に基づいた農業人口のデータとILOによるEconomically Active Population, 1950-2010 (第4版) (1996年) からの経済活動人口の活動率を 用いている。この指標は農業生産に適する土地における農業人口の大 きさを示す。これは国の経済構造(農業労働力人口の比率)の変化およ び土地開発技術の変化の双方に左右される。この指標が高い場合は、 土地生産性に対する圧力や土地所有の細分化に関連している可能性が ある。しかしこの指標は開発レベルや土地利用政策の違いにも関連し ている。これらは2005年のデータを参照している。

合計特殊出生率(2008年) 出典:国連人口部のデータより。この数 値は、15歳から49歳の間の年齢階級別のそれぞれの女性が特定の期間 において産んだ子ども数を出産可能年齢の生涯において産んだと仮定 した場合の子ども数を表している。国によっては、この期間のいずれ かの時点で推計レベルに達すると思われる。

専門技能者の立ち会いの下での出産 出典: WHO Database on Skilled Attendant at Deliveryのデータ(ウェブサイト:www.who.int// reproductive-health/global_monitoring/data.htmlで検索可)。この指 標は、国の報告に基づく、専門技能を有する保健要員または立会人― すなわち医師(専門医またはそれ以外の医師)および/または通常分娩 だけではなく産科合併症の診断・処置ができる助産技能をもつ者の立 ち会いの下での出産の割合である。先進国のデータは専門技能者が出 産に立ち会う割合が高いことを反映している。全範囲を網羅している と仮定しているため、公式の統計には辺境地域の住民のデータが欠如 していたり調査範囲に入っていなかったり、機会や搬送の遅れによる 影響が十全に反映されていない可能性がある。データは、1995年から 2006年までの入手しうる最新のデータに基づいている。

1人当たり国民総所得(PPPによるGNI) 出典:世界銀行 World Development Indicators Online(ウェブサイト: http://devdata. worldbank.org/dataonline/(予約購読)で検索可)より2006年の数値。 この指標は(以前は1人当たりGNP(国民総生産)と言っていたが)、国 内への配当(送金)や国外からの請求は考慮せず、人口の規模に関して、 居住者と非居住者によって生産された最終使用の財およびサービスの 総生産額を示す。したがってある国民の経済的生産力の指標となる。 また、海外からの労働賃金の送金や居住人口の資本、非居住人口に対 する同様の支払いを調整している点、また、為替レートの年次変化を 含む様々な技術的な調整をしている点から、国内総生産(GDP)とは異 なる。この測定値は、購買力平価(PPP)を用いた、「実質的なGNP」 を含むことで通貨の購買力の差異についても考慮している。購買力平 価の数値の中には、回帰モデルに基づくものもあるが、そのほかは最 新の「国際比較プログラム」の基準推計値から推計したものである。 詳細は元となったデータを参照のこと。

政府支出に占める(教育費/保健費の)割合 出典:世界銀行 World Development Indicators Online(ウェブサイト: http://devdata. worldbank.org/dataonline/〔予約購読〕で検索可)。この指標は、あ る国家の教育部門と保健部門に対する優先度を政府支出の割合から割 り出そうとしたものである。部門内での配分、つまり他のレベルと対 比した初等教育や基礎保健サービスへの配分については、国によって かなり差があると思われるが、これについてははっきりしない。中央 政府と地方自治体の間の行政および予算権限の違い、公共セクターと 民間セクターの役割の違いなどがある。ここで報告されている推計値 は、教育費が1人当たりGDPで、保健費がGDP総額に占める割合で表 示している。部門が異なったり、状況が変わったりすると投入額に差 が出るので、国家間の比較にはよく注意する必要がある。暫定データ は、2005年の最新の推計値を用いている。

外部からの人口分野に対する援助 出典:国連人口基金 Financial Resource Flows for Population Activities in 2006(2006年)。この数値 は、各国の人口分野の活動に対して、2006年に行われた対外援助の総 額である。対外援助の資金は、多国間および二国間援助機関や、NGO によって拠出されている。資金提供国の場合は、その援助額がカッコ

内に示されている。また、地域総額は、特記のない限り、国内レベル のプロジェクトと地域レベルの活動の双方を含む。

5歳未満児死亡率 出典:国連人口部のデータシートより。この指 標は、乳児と幼児の死亡件数に関連する。つまり、乳児や幼児に対す る疾病その他の死因の影響を反映する。さらに標準的な人口統計学測 定手段は、乳児死亡と1歳から4歳の子どもの死亡率で、この年齢層の 様々な死亡の原因と頻度を反映するものである。この測定値は、乳児 死亡率に比べて栄養改善や予防接種で予防可能になるものも含めて、 子どもの病気の負担をよりよく表している。5歳未満児死亡率は、あ る年次の出生児1000人に対する5歳未満の子どもの死亡数で表される。 2005-2010年の推計値である。

1人当たりエネルギー消費量 出典:世界銀行 World Development Indicators Online(ウェブサイト: http://devdata. worldbank.org/dataonline/〔予約購読〕で検索可)より。この指標は、 年間国民1人当たりの石油1kgに相当する商業用第1次エネルギー(石炭、 褐炭、石油、天然ガス、水力・原子力・地熱電気)の消費量を示す。 工業の発達度、経済構造、消費パターンを反映する。長期的な変化を 見ると、いろいろな経済活動のレベルとバランスの変化およびエネル ギー使用の効率の変化を(浪費の減少、増加も含め)映し出すこともで きる。2005年のデータによる。

改善された水源の利用 出典:WHO・ユニセフ Meeting the MDG Drinking Water and Sanitation Target; The Urban and Rural Challenge of the Decade (2007年)。この指標は、水源が改善され、十 分な量の安全な飲料水を利用者の住居から便利な距離の範囲内で入手 している人口の割合を示す。斜体の文字で記された部分は、各国の定 義に従って、そのレベルを設定している。これは、不適切な衛生状態 から生じるものも含めた健康上のリスクにさらされる場合とも関連す る。データは2004年の推計によるものである。

世界人口白書 2008 編集チーム

The State of World Population 2008

Lead Author/Researcher: Joy Moncrieffe

Editor: Alex Marshall

Culture, Gender and Human Rights Adviser: Azza Karam

Coordinator: Christian Fuersich Editorial Associate: Triana D'Orazio

Editorial and Administrative Associate: Mirey Chaljub

Acknowledgements:

The Editorial Team expresses its special appreciation to the following contributors who provided background papers: Alan Greig, Vasantha Kandiah, Cecilia Maria Bacellar Sardenberg and Maya Unnithan.

A sincere thank you also to the scholars and professionals who provided valuable comments: Professor Abdullah An-Na'im, Dr. Josef Boehle, Rabbi Amy Eilberg, Katérina Stenou, Reverend Hans Ucko and Reverend Sister Francisca Ngozi Uti.

Many thanks also go to fellow UNFPA colleagues, especially Purnima Mane, Mari Simonen and Aminata Toure, Stan Bernstein, Jose Miguel Guzman, Werner Haug, Kristin Hetle, Abubakar Dungus, Laura Laski, Nuriye Ortayli, Sherin Saadallah, Saskia Schellekens.

For support to its programmes on culture since 2002, UNFPA wishes to thank the Swiss government in particular, as well as the German and the Swedish governments.

「世界人口白書 2008」の英語版はUNFPAのホームページ http://www.unfpa.org で、ご覧になれます。

日本語版監修:

阿藤 誠(早稲田大学特任教授)

日本語版制作:

財団法人 家族計画国際協力財団(ジョイセフ) 〒162-0843 東京都新宿区市谷田町1-10

保健会館新館

電話 東京(03)3268-5875 FAX 東京(03)3235-9776 E-mail info2@joicfp.or.jp

URL http://www.joicfp.or.jp

印刷:日本印刷株式会社

印刷:日本印

この白書は再生紙を使用しています。



United Nations Population Fund 220 East 42nd Street, 23rd Fl. New York, NY 10017 U.S.A. www.unfpa.org